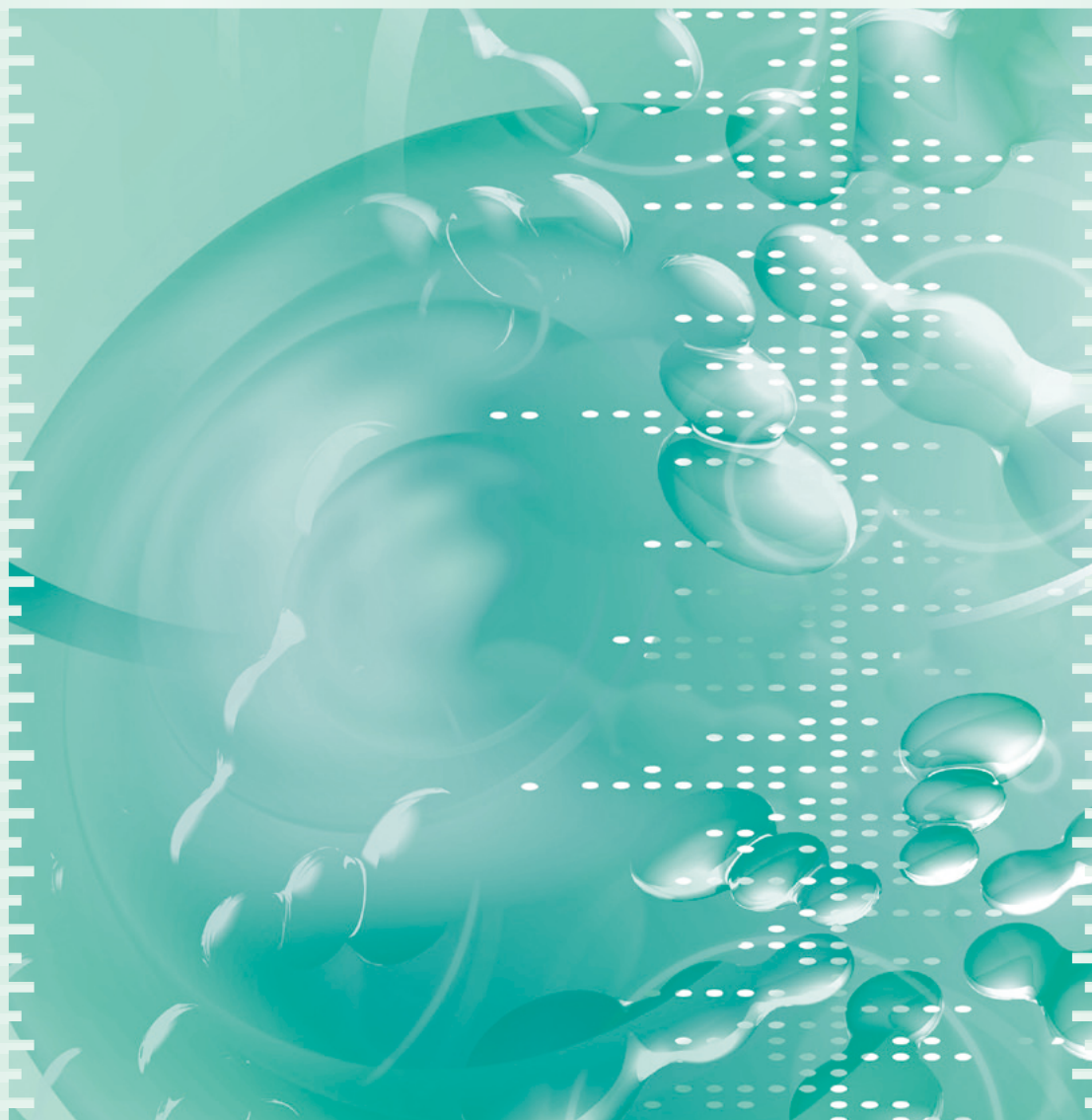


ISSN 2188-6393

常磐大学大学院

常磐大学大学院学術論究

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School



第2号 Vol. 2 Mar. 2015

目 次

最終講義

- ・規範的な教育研究について…………… 渡 邊 光 雄 1

研究ノート

- ・私の人間科学 — なぜ、ヒトの脳皮質だけが発達したのか? — …… 秦 順 一 9

原著論文

- ・クライアントは「自己概念」をどの程度、どのように語るのか
—「自己経験」の陳述との違い及び関係に注目しながら— …… 渡 邊 孝 憲 19
- ・韓国における性犯罪被害防止対策の現況…………… 呉 香 淑 31
- ・職場におけるハラスメント防止基本法の制定に向けた一考察…………… 稲 垣 友 徳 43
- ・就労施設における職員と行動研究者の協議がダウン症の施設利用者に対する
職員の関わり行動にもたらす効果…………… 下 山 田 理 絵, 水 口 進, 森 山 哲 美 57
- ・解答困難な計算課題に対する大学生の行動に関わる言語刺激が
後の解答容易な計算課題に対する行動に及ぼす影響…………… 中 村 達 大, 森 山 哲 美 71

付 録

- 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録……………付- 1
- 常磐大学大学院被害者学研究科博士課程（後期）学事記録……………付- 1
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録……………付- 2
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録……………付- 2
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録……………付- 2
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程修了者修士論文要旨……………付- 3
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程修了者修士論文要旨……………付- 11
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程修了者修士論文要旨……………付- 17
- 常磐大学大学院学術論究発行規程……………付- 21
- 常磐大学大学院学術論究学術雑誌執筆要綱……………付- 23
- 常磐大学大学院学術論究学術雑誌執筆要綱（英文）……………付- 31

規範的な教育研究について

1)
渡 邊 光 雄

2014年10月2日受理

Abstract : Normative studies of education Normative studies of education specify an ideal standard, which is to figure out what kind of teaching would bring teachers closest to achieving the goals. The author has made studies on spiritual freedom, a concept of which was produced by the Romanticism. Meanwhile, he taught some graduate students at Tokiwa University as a mentor to them. And he studied educational countermeasures against serious problems of emission of radiation dispersed by nuclear accidents and radioactive wastes. His studies mentioned above are included in the normative studies of education. The graduate students studying educational theories learn how to make the normative studies of education and solve educational problems with support of an academic group discussion directed by the mentor to them. A role of the mentor is to assure them of making the normative studies of education by means of the group discussion in which the collaboration between the mentor and them could foster their senses of spiritual freedom. The mentor has to teach critical determinants of educational theories to the graduate students from the viewpoints of “philosophy of science” based on “interdisciplinary” studies of sciences. That means the assurance that the graduate students will acquire the sense of spiritual freedom required for highly educated professionals in the sophisticated-information society.

Key words : normative studies of education, spiritual freedom, collaboration, philosophy of science.

序 — 規範的な教育研究

規範的な教育研究とは、研究者が人間形成上の自らの目標を最大限に達成するために諸情報を収集し解釈して最善の営み（最も良いと研究者自身が判断する考えや振舞い）を探る研究であるといえることができる。教育研究には、この他に以下の二つのものがある。

一つは、人間形成上の考えや振舞いの内容及び方法（環境整備を含む）の実際の状態を確かめることに焦点を当てた教育研究である。この教育研究は、その内容及び方法の客観的状況を記述することに主な狙いがあるため、記述的な教育研究になる。もう一は、実際に繰り返られる様々な人間形成上の考えや振舞いの中で研究者自身が自ら

良いと判断するものの手続きを探る教育研究である。この教育研究は、その手続きを言わば処方箋の形にして実際に使えるものにするに主な狙いがあるため、処方的な教育研究になる。

規範的な教育研究は、記述的並びに処方的な教育研究との比較において研究上の狙いをどこに置くかということで区別されるが、それら二つの教育研究から切り離されてはいない。規範的な教育研究は、他の二つの教育研究の成果をつねに活用して成り立っている。

本稿では、筆者の50年に及ぶ規範的な教育研究の歩みを踏まえ、若い教育研究者に受け継いで欲しい同教育研究の学問的有り様が解釈学的にまとめられている。このまとめは、筆者の2013年度常磐大学大学院人間科学研究科最終講義原稿を修正

1) Mitsuo Watanabe : 筑波大学名誉教授

したものである。

1. 規範的な教育研究と「精神的な自由」

筆者は、教育学分野に某大学学部学生として関わって以来、50年に及ぶ規範的な教育研究の歩みを続けている。そして、常磐大学赴任までの40年余りの間、古代から近代までの各時代社会を貫く人間の「精神的な自由」の歴史を探ってきた。その歴史は、17世紀を淵源とするドイツ・ロマン主義に支えられた教育学の流れに顕著に窺うことができる。そこには、一つの人間形成のあり方が見られた。それは、人間が、社会の中で精神的に拘束された自らの思考への第三者的な反省によってその精神的拘束状態を解き放ちながら、自らの精神的成長を遂げるものであった。筆者は、このドイツ・ロマン主義教育学に即して規範的な教育研究を進めた。そして、筆者の常磐大学赴任当時、自ら探ってきた「精神的な自由」の歴史が、今日の英語圏で繰り広げられる「無意図的な誤り」に関する研究に連なることを確かめるに至った。(Bollnow, 1952 ; Troeltsch, 1966 ; 渡邊, 1994, 2011)

情報社会の中で、我々は、「認知的バイアス」による「無意図的な誤り」をいつ犯すか分からない精神的脅威に絶えず晒されている。その我々に対し、1980年代以降の英語圏で人間形成との関わりから広く注目されてきた「無意図的な誤り」に関する研究は、その精神的脅威を和らげる手立てを与えてくれた。そして、人間の犯す「無意図的な誤り」が認知科学で実証的に探究される中で、人間が自らの誤りを自らの成長の原点とする「誤りから学ぶ教育」の考え方が登場し、又、「つねに開かれた心を伴う思考」のあり方が実証的に提言された。(Baron, 1988, 1994 ; Perkinson, 1984 ; Schneider & Schanteau, 2003)

「誤りから学ぶ教育」の考え方や「つねに開かれた心を伴う思考」のあり方の登場は、筆者にとって、古代より近代に至る「精神的な自由」の歴史の継承であり、それは、人間の英知として受

け止められるべきものであった。この筆者の想いは、従前の筆者の学究生活がもたらしてくれたものであり、常磐大学大学院教育学分野の学生（以下、院生）による規範的な教育研究の継承発展を願う気持ちの表れでもあった。(渡邊, 2011)

2. 規範的な教育研究の事例：核エネルギー利用に関する学校教材に必要な「放射性毒性消滅処理」の視点

常磐大学における筆者の8年間の学究生活には、それまでにない緊張感を伴った規範的な教育研究の活動があった。それは、東日本大震災が起きた2011年とその翌年の研究活動である。当時、筆者は、水戸市の教育委員会教育事務評価専門委員として、同市の震災対応教育事務の評価に関わる大いなる緊張感をもった教育研究活動を進めていた。

そこにおいて、筆者は、きわめて重苦しい精神的拘束状態即ち閉塞感に陥った。この状況は、今なお続いている。それは、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に起因した。この事故は、拡散した放射性物質の「放射性毒性」によって広範な周辺地域の人々の日常生活を奪い、人々に精神的・物理的な閉塞状況をもたらした。「放射性毒性」の被害は、現在の最先端の核エネルギー関連技術を以てしても対処し得ないものとなっている。この事態に、多くの人々は、筆者を含め、極めて重苦しい閉塞感を抱かざるを得ない。

筆者にとって、この暗鬱な精神的閉塞状況は、自らの大学院学生時代に出会った近代教育学の祖の一人であるJ. A. Comeniusの「心の痛みと煩悶」を呼び起こすものでもあった。彼は、17世紀ヨーロッパのキリスト教世界で前世紀に始まった宗教改革による新教と旧教の対立の只中に居た。そして、新教に与する「ボヘミア同胞教団」のチェック人牧師であったComeniusは、旧教に与するドイツ・ハプスブルク家の軍隊に蹂躪された祖国モラヴィアから追われ、生涯、祖国に戻れなかつ

た。そして、彼は、閉塞状況に陥ったまま、祖国がいつの日か独立することを夢見ながら、祖国の未来を子どもたちに託し、教育学上の不朽の名作『大教授学』を書き残した。(Ahrbeck, 1957; 梅根, 1963)

Comeniusは、生涯、「心の痛みと煩悶」を抱いた「流浪の民」でありながらも、未来への望みを子どもたちに託した教育研究の社会的役割を今日に伝えている。このことにこれまで教育研究者として敬意を抱いていた筆者は、原子力発電所事故後の閉塞感に陥った状態の中で、臆であるにしても光明を見いだせないかと「煩悶」した。そして、筆者は、「煩悶」する問題が、自らの専門分野から全くかけ離れた核エネルギー技術分野のものであったが、何らかの問題解決への光明になると感じられる事柄を規範的な教育研究の立場から求めた。それは、現在の小・中・高等学校で使用される核エネルギー利用教材の中に、「放射性毒性」を無くす視点を取り入れることの必要性であった。(渡邊, 2013)

今日、「高レベルの放射性廃棄物の潜在的有害度」を「消滅」させる「分離変換技術」は、その「潜在的有害度」(「放射性毒性」)を「1/10~1/1000」にまで下げられ、又、「潜在的有害度」を「消滅」するまでに「1万年」かかるものを「数百年」に短縮処理できるところまで進んでいるとされる。人間社会には、原子力発電所事故のみならず、通常の核エネルギー利用からも、「高レベルの放射性廃棄物」が既に排出されている。その「放射性廃棄物」の「潜在的有害度」を「消滅」させて人間の生活に被害を与えないようにすることは、これまで核エネルギー利用を「恩恵」として直接的又は間接的に受け止めてきた人間にとって責務になると言わざるを得ない。(渡邊, 2013)

現在、原子力発電所事故周辺の地域では、人々の日常生活を奪っている高レベル放射性物質の「放射性毒性」が無くならない限り、人々の日常生活が戻らない状況がある。その中で、「放射性毒性」それ自体を根本的に無くす手立てを見込め

ない現状から、人々に閉塞感を抱かせる状態が生じている。しかし、このような事態の改善に対し、現在の「放射性毒性消滅処理」のための「分離変換技術」は、直ちに朗報を与えるものになっていない。

この現状の下で、「放射性毒性」が人間生活を奪っている事態を改善するために、筆者は、教育研究者として行うべきことを考えさせられた。「放射性毒性」を根本的に無くすためには「分離変換技術」の発展を急がせることしか打つ手がないことを窺わされる現時点で、筆者は、「分離変換技術」の発展を促す人材育成の必要性を考えざるを得なかった。

しかし、「放射性毒性消滅処理」の「分離変換技術」を進展させるための人材育成が、原子力発電所事故後の精神的そして物理的な閉塞状態に与える光明に値するというを、門外漢の筆者が断言できるものではない。そうではあるにしても、現在の小・中・高等学校の核エネルギー利用教材に「放射性毒性消滅処理」の視点を入れることにより、筆者は、次のことに大きな期待を寄せざるを得ない。それは、放射性物質の「分離変換技術」について、その急がれる発展を支えるより多くの子どもたちが将来出てくるということである。

2011年とその翌年において、筆者は、以上のような規範的な教育研究を繰り返した。

3. 規範的な教育研究における研究指導

上記の東日本大震災に関わる教育研究活動期間を挟む8年の間、筆者は、常磐大学人間科学研究科で規範的な教育研究の立場から修士課程教育学分野の院生の研究指導に携わってきた。教育学一般において、文献解釈中心に教育のあるべき姿を求める規範的な教育研究を指導する場合、筆者には、つねに留意してきたことがある。それは、規範的な教育研究の上で重要とされる偏りのないバランスの取れた文献解釈と、それに基づく思考の展開(「精神的な自由」)を院生に体験してもらう

ということである。

教育学分野での規範的な教育研究の研究指導では、院生と研究指導教員によるグループ討議・検討が重要視され、討議中の所謂「弁証法的思考」が求められる。そこでは、院生が提起した自らの文献解釈への他の院生からの批判に自ら反論する経験の繰り返しが不可欠であり、その繰り返しによる院生の文献解釈能力の高まりが期待される。その高まりは、院生個人から提起された解釈の適否の見解が他の院生との間で相互に検討されるグループ討議・検討によって促進される。それ故、そのグループ討議で院生の間に批判が出ない場合、研究指導教員は「憎まれ役」になり、グループ討議・検討で提起された院生の文献解釈を批判し、その院生の文献解釈能力を鍛えなければならない。(Baron, 2000; 渡邊, 1994)

規範的な教育研究を行う院生は、このグループ討議・検討への積極的な参加により、様々な立場からの見解を踏まえた偏りのないバランスのある文献解釈の能力を獲得できるように、研究指導教員によって指導される。そして、その院生に対し、自らの教育研究の成果をまとめる能力を習得することが期待される。従って、院生のまとめる規範的な教育研究の成果が修士論文の場合、同論文は、研究指導教員と院生による共同制作の所産になる。

この共同制作では、教育学研究指導教員の側に、ある責務が生じる。それは、例えば修士論文の指導・審査の過程で同論文への教育学分野以外の研究指導教員からの過小評価がある場合、当該研究指導教員が、その過小評価の理由を確認して自ら指導する院生を擁護するという責務である。規範的な教育研究に取り組む院生の研究指導教員は、「弁護人」として当の院生の論文の妥当性や信頼性を客観的に説明する役割を担わなければならない。

ただし、その過小評価の理由の中には、教育学研究指導教員として納得させられる指摘事項が見いだされることもある。その場合、当然、同研究

指導教員は、謙虚にそれを受け入れ、指導下の院生と共にその指摘事項を取り入れた論文作成等の共同制作を進めることになる。こうしたことは、教育学研究指導教員にとって、常磐大学大学院で自ら所属する人間科学研究科の「修士(人間科学)」論文審査基準から見て軽視した事柄が指導自体にあることを意味する。上記の指摘事項は、仮に「修士(教育学)」論文審査の場合に看過し得るものではあっても、「修士(人間科学)」論文審査においては看過できないものになる。

さらに、教育学研究指導教員にとって、この謙虚な姿勢は、人間科学研究科における自らのFD(Faculty Development)の展開になる。FDの観点からは、先のグループ討議・検討における「憎まれ役」や指導する院生の修士論文審査等における「弁護人」の役割遂行自体も、教育学研究指導教員にとってFDの展開になる。教育学研究指導教員によるこうしたFDの展開は、同じ教育研究を進める院生の研究活動に対し、その質保証の要件となる。

規範的な教育研究の研究指導における留意事項には、上記の他に下記の事柄もある。

教育学研究指導教員の指導の下で規範的な教育研究を行う院生は、時に、自らの所属学会等で扱われてきていないという意味で「未発掘」の文献資料を見だし、それに関する自らの解釈の適否を研究会等のグループ討議・検討で確かめることがある。その場合、同資料は、通常、その院生の研究の独自性を保証するものとして扱われ、当の院生にとって、それに基づいた自らの研究成果(共同所産)公表の前に公けにされてはならないものとなる。ここで、教育学研究指導教員には、この状況を保全する姿勢が求められる。

大学院教育の研究指導上のグループ討議・検討は、制度上、公共性を保たなければならない。従って、そこでの内容の情報公開は当然であり、情報公開の権限を含んだグループ討議・検討の指導権限のある研究指導教員の判断により、その内容の情報公開を決めることができるという考え方

がでてくる。しかし、学校教育法で認められた教育学研究指導教員によるこの情報公開では、院生との共同制作に関わる資料の学術的価値や性質への配慮と共に、その情報公開に関する当の院生の事前了解が求められる。そのことなしにグループ討議・検討全体の情報公開を研究指導教員が行うことは、研究指導教員と当の院生との間の信頼関係を損なうのみならず、著作権上の社会的問題を引き起こすことにもなり得る。

4. 「科学哲学」的知識等を踏まえた規範的な教育研究のあり方

常磐大学大学院人間科学研究科における教育研究の有り様を筆者が鑑みる時、それは、結局のところ、明治以来140年に及ぶ日本の近代学校教育とそれに基づく教育研究の歴史の枠に囚われたものに他ならない。即ち、人間科学研究科の「学位」に対応する学問「人間科学」を前提としてはいない。「人間科学」が「総合科学」として扱われる場合、そこに位置づけられる教育研究は、明治以来の教育研究を「止揚」させなければならない。

「総合科学」としての「人間科学」の下で教育研究を考える時、筆者には、次の思いがある。即ち、規範的な教育研究のあり方は、日本の大学教育における諸学問分野の質保証について、日本学術会議が現在提示している「総合科学」の考え方との関わりで検討される必要があるという思いである。(日本学術会議, 2010)

日本学術会議は、2008年以降、文部科学省からの依頼により、大学学部教育専門分野ごとの教育課程編成に必要な「分野別質保証参照基準」(以下、「基準」)の策定を進めてきた。そこには、「総合科学」としての「経営学」を含む諸学問を大学学部教育の内容とする「基準」が詳述される。そして、それは、以下のように、「人間科学」に包摂される規範的な教育研究のあり方の方向性を考えさせるものとなっている。(日本学術会議, 2010)

この「基準」には、各専門分野の「当該学問に

固有の特性」として「固有の世界の認識の仕方、世界への関与の仕方」が記されると共に、幾種類もの能力が記される。即ち、まず、「当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力」としての「分野に固有の能力」(「専門的な知識や理解を活用して、何かを行うことができる」力)と「ジェネリックスキル」(「分野に固有の知識や理解に依存せず、一般的・汎用的な有用性を持つ何かを行うことができる」力)が記される。そして、「市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり」から、「専門分野の内容を専門外の人にもわかるように説明できる」能力、「専門分野の社会的、公共的意義について考え理解できる」能力、「専門分野の限界をわきまえ、相対化できる」能力が記される。(日本学術会議, 2010, 2012)

ここに記される諸能力は、顧みれば、1960年代に注目された諸学問の「学際的研究」に基づく「科学哲学」において指摘されたものに他ならない。当時、「歴史の哲学」「数学の哲学」「自然科学の哲学」「社会科学の哲学」等の表題の書籍が多数刊行され、各学問に見られる固有の認識様式、探究能力、有用性、社会的意義づけ等が提示されていた。これは、学問的レベルでの「精神的な自由」のあり方を意味するものでもあった。

日本学術会議が示す「基準」には、かつての「科学哲学」に匹敵する内容が採用され、そこには、常磐大学大学院修士課程で参考にされるべき院生指導の方向性が窺われる。即ち、同課程で、「学識」のある「専門的職業人」を育成する大学学部教育に基づく「学識」及び「研究能力」を伴った実質的な「高度な専門的職業人」の育成を行うに当たり、かつての「科学哲学」の内容に相当するものを院生指導で改めて扱うという方向性が窺われる。

日本学術会議は、「科学哲学」の内容に匹敵するものを「基準」として規定し、それを、大学学部専門分野修士課程が「専門的職業人」になることの保証要件とする。従って、学部教育の上に位置する大学院修士課程での院生への指導が「高度な

専門的職業人」の育成を目指す時、院生は、「科学哲学」的内容を既修していなければならない。そこから、「学識」と「研究能力」を伴った実質的な「高度な専門的職業人」の育成を設置目的に含める常磐大学大学院修士課程は、「科学哲学」的な知識等に配慮する必要があることになる。

そして、日本学術会議の示す「基準」には、「総合科学」としての「経営学」を構成する「領域」学問としての「会計学」「商学」「経営工学」「経営情報学」が紹介され、それらとの関連で「基準」が詳しく示されている。それにより、「経営学」の背景にある整理された「科学哲学」的知識等を窺い知ることができる。又、大学院修士課程で扱われる「総合科学」としての「経営学」とそこに組み込まれる上記の「領域」学問の体系的な関連付けに基づいた院生指導をも窺い知ることができる。(日本学術会議, 2012)

常磐大学大学院人間科学研究科において規範的な教育研究のあり方を考える時、日本学術会議が示した「基準」を踏まえると共に、とくに「総合科学」としての「経営学」で示した「基準」を念頭に置くことが必要であろう。そして、規範的な教育研究は、次の知識等を踏まえたものに改められるべきであろう。即ち、教育の「固有の世界の認識の仕方」「固有の関与の仕方」「固有の能力」「ジェネリックスキル」に関する知識等、又、それらの「社会的、公共的な意義づけ」や「限界」を「専門外の人」に「分かりやすく説明できる」能力に関する知識等である。筆者は、それらの知識等を組み込む規範的な教育研究がドイツ・ロマン主義教育学に始まる教育研究の歩みを未来に繋ぐことに期待を寄せたい。

結び — 規範的な教育研究の今後

教育学分野で、規範的な教育研究は、もともと、ドイツ・ロマン主義の教育研究のような「精神的自由」を求める人間形成のあり方を探るいとなみである。即ち、人間が自らの思考を絶えず第三者的に反省し、時代社会のもたらす精神的拘束

から解き放たれる中で、自らの精神的成長を遂げるという人間形成のあり方を探るいとなみである。そのいとなみは、現代の情報社会では、「無意図的な誤り」のもたらす精神的脅威（精神的閉塞状況）から解き放たれる中で自らの精神的成長を遂げるという人間形成のあり方を探るいとなみでもある。教育学分野で記述的な教育研究と処方的な教育研究に並ぶこのような規範的な教育研究に対しては、今日、「精神的な自由」をつねに求める人間形成のあり方を中心としながらも、所謂「科学哲学」的な知識等を踏まえて改められるべき方向性が示されている。

筆者は、こうした規範的な教育研究が常磐大学大学院人間科学研究科の教育学分野の院生によって発展的に受け継がれることを願って止まない。

References

- Ahrbeck, H. (Hrsg.) (1957). *Jan Amos Comenius: Grosse Didaktik*. Berlin: Volk und Wissen Volkseigener Verlag.
- Baron, J. (1988, 1994, 2000). *Thinking and deciding*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bollnow, O. F. (1952). *Die Pädagogik der deutschen Romantik von Arndt zur Fröbel*. Stuttgart: W. Kohlhamer Verlag.
- 日本学術会議 (2010). 大学教育の分野別質保証の在り方について <<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-k100-1>> (2014年1月19日)
- 日本学術会議 (2012). 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経営学分野 <<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h157>> (2014年1月19日)
- Perkinson, H. J. (1984). *Learning from our mistakes*. Connecticut: Greenwood Press.
- Schneider, S. L., & Schanteau, J. (Eds.) (2003). *Emerging perspectives on judgment and decision research*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Troeltsch, E. (1966). *Deutscher Geist und Westeuropa. Gesammelte kulturphilosophische Ausgäbe und*

Reden, herausgegeben von H. Baron. Neudruck der Ausgabe Tübingen 1925. Aalen: Scientia Verlag.

梅根 悟 (1963). 歴史を創った教師 コメニウス 牧書店

渡邊光雄 (1994). クラフキの「二面的開示」に関する研究 勁草書房

渡邊光雄 (2011). 精神的自由に誘われた人間形成論 探索の歩み — 信州の山間に響く「モルダウ」の調

べから「誤りから学ぶ教育」までの道のり — 常磐大学大学院人間科学研究科人間科学論究, **19**, 115-122.

渡邊光雄 (2013). 核エネルギー利用に関する学校教材に必要な「放射性毒性消滅処理」の視点について 常磐大学大学院人間科学研究科人間科学論究, **21**, 73-80.

私の人間科学

— なぜ、ヒトの脳皮質だけが発達したのか？ —

秦 順 一¹⁾

2014年10月20日受理

Abstract : Higher brain function of humans is developing in association with maturation of cerebral cortex. The cerebral cortex comprises neurons composed of perikaryon and axial fibers. The neural circuits consist of a nerve cell and axons constituting the synapse between the axons. These circuits develop through in life even in cases of aged and damaged human brain. Recently, it was found that hippocampus take significant roles of memory.

Human history and development of human brain are discussed in this article.

Key words : Human, Human brain, Cerebrul cortex, Neuron, Development, Memory

はじめに

筆者は6年前、縁あって常磐大学人間科学部健康栄養学科の教授として着任し、半年後同大学院人間科学研究科教授に就任した。今まで40年間あまり、専ら医学の研究・診療・教育に携わってきた自分にとって、「人間科学」という学問領域は全く新しい分野であった。新たな学問環境の中で、本学教職員と接し、今までより幅の広い学問領域に関与することによって、多くの見識に接することができたことは誠に幸運であった。その中でも、イタリア美術史の泰斗である本学松原哲哉准教授と出会い、美術史の中で燦然と輝くレオナルド・ダ・ヴィンチの手稿を美術学と解剖学という全く異なる立場で論じ、共通の認識を持たせたこと、さらにそれを論文として出版し得たことは最も喜ばしいことであった。このような経緯で本学大学院人間科学研究科教員に就任したのを契機に、人間とは何か、われわれが社会生活を営む源は何か、他の動物と異なる点は何かなどヒトの本

質について少し考えてみることにした。その過程で、ヒトが人として考え、行動する基盤としての脳（中枢神経系）の構造と機能について他の動物との違いを含めて、改めて勉強を始めた。本稿ではその一部を簡単に論述し人間とは何かを理解する縁（よすが）としたい。

1. 人類の歴史（抄）

ヒト（原人）は今から700万年前に共通祖先である狭義の類人猿（ヒトを含まない小型類人猿および大型類人猿）から分かれたといわれている。2足歩行に至った経緯は、ヒトが他の霊長類より遙かに高い出生率を示すことから、より安全な樹上の生活から危険な草原に棲まざるを得なくなり、次第に直立するようになったと理解されている。また、直立姿勢を取るようになると骨盤が狭小化し、児は未熟児の状態で娩出される。娩出時およびその後の生育には母親以外の手も必要で、それが社会生活を営む契機の一つになったものと理解される。2足直立原人であるアウストラロピ

1) Jun-ichi Hata : 常磐大学大学院人間科学研究科非常勤講師
公益財団法人実験動物中央研究所・所長

テクス、ホモ・バピルス、ホモ・エレクトスを経て、25万年前に中央アフリカにホモ・ネアンデルタール人（以下、ネアンデルタール人、旧生人類）が生まれた。ネアンデルタール人は社会生活を営み、武器を使って狩りを行い共同で食糧を確保した。以来、3、4万年前までアフリカ、ヨーロッパから西アジアまで拡がった。ネアンデルタール人は約3万年前に突然絶滅した。その理由は詳しく分かっていないが、絶滅した頃はヨーロッパ各地で火山の噴火が頻発した時期に相当する。すなわち、彼らはヨーロッパ、西アジアまでしか勢力を伸ばせなかったため火山の噴火や気候の変動に耐えられず、絶滅したとする考えが一般的である。化石から採取されたDNAの解析などから、あまりにも急激に地球上から消滅しているため、強い感染症のパンデミックで絶滅した可能性もある。さて、われわれの祖先であるホモ・サピエンス（現生人類）はネアンデルタール人とは別に15-20万年ほど前に同じく中央アフリカに生じ（最初は恐らく数千人）、6万年前に出アフリカを果たし、ヨーロッパに向かいその後、瞬く間に勢

力を伸ばし世界各地に広がった。ネアンデルタール人とホモ・サピエンスは数万年間にわたって同じ時期に存在していたことは、同じ箇所から化石が出ていることから確実であるが、交流（交雑）する機会があった証拠は殆どみられない。地球の温度が下がると寒さに強いネアンデルタール人が勢力を伸ばし、気温が上がるとホモ・サピエンスが進出するといったことがあったのであろう。前述したように、ホモ・サピエンスは人口増にともなって、地球上に遍く拡がっていった。先ず、シベリアから西東アジア地方ならびにオーストラリア大陸に向かい、アメリカ大陸の北の端には1万5000年前に到達したといわれている。それから3000年間の間に南アメリカ大陸の南端にまで達した。このような著しい拡散はホモ・サピエンスがネアンデルタール人に比べて武器をはじめ有用な道具、衣類、住居の使用や社会生活の営みに優れていたためと考えられる。ホモ・サピエンスの出アフリカから地球全体に拡がった過程が詳しく示されているのが図1である。このような詳しいトレースは化石の分析のほか、近年発達したDNA

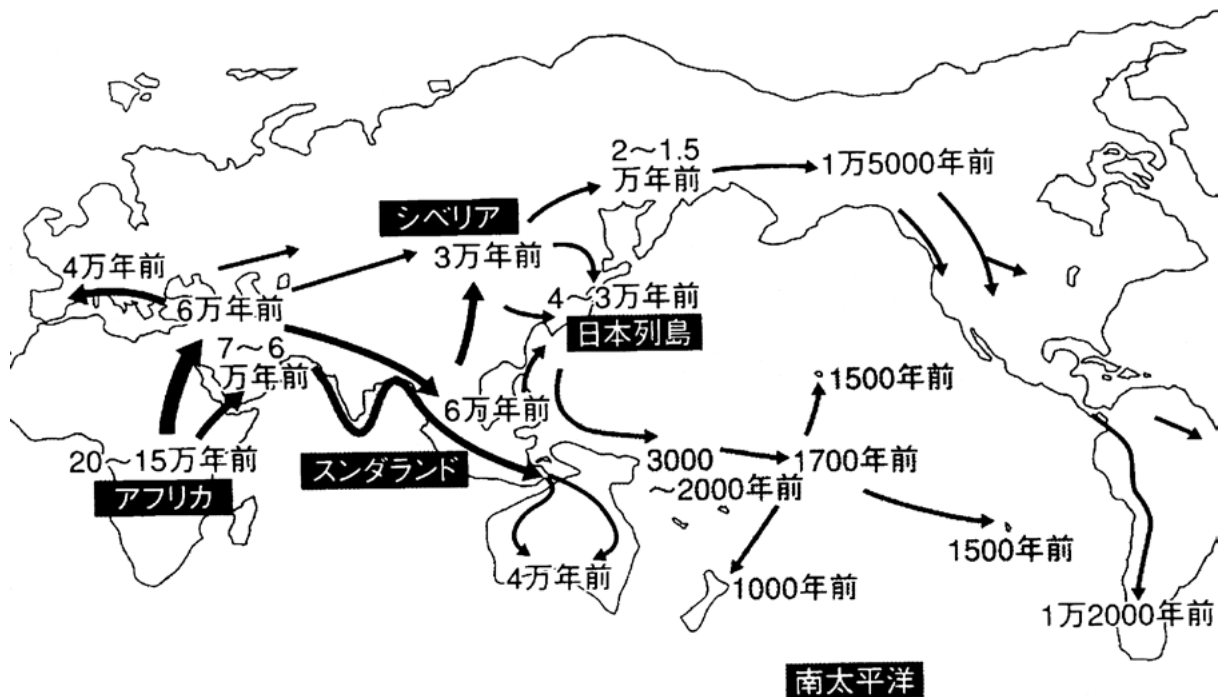


図1. 現生人類（新人類）の地球上の拡散
約7～6万年前に出アフリカを果たした。

検索（特に先祖を同定するのに有効なミトコンドリアDNAによる）に依拠している。

2. なぜ、ヒトの脳だけが大きくなったのか？

脳の系統発生を示したのが図2である。魚類からヒトまで、前脳、中脳、小脳、脳幹という基本構造は全く変わっていない。一方、ヒトと他の動物と異なる点は脳重量と体重との相対的な比が高いということである。それは、特に脳皮質の著しい発達による。これが生物学的な「ヒト」から精密な技能を保持し、高度な社会生活を営むことができる「人」（英語ではいずれも、human, human beingであるが、本稿ではヒトと人は区別する）になった所以である。原人から原生人類まで脳の発達（重量）は図3に示した。これを見ると300万年前に直立歩行が始まり、脳が人類史の半ばぐらいから容積を増したことがわかる（因みにヒト脳の個体発生をみると新生児期の重量は直立原人の初期の重量とほぼ同じである（図3））。では、なぜヒトの脳のみが大きくなったのか？この問いに関して、ヒトが草原に降り、二足歩行を行い、狩りをするようになって肉食を営むように

なったとの説が従来、有力であった。しかし、その後の研究で食糧説は限定的で、複雑な社会生活を営む中で、手指などの骨格筋の発達、すなわち運動神経が支配する効果器の発達（骨格筋）によって複雑な技能を操ることができるようになって徐々に現在の脳の構造と機能に発達したという説が現在では主流を占めている。つまり、細かく手指を動かし、様々な技能が可能となるとともに脳が進化したという考えである。ヒトとチンパンジーの手指を詳細に比べるとその仮説が頷ける。図4、5はヒトとチンパンジーの手指の構造を比べたもので、ヒトでは母指が長く、母指球が発達しており、第2指から第5指の指骨関節面が広いなど、手指をより器用に動かすことができる構造になっている。因みに、ヒトの脳は他の動物に比べて皺が多い。脳の皺は出っ張りに相当する回（gyrus）と溝（sulcus）からできている。大きな容積のものを限られた空間（頭蓋腔）に納めるためにできた構造である。回と溝は神経線維（軸索）の発達に従って、脳表面を強く引っ張ることによってできあがる。

脳の構造比較（系統発生）

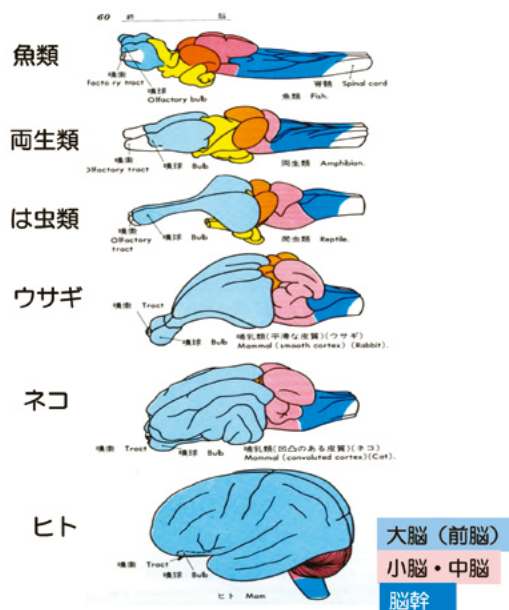


図2. 脳の系統発生 前脳、中脳、小脳、脳幹、脊髄の基本構造は魚類以降変わらない

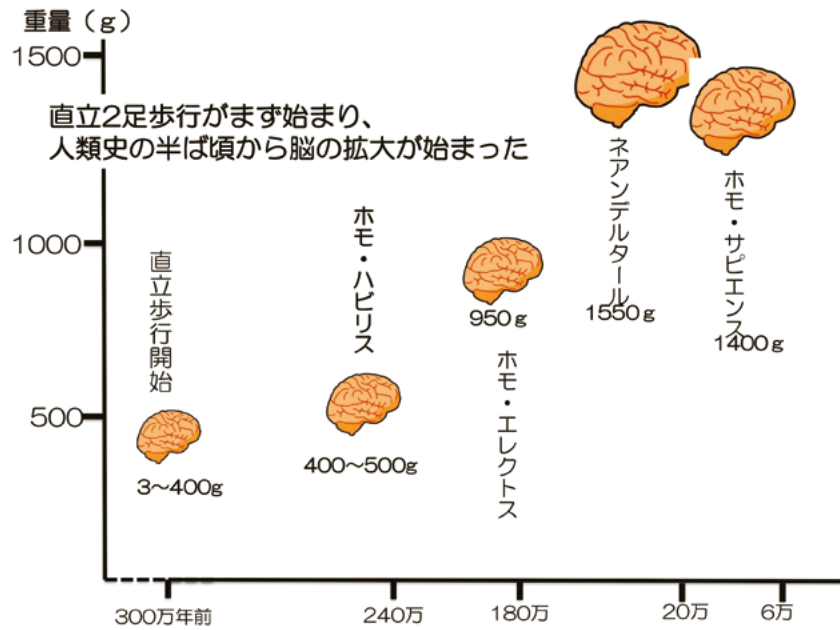


図3. ヒトの進化と脳重量

人類史の半ばから脳の拡大が始まった。ネアンデルタール人の脳重量は新人類より重かった

手は重要な効果器

感覚器・運動器として

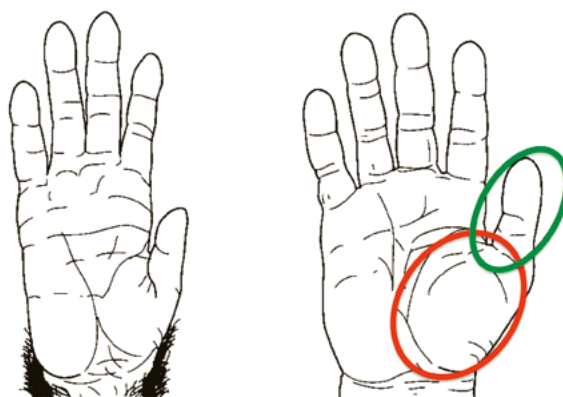


図4 細長いチンパンジーの手(左)と幅広で拇指の発達したヒトの手(右)

ヒトの手の方が遙かに器用で様々なことができる

図4. チンパンジー(左)とヒト(右)の手の構造の違い。

ヒトは母指球(大円)が発達し、母指(小円)も長い。チンパンジーより遙かに器用な手の動きができる(文献6より)。

ヒトの指は構造上 器用に使えるようにできている

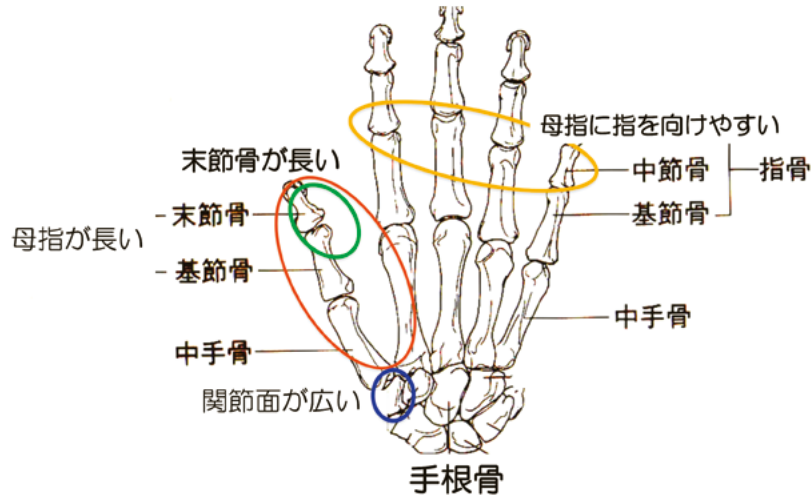


図5. ヒトの手指の構

母指が長く、基節骨と末節骨間の関節面が広く、指を自由に動かすことができる (文献6より)

2. ヒト脳の個体発生と機能

妊娠初期から脳はいち早く発生し、生涯を通じて発達する。図6は新生児と成人の脳の横断像で肉眼、組織像(マクロ)を示す。新生児では肉眼的に灰白質と白質の区別が殆ど見られないのに対して、成人では明瞭に区別される(図6)。神経線維染色を施すと図7のように成人では青く染まる神経線維(神経細胞の軸索に相当)が明瞭になる。すなわち、白質を構成する神経線維が明瞭となるのは生後であることが分かる。これは図8で示すヒト脳の生後の重量変化に反映されている。このように、ヒト大脳皮質は生後著しく発達し、10歳前後でほぼ成人の脳重量に達する(図8)。成人の脳は1000億個の神経細胞(ニューロン)と神経膠細胞(グリア細胞)からなり、これら神経細胞が互いにつながって神経回路を形成している。神経回路を構成する神経細胞の構造は図9に示した。

さて、ヒト脳は大脳皮質の著しい発達が特徴であるが、図10に示すようにそれぞれの部位が携わる大脳機能に局在があり、高次機能を発揮する。

頭頂(連合野)葉では自分と周囲の状況との関連を把握する空間識を、側頭(連合野)では何があるか、つまり後頭葉からの視覚刺激の本態を見極める機能が、そして、前頭(連合野)葉では知識、判断、行動決定など高次機能の最も重要な部分を担う。勿論、各々の部位が独立して機能するのではなく、神経回路がそれぞれの部位をつなぎ感覚器から入った情報を把握→認識→判断という過程を経て、行動の決定へと導いている。

3. 記憶について

ヒトの記憶には図11のように大きく分けて3種類ある。最近の記憶に関する研究から海馬が重要な役割を演じていることが明らかになりつつある。端緒となったのは、アメリカのてんかん患者に当時治療として採用されていた海馬と大脳側頭葉の切除術を施した結果である。切除によって、その患者のてんかんは治まったものの、会話後その内容はおろか会話したことさえ患者は忘れてしまったのである。しかし、数年以上前のことはよく覚えていたという。このような患者の所見から

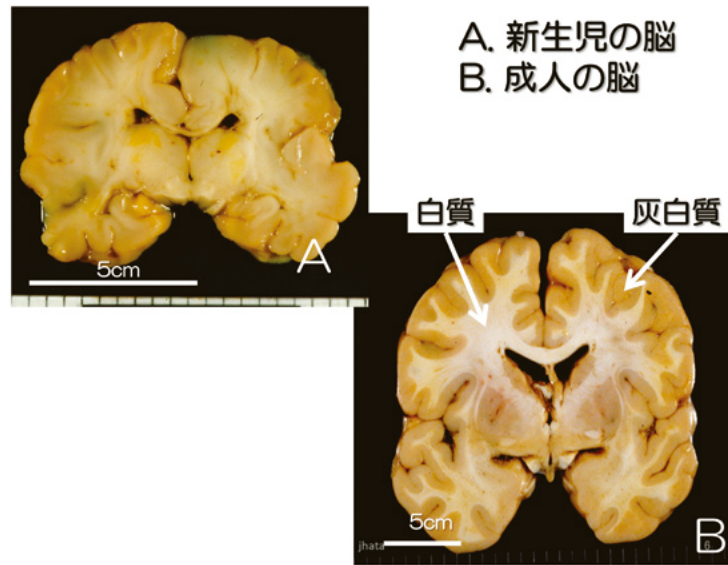


図6. 新生児脳 (A) と成人脳 (B) の横断図 (マクロ)
新生児脳では成人脳と比較し、白質と灰白質との区別が明瞭ではない。

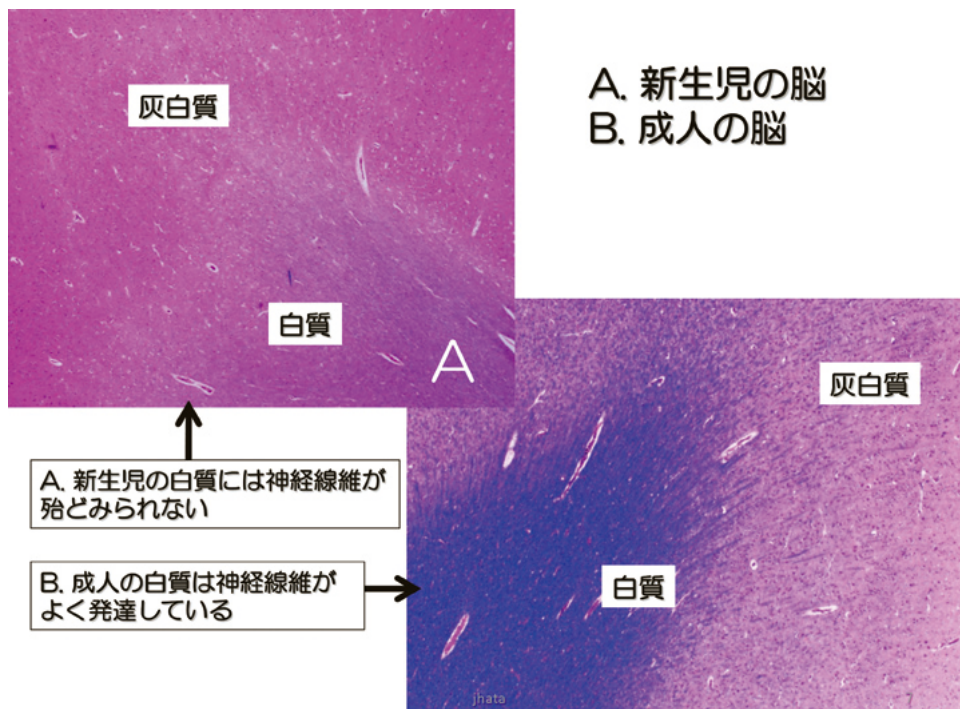


図7. 図6のマクロ所見と一致して、青く染まる白質の神経線維が新生児脳でははっきりしない。
成人脳では神経回路形成に与る神経線維がよく発達していることが分かる。(LFB-HE染色)

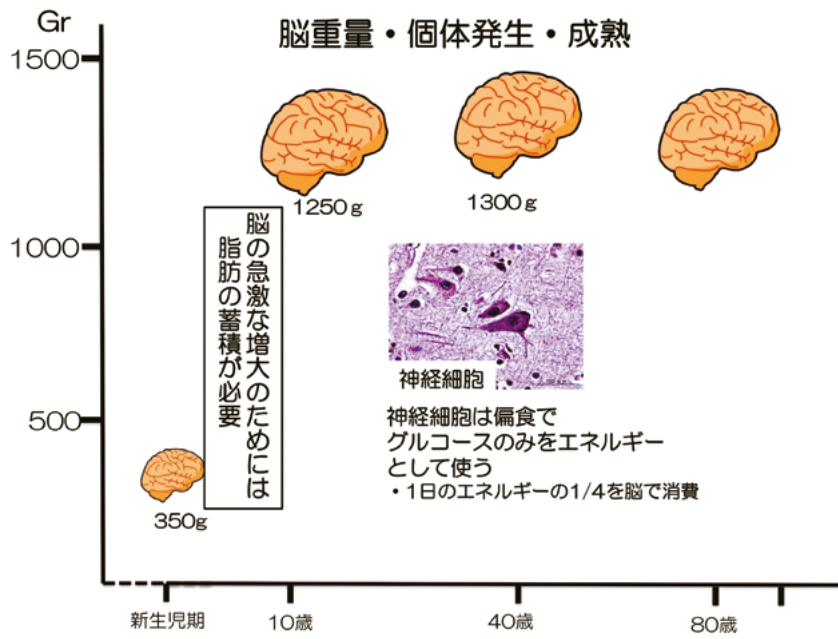


図8. ヒトの成育と脳重量10歳時より急激に脳が拡大し、ほぼ成人の重量となる

神経細胞（ニューロン）

神経の情報を伝える細胞：脳全体で1000億個
★シナプス：ニューロン同士の連結器：軸索→樹状突起

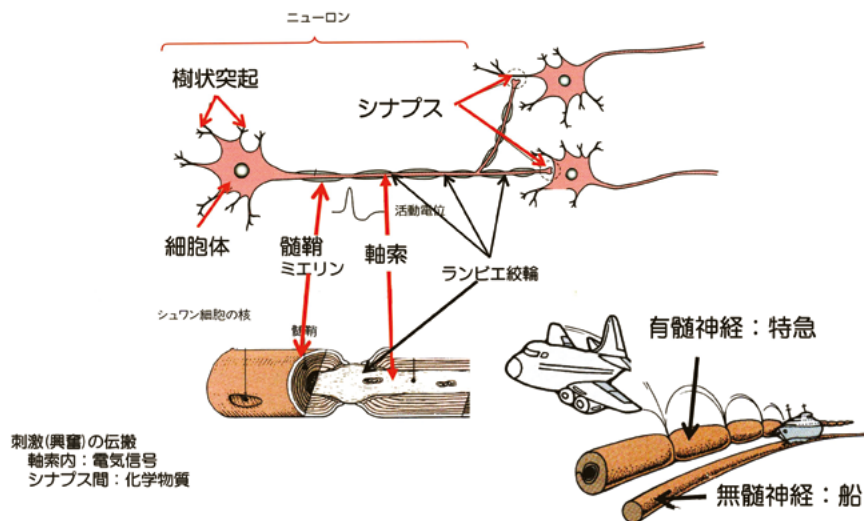
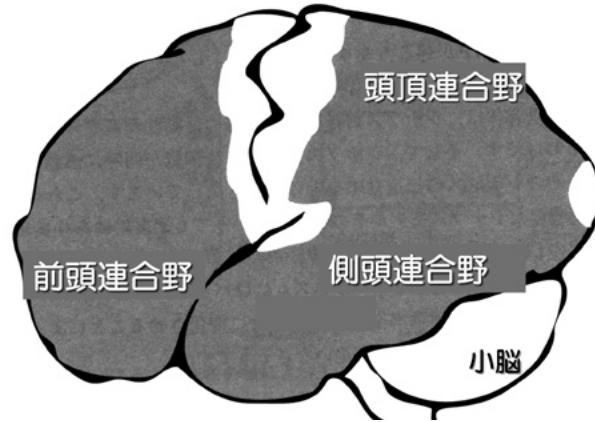


図9. 神経細胞（ニューロン）の構造

ヒト脳の高次機能の場：ヒト→人 ：連合野（ヒト脳の面積の75%を占める）



頭頂連合野：どこにあるか？（自分と周囲の状況を把握・空間識）

側頭連合野：何があるか？（視覚刺激と記憶を照らし合わせる）

前頭連合野：（ヒトが最も発達している）：

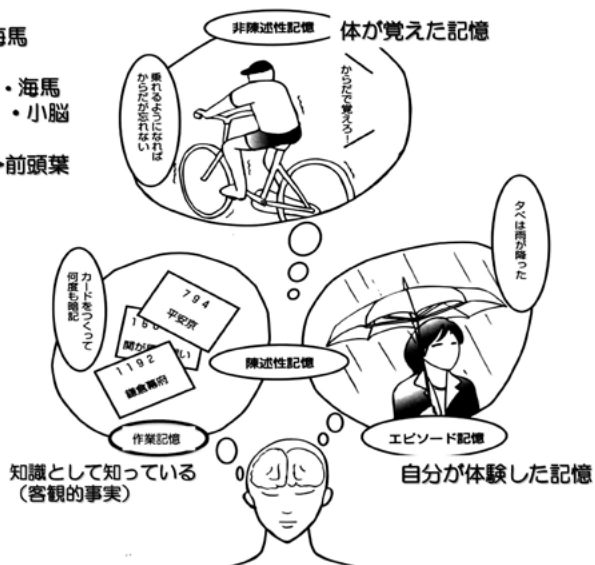
高次認知機能；知識・判断・行動決定・人格

図10. ヒトの脳連合野とその機能

ヒト脳の75%程度占める大脳皮質連合野は頭頂連合野、側頭連合野、前頭連合野からなる。頭頂連合野は自分と周囲との関連を把握する。側頭連合野は視覚刺激(視覚野で受ける)と記憶と照らし合わせ、何があるかを把握。前頭連合野は知識の蓄積、判断、行動の決定、人格形成を司る。いずれも海馬に入った情報が基になる。

記憶は大きく分けて3種類

1. 短期記憶(電話番号、住所など・海馬)
2. 長期記憶
 - ① 陳述性記憶(エピソード記憶)・海馬
 - ② 非陳述性記憶(手続き記憶)・小脳
3. 作業記憶←高次機能と関連・海馬→前頭葉



黒谷 亨著「脳のはたらき」を改変

図11. ヒトの記憶とその種類

短期記憶、長期記憶（陳述記憶、非陳述記憶）、作業記憶（知識として習い覚えたこと）に大別される。いずれも海馬で増強され、大脳連合野に格納される。海馬が記憶の形成に極めて重要

新しい記憶を作るためには海馬が必要であるが、古い記憶は海馬以外の場所に納められているということが推定されるようになった。海馬は脳辺縁系の一部で、名前の通りタツノオトシゴ（海馬）の形をしている。記憶の基になるのはわれわれが感じる全ての感覚（感情）である。海馬には五感を含めた全ての感覚が各感覚器を通じて伴って集められ、その情報が強化される。更に、その情報が海馬に一時的に（恐らく数ヶ月間）納められるものと考えられている。そして、その情報が脳皮質（側頭連合野）に納められて、固定される。最近、認知症は海馬の障害によって生じる疾患であると理解され始めている。海馬の機能を考え合わせると容易に理解できる。

記憶は神経回路が変化して、維持されること（脳の可塑性）によって成り立つと考えられている。神経回路の変化とは、ヒトの場合は生まれてから神経細胞数は増加しないので、シナプスの数を増やしたり、軸索を太くして信号伝達をよくすることである。すなわち、このような神経回路の発達や新たな繋がりによって、より多くの記憶が形成されるのである。このことは、ラットの神経細胞の実験から樹状突起の一部でありシナプスの近傍に存在するスパインが外部刺激によって増大することでも確かめられる。また、人を使った実験によって記憶の固定には睡眠が重要であることも明らかにされている。

おわりに

「ヒト」から「人」へ、それは脳の高次機能に依拠していることを極めて概括的に記述した。人の精神神経行動は思考、判断、行動の決定など記憶以外に更に複雑である。最近の脳科学の発達により人の心理、行動の分子機序やその異常、つまり発達障害、統合失調症、鬱病、認知症の分子病態まで明らかされつつある。しかし、人文・社会学領域に脳科学が入り込む余地はまだ少ない。今後、この領域の研究にも脳科学の理解抜きにしては語れない時代が来るかもしれない。

一方、ヒトの脳皮質が発達しすぎたことによって起きている不幸な現象にも触れておく必要がある。人と人、民族間、宗教の違いや国同士の争いやいわゆる文明発達国と発達途上国との間の極端な貧富の差がそれである。現在では、宗教の相違や民族間での紛争が特に深刻になっている。そして、その争いの手段として作り出されたのが人類そのものを絶滅に瀕してしまうような核兵器や化学兵器である。これらはまさに脳皮質が発達しすぎたために起きている悲劇である。ヒトが人になったというのなら、このような悲劇を引き起こさないような叡智により互いを尊重し合うことができるはずである。そして、宇宙の中でかけがえのない美しい地球という星をいつまでも輝かせ続けることができるはずである。「人間科学」という学問は、その叡智を作りだし、実践するためのものではないかと考えるが、いかがであろうか？

謝 辞

大学院教授を退職するにあたり、最終講義の機会を与えていただいた常磐大学大学院人間科学研究科長森山哲美教授に深謝する。本校は最終講義の内容をまとめたものである。

追 記

本稿作成中の2014年10月6日にスエーデンカロリンスカ研究所で2014年のノーベル医学生理学賞の発表があった。受賞者は英ロンドン大学ユニバーシティーカレッジのオキーフ（John M. O' Keefe）博士とノルウェー科学技術大学のモーザー博士夫妻（May-Britt Moser, Edward I. Moser）である。対象になった彼らの業績は、脳の海馬が空間識に重要な意義を有することをマウスの実験で明らかにしたことである。本稿で述べたように、全ての感情は海馬に集められ、それが記憶形成に重要であることが判明しているが、その基礎的知見が今回の受賞対象である。すなわち、今回のノーベル賞は記憶形成メカニズム解明

の第一歩に与えられたのである。

参考文献

本論文をまとめるに当たって以下の著書や論文を参考にした。掲げた文献は全体として参考にしたものであり、詳しい引用の場所は敢えて示さなかった。

1. 松原哲哉 (2012) レオナルド・ダ・ヴィンチの目 — 手稿から読み解く、巨匠の「目」の変遷と美術史的意義 — 常磐大学大学院 人間科学論究, 81-94
2. 秦 順一 (2012) レオナルド・ダ・ヴィンチの目 — 解剖手稿からみた科学者の目 — 常磐大学大学院 人間科学論究, 95-102
3. 高間大介 (2010) 人間はどこから来たのか、どこへ行くのか 角川文庫, 角川書店, 東京
4. K Mai, J, Paxinos, G, Voss, T (2008) Atlas of the Human Brain. 3rd ed, Elsevier Verlag, USA
5. ラーセン人体発生学 第4版 (2013) Schoenwolf, G 他著, 仲村春和訳, 西村書店, 東京
6. 濱田 稜 (2007) なぜヒトの脳だけ大きくなったのか 講談社ブルーブック, 講談社, 東京
7. 黒谷 亨 (2001) 絵でわかる脳のはたらき 講談

クライアントは「自己概念」をどの程度、どのように語るのか — 「自己経験」の陳述との違い及び関係に注目しながら —

1)
渡 邊 孝 憲

2014年7月23日受付, 2014年10月28日受理

Abstract : It is said that, in client-centered therapy (CCT), many clients very often refer to their “selves”. As Rogers defined the self as synonym of the self-concept, and as the therapeutic purpose of CCT is, after all, the change of the self-concept, it is natural that client refers to his/her own self. But the author has the impression that many clients refer to their self-experiences more than their self-concepts. In this study, what the actual clients have mentioned are classified into seven categories as follows. Category A: apparent self-concept, Category B: latent self-concept through the statements of his/her own self-experience, Category C: apparent self-experience, Category D: self-experience of awareness of self-concept, Category E: self-experience and self-concept through his/her feeling, Category F: self-concept through the statements about the facts, Category G: apparent facts. When we classify clients’ statements into each category, we should understand fully what clients want to say truly without being confused by superficial aspects of the statements. So our analysis is based on phenomenological approach. Four videotaped actual counseling sessions are investigated and analyzed. One of these sessions were held by Gloria (client) and C. R. Rogers (counselor). The present article addresses purpose and method of this study. Results and discussion will be reported in the next journal.

Key words : client-centered therapy (CCT), clients’ statements, the self, self-concept, self-experience,

I 問題と目的

本研究は、カウンセリングのなかでクライアントの「自己概念」はどの程度、どのように語られるのか、そして「自己経験」の陳述がそれとはどのように異なるのかを検討することを目的とする。

両者は来談者中心的なカウンセリングにおいてともに重要な概念であるが、筆者自身カウンセリングを行っている際に純粋な自己概念が語られることがそれほど多くなく、また、そのさす意味も明確ではないと感じている。また、文献を検討しても「クライアントは自己について語ることが多い」という記述によく接するのだが、実証的にこれを検討したものはロジャーズ派の研究者た

ちによるもののほかにはそれほど見当たらない。また「自己概念」と「自己」の区別も明確には述べられておらず、多分に感覚的・日常的なニュアンスで用いられることもあると感じられる。

そこで本研究はそれらを詳しく検討しようとするものである。

なお、本論文では、研究の背景および目的と方法についてのみ述べる。結果と考察を本論文と一緒に掲載すると制限紙数を大幅に超えてしまうため、これらについては次の論文に記す予定である。

1 はじめに～用語使用の混乱について

来談者中心療法の目的は「自己概念」の変容にある。人は「自己概念」に合うように様々な経験を意識化しているとされる。すなわちそれに合

1) Kouken Watanabe : 常磐大学人間科学部教授

う経験はそのままに、合わない経験は歪めてそれに合うようにして意識化し、あるいは意識化しないことによって、安定している自己のゲシュタルトを維持しようとする。しかし後の2つの場合のように、経験をそのままに意識化しないということが大きくなると、現実とその意識化された内容との間に齟齬が起り、様々な不適応行動や症状となって現れてくる。これが「自己概念と経験の不一致」といわれる状態で、来談者中心的立場の考える病理論である（Rogers, 1959 伊東編訳 1967）。

ロジャーズは、上掲書の中で、自身の理論で用いる主な構成概念を解説している（以下、本論でもたびたび「定義集」として引用することになる）のだが、そのなかで、「自己概念」、「自己」、「自己構造」を同じ項で取り上げ、「自己や自己概念」という用語は、自分自身についての自己観を指す時に用いられ、自己構造という用語は・・・と、「自己概念」と「自己」は同じものであるとしている。しかし筆者としては、これはいかにも不明瞭であり、それがその後の実践や理論的研究におけるさまざまな混乱を生む一つの要因になっているのではないかと考えている。実際、これらのテーマに関する諸研究、とくにロジャーズ以外の研究者の研究では、厳密に検討していくと、そこにおける記述が相互に矛盾したものであったり整合性のないものであったりするものになっているものもあるのである。

たとえば、村瀬（1970）は、ロジャーズらの著書（Rogers & Dymond, 1954 友田編訳 1967）に関して解説するなかで、ロジャーズが「来談者が自分自身についてもつ認知」を「自己概念」としているとするのであるが、その直前に、クライエント達は「非常にしばしば〈自己〉という言葉をつかって語る傾向があり、しかもその際、自己ということが彼らの経験（傍点は筆者による）の中で重要な要素を占めていることに気づくようになり・・・」と述べている、とまとめている。これは取りようによっては「自己概念を経験する

ことが重要である」というような、矛盾に満ちた内容になってしまう可能性があるのである。さらにその直後には、「『自己』に言及したときのことば」という言い方でこれを受けているのであるが、「自己に言及したときのことば」にはもちろん自己概念に言及しているものもあるだろうが、自分の経験についてのことも、事実に関するものである場合もあるであろう。さらに、これらを説明するために「自己意識」や「自己知覚」などという用語も用いられている。

たしかに、それぞれ、定義を示すところでは明確な定義が与えられているのだが、そこをいったん離れると、他の箇所では、それらが混同され、厳密には定義と対応しないままに日常的な使い方でも用いられていることがかなりみられるのである。

他の構成概念についても同じような状況にあるので、研究テーマについての検討に取りかかる前に、まず、本研究にとって鍵となるそれらの重要な概念について、それらの関係に注目しながら整理しておかなければならない。

2 自己概念およびそれに関連した諸概念の検討

2-1 自己概念

(1) ロジャーズによる定義

ロジャーズは、「自己概念」を、後に述べる「現象の場」のなかで知覚された、体制化され、一貫した概念的ゲシュタルトで、“主体的自己”とか“客体的自己”の特徴についての知覚、それらが他人や生活のいろいろな面とどのように関係し合っているかについての知覚、それらの知覚に付随している価値などから構成されているとする。すなわち、彼はそれを「自分の特性や能力の知覚、他人および環境との関係における自己についての知覚と概念、経験および対象に結びついたものとして知覚される価値の性質、ポジティブあるいはネガティブな優位性をもつものとして知覚される目標や理想など」と具体的に噛み砕いて述べている（Rogers, 1959 伊東編訳 1967）。具体的に言え

ば、たとえば自分がどんな性格か、何ができるのか、あるいはできないのか、私は人から命令されるのが嫌いだ、私は仕事がたまっているとイライラする、私は人間は自分が好きなことをやっていくべきだと思う、私はお寿司が一番好きだ、などであろう。

これがどのように形成されるのかについても、同書のなかでロジャーズは詳しく述べているが、それについて検討することは本研究の主旨と異なるので、ここでは以下のように述べておくにとどめる。子どもは成長するにつれ、親など重要な他者を通して社会的な価値を身に付けなければならない。そうすればその人たちから可愛がられ、見捨てられることはない。そしてそうすると自分自身でも気持ちが良い。このプロセスで、自分で自分に対して肯定的な気持ちを生じさせる行動をする自分のイメージが出来上がってくる。その内容が自己概念である。また、自己概念は、他者からの何気ない一言から出来上がってしまうこともある。「きみは神経質だね」などの言葉であるが、これがどのような時に自己概念として効力をもってしまうのかは明らかには述べられていない。

一方、個人のなかでは、どのようなプロセスで自己概念が形成されるのかに関してはVargas (1954) が「新しい自己知覚が意識へと現れ、それが自己概念に同化される」と述べている。明確になっている自己概念の背景には未だ曖昧で漠然としか感じられていない「自己経験」の部分があり(村瀬, 1970)、それが何かのきっかけで意識されるようになり、さらにそれが全体としてゲシュタルトを形成している自己概念のなかに組み込まれる(Rogers, 1959 伊東編訳 1967)というわけである。

ただしこのとき、一般的にはその時点で形成されている自己概念の体制に合う自己経験のみが意識化されるのであり、合わない部分は意識化されず、自己概念にそのままの経験としては組み入れられないのである。自己概念はそれ自身を維持するように働くと考えられる所以である。こうし

て人は自己概念によって混沌とした多様で流動的な諸経験過程に自分なりの秩序を与えることができるのであるが、同時に経験を歪めて意識化し、狭隘化させてしまうということにもなる(村瀬, 1970)。なお、「自己経験」については2-2(1)で述べる。

ここで付け加えておけば、ロジャーズたちはいわゆる客観的研究のために、Q分類という方法を用いてこれを測定しようとしている。これは「私は野心家である。」「私は人に好かれやすい」などといった言葉が書かれた100枚のカードを、もっとも自分に似ているものから「どちらでもないもの」を経て最も似ていないものまで、正規分布が示す数に従って分類していくというものである。主な使い方としては、現在の自己概念と自分が理想とする自己概念を用い、クライアントのカウンセリング前と後の両者を比較する、自分で行ったQ分類とカウンセラーなどの他者が行ったそれとを比較するなどである。一般に成功したとみなされるカウンセリングにおいては、カウンセリング前の現実の自己概念はネガティブなもの、理想の自己概念はポジティブなものが多いが、カウンセリング後は前者がよりポジティブに、後者がある程度ネガティブなものになるという結果が見出されている。いわばカウンセリングが成功するとクライアントは高望みしすぎず、現在の自己を大事にできるようになるということである。(Rogers & Dymond, 1954 友田編訳 1967)

(2) カウンセリング場面に照らしての疑問点

ただし、Q分類で見いだされた上記のような傾向を実際のカウンセリングにおけるクライアントの発言を通して確認した研究はないようである。おそらく、面接におけるクライアントの発言というものは、ポジティブなあるいはネガティブな自己概念というように単純に分けるには複雑で、明確には分けられないものが多いからではないかと思われる。ここに、現象学的な態度の必要性が生じてくると考えられるのだが、これについては4で述べる。

2-2 「経験」、「経験する」、「自己経験」

(1) ロジャーズによる定義

ロジャーズの定義集 (Rogers, 1959 伊東編訳 1967) によれば、経験とは「有機体のなかで起こっているもので、いつでも意識される可能性のある潜在的なもののすべて」を指す。ここでは現在意識されているものがこれに含まれるのかが曖昧であるが、現実的に考えればそれも含まれると考えるのが順当であろう。それに加えて現在は意識されていない、たとえば、空腹や疲労といった内臓の感覚や五感が捉えているもの、あるいは記憶や過去の経験も含まれるとしている。

またこの一つの重要な性質として、「(経験は)一定の瞬間のことを指しているのであって過去の経験の集積ではない」ということに注意すべきであるとロジャーズは指摘している。このことは実際のカウンセリングの場面でクライアントが述べることを考えるとき非常に重要なポイントになると筆者は考える。「集積された」といえるものは、何らかの形で自己概念に統合されているであろう。もっとも集積されなかったものは明らかに自己概念にはなっていない。

また、「経験する」という動詞になると、同書で、「その時々を生起している感覚的、あるいは生理的な事象の刺激を有機体が受け止めること」、「意識の上で経験すること」、「それらを意識の上でより正確に象徴化すること」、ただし「象徴化すること」ということは「意識化すること」と同様の意味であるとしている。これらに鑑みて筆者はこれを「経験を意識化する」といい、名詞的に使うときには、「経験の意識化」「意識化された経験」という言い方をする。

さらにロジャーズは「自己経験」ということに言及する。これは定義集によれば、スタンダルが作った言葉であるが、「個人によって弁別される『現象の場』における事象や実在」とされる。ここで「現象の場」というのは「経験」と同義語であるとされている。つまり、意識されている事象に加えてその時点では意識されていないものも含ん

でいるということになる。そして、この一部が分化し、象徴化(意識化)されている個人の経験の表象になり、環境、特に重要な他者から構成されている環境との交互作用によって自己概念に作り上げられていく(傍点は筆者による)とされている。つまりこれは経験およびその意識化された内容と自己概念の中間に位置するものと考えられよう。

(2) カウンセリング場面に照らしての疑問

クライアントは確かに「私は今とても混乱しています」とか「私はこんなところにはもう来たくありません」というように、明らかに面接のこの瞬間に自分の中に起こっていることを経験していることを伝えることがある。これは上記の定義に当てはまるものである。

しかし、もう一つ、より複雑な場合がある。たとえば「僕は今までずっと全く自信がなかったんだということに気づきました。」というような場合である。「自信がない」という感覚は、今カウンセラーと話す中で明瞭に意識できる形で経験されたのだが、それまでは明確には意識されていなかった。しかし、振り返ってみればどこかでずっと、漠然とは、「自信がない」という言葉で表されるような感覚を持っていたということである。これに気づくことはロジャーズが注意を促している「一定の瞬間のこと」と考えて良いのだろうか。自信がないという言葉で表される経験—その意識化はその瞬間に生じていることであるが、意識化されたその内容は以前からの(明確には意識化されていなかった)経験である。

ここで、「自己」と「自己概念」を同じものとしてロジャーズが捉えているという点が問題になってくる。ロジャーズが述べている、「クライアント達がしばしば自己という言葉をつかって語る傾向があり、それは彼らの経験のなかで重要な要素を占めている」という点である(Rogers & Dymond, 1954 友田編訳 1967)。ここでいう「自己」は「自己概念」のことではないであろう。なぜなら、厳密に考えれば、ここで言われているの

は、クライアントがあることを経験し、意識化して「自己」に関して語るのは、今まさに（自己）経験しているプロセスの表明なのであって、すでに体制のなかに同化されて自己概念になっているものではないと考えられるからだ。別の言い方をすれば、この意識化された経験の内容は、Vargas、(1954, Rogers & Dymond, 1954 友田編訳 1967) が述べる「新しい自己知覚が意識へと現れ、それが自己概念に同化される」ところまでは行っていないのではないかということである。経験したことが同化されるまでにはある程度の時間を必要とすると考えられるのである。

すなわち、クライアントが面接のなかで語ることが多いのは「経験」あるいは「自己経験」なのであって「自己概念」ではないのではないか。そしてここが曖昧なゆえに、筆者がクライアントはそんなに「自己概念については語っていないのではないか」と感じていることに繋がってくると思われるのである。

3 共感的理解、内部的照合枠

次にカウンセリングにおけるカウンセラー側の在り方について、本テーマに関連する点を考える。

(1) 共感的理解あるいは感情移入的理解

これは、いわゆるカウンセラーの3条件(Rogers, 1957 伊東編訳 1966)において、望ましいカウンセラーの在り方の一つとしてロジャーズが挙げているものである。それは「セラピストは、クライアントの内部的照合枠(internal frame of reference)に感情移入的な理解(empathetic understanding)を経験しており、そしてこの経験をクライアントに伝達するようにつとめていること」というものである。前半についてはさらに、「他者の内部的照合枠を正確に知覚することであり、それに付着している情動的要素や意味をも知覚すること」とも述べている。

ここから読み取れるのは、内部的照合枠を理解するには感情移入をする必要があるということである。

ある。ときに、この共感的理解に関して、「クライアントの気持ちを理解すること」と粗雑な言い方がなされるが、それは正しくないであり、理解すべきは気持ちだけではないのである。感情や情緒、それに意味までも含めた内部的照合枠を理解する(傍点筆者)ことが大切だということである。

このなかで、クライアントがいかに関心をもち、自己概念を語るのかという本研究のテーマとの関連で問題とすべき点は、「内部的照合枠」である。また、間接的には「この(感情移入の)経験をクライアントに伝達する」という点であるので次にこれについて見ていく。

(2) 内部的照合枠

ロジャーズの定義集(Rogers, 1959 伊東編訳 1967)では、内部的照合枠は、「個人が意識する可能性のあるあらゆる領域の経験」、「意識に入ってくる可能性のある感覚、知覚、意味、記憶などの全てが含まれている」としているが、これでは「経験」の定義と重なっていて違いが不明であり、また、他の著書の中で用いられている意味合いとは異なっている。そこで、原著(Rogers, 1959)を見ると、

This is all of the realm of experience which is available to the awareness of the individual at a given moment. It includes the full range of sensations, perceptions, meanings, and memories, which are available to consciousness.

このように、これは、邦訳が述べているような「意識の対象」について述べているのではなく、ある時点において個人が(対象を)気づくのに効果を発揮するあらゆる範囲にわたる「感じ」、「認知」、「意味」、「記憶」であって、個人が何かを意識することを可能にするものであるということである。つまり、その個人が経験していることを意識化する際に働く枠組みということなのである。そしてラスキンは「内部的照合枠の中心的な部分が自己概念であり」、レイミーの「自己概

念の全体的枠組みは、刺激を知覚する枠組みを決定する」という定義^(註1)を評価しているのである(Raskin, 1948 伊東編訳 1967)。

このように、内部的照合枠は、自己概念を核とし、その個人が外的・内的あらゆる環境を知覚し、それが何であるかを照合し、認知する際に働く枠組みと考えられる。同じ刺激を受け取っても、個人によって異なる意識化をするのはこのためである。

そうであるならば、その個人が知覚した経験を意識化し、それを表現したものの中に、自己概念は現れているのではないかと考えられる。

(3) 共感的理解の伝達と内部的照合枠の関係

— カウンセラーは何を伝えるべきか？

「必要十分条件」では、カウンセラーが、クライアントの内部的照合枠に感情移入的な理解を経験しそれをできるだけ正確に知覚してクライアントに伝達するようにつとめること、加えて、それに付着している情動的要素や意味をも知覚することが不可欠であるとしている。

すなわちここで、カウンセラーが理解しクライアントに伝えるのは、①内部的照合枠、②それに伴っている情緒や意味である。そして内部的照合枠の核が自己概念であった。このような様相のなかで、カウンセラーはどれを重要視すべきなのか、あるいは、こちらの方が現実的と考えられるが、どれか一つを重視するのではないとすれば、その三者からなる三角形のどのあたりに焦点を当てて応答すべきなのかは大きな問題である。クライアントが全く自分では気づいていないあり方（— 本来は自己概念に統合されるべきであるが—）を指摘されてしまうと自己概念のゲシュタルトが崩れ、その体制が維持できなくなる危険性もある。それに、カウンセラーの応答によって、クライアントの自己探索の方向は大きな影響を受けるはずであるし、その表れとしての発言も変わってくる。しかし、これは本研究が検討するテーマではないのでこれ以上立ち入らず、クライアントの発言を分析する際に、クライアントの発

言にはこのことが大きく関わっているということ肝に銘じておくにとどめる。

4 現象学的アプローチ

現象学はフッサールが提唱した哲学の方法の一つである。そしてその後これは質的研究のひとつの方法としても一定の学派を築いてきた。また、ロジャーズの心理学理論は「現象学的自己理論」といわれる。しかし、彼自身は自分の理論のどこが現象学的なのかについて詳しい説明はしていないし、他の研究者たちのなかにも彼の理論は現象学的とは言えないとしているものもいる。

現象学の真髄を把握することは難しいが、筆者は、これを、指向性をもって生きている個人が経験するある現象の意味する本質、それはその人にとってどういう意味をもっているのかをつかむ方法であると捉えている。そのとき、その意味を短兵急に決めてしまうのではなく、本来は終わりのないプロセスであるエポケーを繰り返し繰り返し行って、これ以上他の可能性は考えられないというところまで粘り強く還元した結果として捉えるのである。

この意味合いからすると、筆者はロジャーズの姿勢も現象学的とあってよいものと考えている。なぜならば、ロジャーズは、カウンセラーは、クライアントが言語的・非言語的表現を通して訴えていることを頼りにその本当に意味するところは何か、本当に言いたいことは何かを理解するという粘り強い在り方を説いているからである。実際彼は、共感的理解の説明の中で、条件の後者で述べている「伝えること」を重視しているのだが、それは自分が理解したことが正しいかどうかをクライアントにチェックしてもらうためであると考えているのである。つまり、公式的に言えばこれは「私はあなたのおっしゃることをこのように理解しましたが、それで良いでしょうか」と確認する作業なのである(Rogers, 1957 伊東編訳 1966 など)。これに対しクライアントも、カウンセラーがカウンセラーの内部的照

合枠からとらえた自分の姿を自分の内部的照合枠の中で反芻し、そこで意識化されたことを伝え返す、それを聴いてカウンセラーは再び検討し伝える・・・という作業を繰り返すことになるのである。これは現象学的還元の手続きに他ならないのではないか。

ロジャーズは、カウンセリングで何が起きているのかを明らかにし、クライアントがより健康なパーソナリティの持ち主になるためにカウンセラーは何をすべきなのかを、まずは自分自身の一つ一つのカウンセリング実践を素材にして見出し、そこで得られたものをつぎに、彼の来談者中心的方法を志向する仲間の事例も加えて確認し、さらに大がかりな実験的な研究を行って科学的な知見にまで高めようとしたのである。このような手続きを踏んで出来上がった彼の「必要十分条件」はまさに現象学的アプローチの好例と評価できるのである。

本研究でも、いくつかの事例におけるクライアントの発言がどういうものであるかを自己概念や自己経験という視点から分析するのだが、このとき、それがそれらの視点からみてどういうものなのかを徹底的にできるだけ多くの可能性から探求しようと思うのである。

これをもって、本研究は現象学的アプローチをとるのである。

5 実際のクライアントの発言を考える

クライアントの発言を、その意味や機能に注目して分類したものはいくつか挙げられる(福原, 2007; Snyder, 1945 伊東編訳 1967)。ここで意味というのはたとえば、「発言の裏に隠されたクライアントが本当に言いたいこと」といったことであるし、機能というのはたとえば、「問題の提示」、「質問」、「自分の在り方についての洞察」などといったもので、これらの分類は、クライアントを理解するために、そしてそれに関連して、カウンセリングのなかでクライアントが何をしているのかを理解するためには不可欠なものである。

しかし、本研究は、クライアントの発言は自己概念の表明なのか自己経験の表明なのかを区別することを目的としているので上記のような分類は有効ではない。ところで、クライアントの発言が自己概念なのか、自己経験なのかといった観点から検討した研究はこれまでに見当たらない。そこで本研究では両者を区別するための観点を準備することも必要になってくる。このため分析は、クライアントの発言の検討を、クライアントを理解するというカウンセリング本来の目的のために行うのではなく、自己概念と自己経験を区別する枠組みを準備するために行うのであるというスタンスを確認しておく。

以上に述べた前提から、ここでは代表的なクライアントの発言を用意し、それらを自己概念と自己経験という観点からの暫定的な区別を述べる。まず、実際のカウンセリング場面でクライアントが述べることを挙げてみよう。

- ① 「私は心配性なもので・・・」
- ② 「私と夫では考え方が違うのです。夫婦で意見が違うのはまずいのでしょうか。」
- ③ 「娘には励ましの言葉をかけています。」
- ④ 「私は、娘のことを心配したくないとどこかですっと思っていたことに気づきました。」
- ⑤ 「娘の友人関係のことでご相談したいのです。」
- ⑥ 「娘は頑固なほうで、自分は間違っていないと言っています。」
- ⑦ 「担任は〇〇先生です。」

以上は、クライアントが特定できないよう多少の脚色を加えてあるが、筆者のところに来談する母親クライアントがよく口にすることである。

これらを、自己概念と自己経験という観点から考えてみる。

①はまさに自分の性格という自己概念の表明である。さらにそのいい方から、それは良くないことだという価値観も暗に述べられている。しかし、それが実は「まんざらでもない」という可能性もある。これらは字面だけでは判断できない。

しかし、内容そのものは自己概念の表明である。

②は夫婦で考え方が違うという事実、正確に言えばクライアントが事実のように感じている現象の表明と、それについての疑問あるいは心配の表明である。これは「私と夫では考え方が違うことに気づいた（気づいている）」という自己経験と、直接に語られてはいないが、そのような在り方は自分としては好ましくない（のではないかと）考えるという自己概念（価値観）の表明である。このように、自己経験の表明であってもそれに付随して自己概念が語られている場合がある。

③は純粋な自分自身の内的経験の表明である。

④は、今まで意識していなかった（「私は娘のことで心配したくない人間です。」という）自己概念を、今気づいたという自己経験の表明である。

⑤はクライアントの気持ちなど、いかにもクライアント自身の事実が語られているように見えるが、そこにはクライアントの気持ちという形で自己経験が表明されている。また、そのような問題を自分は解決したい、そのような問題には耐えられないという自己経験の表明でもあり、さらに、「私はそのような問題には耐えられない人間だ」という自己概念の表明でもある。そして、そういうときにはカウンセリングに行くといいという価値観という自己概念も間接的に語られていると言えよう。

⑥は他者に関する発言で、おそらく現段階ではクライアントは事実と感じているが、実際にはクライアントの内部的照合枠から捉えた娘という他者の特徴に関する判断内容である。後半はもしかすると娘がそう言ったという、純粋に事実の表明と考えられる。ただし、娘がそう言ったとしても、それを母親がどう経験しているのか（たとえば、どうも娘の言っていることは怪しい、頑固で嫌になっちゃうなど）、さらに、どういう内部的照合枠から言っているのか（たとえば、頑固な人間は始末に悪いと思う、私は頑固でないからそんな風には決めつけられないなど）を考えると違った意味があるのかもしれない、その意味で母親の自己概

念も関わっている。

⑦は明らかに客観的事実の陳述である。一般的にはここには自己経験や自己概念は語られていないと見られるが、語り方や表情に担任に対する感情が現れるかもしれない。そうなる自己経験、さらに自己概念が表明されていることがあるかもしれないが、語られている内容は事実の陳述である。

このように、クライアントが語ることは自己概念、自己経験という視点から見ると複雑であると考えられる。自己経験の背後にはもちろん、事実に関する陳述の背後にも自己概念は働いていると考えられる。

ここではこれらを整理して、暫定的に、A：直接的な自己概念の表明、B：自己経験を通しての自己概念の表明、C：純粋な自己経験の表明、D：自己概念に今気づいたという自己経験の表明、E：クライアント自身の気持ちの表明の裏に自己経験、自己概念が表明されているもの、F：外界についての一見事実のように見える発言だが背後に自己概念が含まれている発言、G：明らかに事実の表明である発言の7つのカテゴリーにまとめた。このように、事実の表明や自己経験の表明であっても何らかの形で自己概念は表明されている場合もある。クライアントを深く理解するためには、カウンセラーはそれぞれの発言の表面の意味に囚われずに、その奥にあるクライアントが真に言いたいことを敏感に掴むことが必要である。

6 本研究の目的

本研究は、筆者自身の臨床実践を通して感じられている「クライアントは本当にそんなに自己概念を語るのだろうか」という疑問から始まったものであるが、以上のように、その発言には何らかの形で自己概念および自己経験の内容が含まれるらしいということがわかった。

これを踏まえ、本研究では、クライアントの発言には自己概念と自己経験がどの程度どのような形で表明されているのかを、検討するものと

する。この際、上記にまとめたAからGのカテゴリーを暫定的な枠組みとして用い、さらに発言を現象学的に検討することによってそのカテゴリーの妥当性を問い、発言の意味と関連させながら詳細を記述する。

また、クライアントはどのくらい自己概念を語るのかということに関して、筆者が今まで見落としていたかもしれない理由を把握したいと考えている。

7 本研究の意義

来談者中心的な志向をもつカウンセリングにおいて、また、おそらく他の立場のカウンセリングにおいても、クライアントを理解するということはカウンセリングの基盤としては不可欠である。それは、クライアントが自分自身やその問題、そして自分がそのなかでどのように生きている世界をどのように見ているのかを理解することである。この時その中核となるのが自己経験であり自己概念である。本研究はそれらがどういうことなのか、さらにどうしたら実際の面接のなかで、それらを的確につかめるようになるのかについての具体的なポイントを提供するものである。

II 方 法

1 分析材料

1-1 満たすことが望ましい条件

この分析を遂行するに当たり、どのような素材を用いるのが良いのかを考える

- ① 本物のカウンセリング場面であること
- ② 来談者中心的な立場のカウンセラーが行った面接であること
- ③ 完全逐語記録が整ったものであること
- ④ 日本語で行われたカウンセリングであること
- ⑤ 筆者自身が行った面接であること

以下、それぞれについて検討する。

①カウンセリングで何が起きているのかを検討するために用いる素材は、本物のカウンセリングに如くものはない。しかし、この条件を満たす

ものを手に入れることが難しいため、初めに筆者の、大学院の授業で行ったロールプレイの訓練の様子を録音したものをを用いることを検討した。しかし、学生の感想を聞くと、双方が役割を意識してしまって、感情移入することに注意を集中しなければならないことが多く、自然なカウンセリング場面とは異なる、しかも、十分にはクライアントに同一視できていないという感想が多かったこと、訓練であることを意識して望ましい反応をしようという気持ちが働いていること、仲間という現実の人間関係と役割上の関係という二重の関係にやりにくさを感じたことなど実際のカウンセリングとは異なる様々な要因が働いていることが明らかになったため、本物のカウンセリングの記録を用いることにした。

②そもそも、来談者中心的立場あるいはその前身である非指示的療法において、クライアントは頻繁に自己概念を語るという発見がなされたのであるから、これを確認するためにはまずこの条件を満たすことが必要である。ただし、それ以外の立場ではどうなのかを検討するのであれば他の立場のカウンセリングについても取り上げなければならないのであり、論文の後半においてはこの点も比較する予定である。

③カウンセリング中のクライアントの発言は、それ自体独立に生じるものではなく、それまでの自分の発言やそれに対するカウンセラーの応答の影響を受けて生まれてくるものである。しかも、それは単にクライアントのある発言の直前のカウンセラーの応答だけではなく、これまでの全ての応答への反応として出てくるものである。したがって、そのような意味での従属変数としての、あるクライアントの発言の意味やパーソナリティ構造の中での位置づけを理解しようとするのであれば、すべての発言との間の関係やその過程において見られる変容を調べなければならず、初回から終結時までの完全逐語記録が必要ということになる。しかしこの条件を満たす記録を入手することは倫理面から言っても至難の業であり、しかも

自己概念の変容自体という問題は本研究の目指そうとするものではない。本研究ではあくまでも、クライアントの発言が属するのが「自己概念」なのか「自己経験」なのか、あるいは「事実」なのかをまずは明らかにすることであるので、この完全な逐語記録であることという条件は、直接には考慮しなくてもよいと考えられる。

④とはいえ、クライアントの発言が「自己概念」に属するのか「自己経験」に属するのか、あるいは「事実」に属するのかを検討するためにはその判断に必要なだけの要素が整っていなければならない。その判断をする際に影響を及ぼす大きな要因の一つに言語の問題があろう。少なくとも外国語で行われたカウンセリングの事例ではこれは難しい。日本語でのカウンセリングでさえ、共感的理解を十分に発揮しなければクライアントを理解することができないのだし、そうしても完全に理解することはできない。そのことからいえば、クライアントとカウンセラーという、研究者にとって2人の他者の間で行われているコミュニケーションを理解するとなればますます、せめて、日本語で行われたものでなければ正確な理解からは程遠いものになると予想されるのである。

⑤本研究の問題は筆者自身の面接に対する疑問から出たものである。そうであれば、筆者が行った面接を分析の素材にすることが目的の達成には適切であると考えられるが、このところ筆者は面接の録音を行っていないので素材がない。本研究の最後の段階ではクライアントの協力を得てこれを実現するようにしたい。

1-2 分析に使用する材料

以上の検討の結果、次の2つを用いることにした。

まず、『グロリアと3人のセラピスト』（佐治・平木・都留訳 1980a）の「ロジャーズとの面接」を用いることにした。これはグロリアという女性クライアントが、ロジャーズ、ゲシュタルトセラピーのパールズ、認知療法のエリスにそれぞれ1回、数十分間ずつ会うというもので、この1回分

の逐語記録が公開されているものである。日本人のものではないので、細かいニュアンスについては正確に伝わらない可能性はあるが、ビデオ録画映像（日本語の吹き替え音声のため英語が消えてしまっている）、日本語（佐治他訳 1980b）と英語の逐語記録^(註2)を丹念に検討しながらかなりの分析ができると思われるからである。

次に、日本で唯一の実際のカウンセリング1回分の逐語記録とビデオ録画の揃っている佐治守男の「Tさんのケース」（佐治守夫, 2006）を用いる。佐治は、必ずしも純粋なロジャーズ派ではなく、臨床の基本をH. S. サリバンにおいているが、大学院時代に師として教えを受けた経験から、クライアントを尊敬しながらその言っていることを絶対に否定せず、そのうえでクライアントが本当に言いたいことは何かを飽くことなく追求するという来談者中心療法の本質を大切にするという点では条件に合うものと考えられるのである。

また、この研究の後半では、筆者が実際のカウンセリングで会うクライアントで研究に賛同してくれる方を捜し、了解を得て分析を行い、最後には、グロリアとパールズ、エリスの面接についても分析し、来談者中心的な面接の場合と比較する。

2 分析の手続き

クライアントの一つ一つの文について、I-5の「実際のクライアントの発言を考える」で述べたAからGの7つの枠組みに分類し、その根拠を述べる。ただし、一つの文に区切られていても、それが意味的に自然なものになっていないときには前後の文と合併して一つのまとまった単位として扱う。逆に一つの文とされていても、2つの内容が含まれている場合には分けて扱う。これにより、恣意的になってしまう可能性があるが、意味が変わってしまうような合成および分割は絶対にしないように注意する。この点については2名の分析協力者によってチェックされるであろう。

また、それぞれの文の内容に現象学的還元を施して、考えられる自己概念と自己経験の内容を記

す。なお、現象学的還元は、筆者以外に独立に2名が行い、後にこれを照合、検討してより妥当なものとする。そのために、2名の協力者には現象学的還元の訓練をあらかじめ行うものとする。

脚 注

注1 レイミー (Raimy, V. C.) の文献 "The self-concept as a factor in counseling and personality organization." (1943) は、オハイオ州立大学の博士論文であり公開されていないため入手できなかった。このためここではそれについて記しているラスキンの記述を引用した。

注2 英語版の逐語記録自体については、日本の出版元である日本精神技術研究所に問い合わせたが、古い記録であり、原著の出版元および出版年が不明であった。ここで使用したのは筆者が大学院時代に臨床心理学の授業で佐治守夫が用いたテキストとして手元に残っていたものである。また、吹き替えなしの映像も手に入らなかったため、吹き替え版を使用し、トランスクリプトとできるだけ丁寧に照らし合わせながら使用した。なお、ビデオの中に、THREE APPROACHES TO PSYCHOTHERAPY, Santa Ana, Calif. の記述がみられることを付記しておく

引用文献

福原真知子 (監修) (2007). マイクロカウンセリング技法 — 事例場面から学ぶ — 風間書房

村瀬孝雄 (1970). Rogersの自己理論 佐治守夫 (編) 講座心理学10 人格 東京大学出版会 pp. 80-101

Raskin, N. J. (1948) The development of nondirective therapy. *Journal of Consulting Psychology*, **12**, 92-112. (ラスキン N. J. 1948 伊東博 (編訳) (1967). クライアント中心療法の評価 第1章: ロージャーズ全集 第17巻 岩崎学術出版社)

Rogers, C. R. (1957). The necessary and sufficient conditions of therapeutic personality change. *Journal of Consulting Psychology*, **21**, 95-103. (ロジャーズ C. R. 伊東博 (編訳) (1966). パースナリ

ティ変化の必要にして十分な条件 サイコセラピーの過程 ロージャーズ全集第4巻 岩崎学術出版社)

Rogers, C. R. (1959). A theory of therapy, personality, and interpersonal relationships as developed in the client-centered framework. In S. Koch (Ed.), *Psychology: A study of a Science, Vol. III Formulations of the Person and Social Context*. New York: McGraw-Hill. (ロジャーズ C. R. 伊東博 (編訳) (1967). パースナリティ理論 ロージャーズ全集第8巻 岩崎学術出版社)

Rogers, C. R. & Dymond, R. F. (Eds.) (1954). *Psychotherapy and personality change*. Chicago: Univ. of Chicago Press. (ロジャーズ C. R. & ダイモンド R. 友田不二男 (編訳) (1967). パースナリティの変化: ロージャーズ全集第13巻 岩崎学術出版社)

佐治守夫, (2006). 治療的面接の実際 Tさんとの面接 日本・精神技術研究所

佐治守夫・平木典子・都留春夫 (翻訳), (1980a). グロリアと3人のセラピスト — 「来談者中心・ゲシュタルト・論理」療法の記録 日本・精神技術研究所

佐治守夫・平木典子・都留春夫 (翻訳), (1980b). トランスクリプト グロリアと3人のセラピスト — 「来談者中心・ゲシュタルト・論理」療法の記録 日本・精神技術研究所

Snyder, W. U. (1945). An investigation of nondirective psychotherapy. *Journal of General Psychology*, **33**, 193-224. (スナイダー W.U. 伊東博 (編訳) (1967). クライアント中心療法の評価 第4章 ロージャーズ全集17巻 岩崎学術出版社)

Vargas, M. J. (1954). Change in Self-awareness during Client-centered Therapy. In C. R. Rogers & R. F. Dymond (Eds.) (1954). *Psychotherapy and personality change*. Chicago: Univ. of Chicago Press. (ヴァーガス M. J. クライアント中心療法の期間中における自己意識の変化 ロジャーズ C. R. & ダイモンド R. 友田不二男 (編訳) (1967). パースナリティの変化 第10章 ロージャーズ全集第13巻 岩崎学術出版社)

韓国における性犯罪被害防止対策の現況

呉 香 淑¹⁾

2014年7月17日受付, 2014年10月14日受理

Abstract : During the last decade, Korean has developed numerous innovations in legal efforts to protect society from sex offenders. In particular, the government has focused on the forms of social control after release from incarceration and/or probation, has implemented various policies which the registration, community notification, monitoring via a global positioning system and chemical castration.

These policies for sex offenders have some problems, such as the principles of double jeopardy, retroactive penalty, freedom of human body and privacy among others. These systems are, in their legal nature, considered as measures of security which are different from punishment, and their legitimacies have been accepted. However, by introducing the measures of security which have punitive elements in succession, it has been concerned that state power for supervision and control can be strengthened under the name of protecting people's safety.

Thus, as a result of introducing these systems, the problem that the policies for sex offenses are centering on the measures for the offenders' punishment, and the measures for protection of the victims are disregarded, has remained.

Finally, a criticism from feminists that the current policy for sexual offenses becomes an instrument of social control for suppressing women is remarkable from my viewpoint.

Key words : the system of registration and community notification, electronic monitoring, chemical castration, measures of security

はじめに

2013年8月2日、韓国の安全行政部は「四大社会悪に関する国民の安全体感度に関する調査」の結果を発表した。この調査は、全国の19歳以上の成人、学界、法曹界、そして中・高等学校の学生等2,100名を対象として、性犯罪、学校暴力、家庭暴力、食品安全の4項目に関する国民の安全と不安について調査したものである。同調査の結果、性犯罪は、調査対象者の50%以上がもっとも不安を感じ、最優先に根絶されなければならない社会悪として認識していることが確認された¹⁾。

このように、性犯罪、とりわけ、児童や青少年に対する性犯罪は韓国社会が抱える最も深刻な問

題の一つとして認識されており、それに対処すべく既存の刑罰に代替する新たな刑事制裁の手段として、性犯罪者に対する身上情報制度をはじめ、位置追跡電子装置の装着による電子監視制度、性倒錯者に対する化学的去勢が次々と導入・実施されている。

以下においては、現在、韓国において性犯罪対策として実施されている諸制度を概観し、その特徴及び問題点について検討することとする。

1. 身上情報公開制度

身上情報公開制度は、性犯罪者の個人情報、登録・閲覧・告知等の方法を通じて地域社会に公開し、性犯罪者に対する警戒心を高めて性犯罪の

1) OH HyangSuk : 常磐大学大学院被害者学研究科博士後期課程2年

再犯を防止しようとする制度である。アメリカの「メーガン法」に触発され、導入された韓国の身上情報公開制度は、2000年7月に「青少年の性保護に関する法律（청소년의 성보호에 관한 법률）」（2000.2.3制定、法律第6261号）の制定に伴って実施されることとなったが、それは青少年の性を買う行為等を防止することを目的として、「犯罪防止啓導文²」のなかに性犯罪者の氏名、年齢、職業、住所及び犯罪事実の要旨等を掲載し、それを官報及びインターネットを通じて一般公開するものであった。

実施以来、韓国の身上情報公開制度は度重なる関連法律の改正を通じて変化し続けてきたが、公開方式も最初の一般公開から登録・(制限的)閲覧・告知の方式に変わり、現在は登録・公開・告知の方式で行われている。また、2010年4月15日「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法³（성폭력범죄의 처벌등에 관한 특례법、以下、「性暴力特例法」）」（2010.4.15制定、法律第10258号）の制定により、成人を対象とした性犯罪者も身上情報公開の対象者として加えられ、現在は、性犯罪者の身上情報の公開・告知については「児童・青少年の性保護に関する法律⁴（아동청소년의 성보호에 관한 법률）」（2009.6.9全部改正、法律第9765号）に基づき、女性家族部が執行し、身上情報の登録は「性暴力特例法」に基づき、法務部が執行する二元体制の下で施行されている。

以下においては、現行法上の身上情報公開制度の内容について概観することとする。

まず、成人を対象とした性犯罪、児童・青少年を対象とした性犯罪⁵により有罪判決が確定した者又は児童・青少年の性保護に関する法律第49条第1項第4号により公開命令が確定された者には、身上情報の登録が義務付けられている。公開命令の対象となる性犯罪は、①児童・青少年を対象とした性犯罪を行った者、②性暴力特例法により成人を対象とした性犯罪を行った者、③13歳未満の児童・青少年を対象に性犯罪を行った者で性犯罪を再び行う危険性があると認められる者、④

上記の罪を犯したが、刑法第10条第1号（心身障害者）により処罰することができない者で、再び性犯罪を行う危険性があると認められる者であり、裁判所はこれらの犯罪者に対して10年の範囲内で情報通信網を通じて公開する命令を判決と同時に宣告することとなっている。また、登録情報の公開期間は、「刑の失効等に関する法律（형의 실효등에 관한 법률）」（1980.12.18制定、法律3281号）第7条による期間を超えてはならない。すなわち、3年を超える懲役・禁固は10年、3年以下の懲役・禁固は5年、罰金刑は2年以内の範囲で登録情報の公開期間が定められる。ただし、公開命令を受けた者が実刑又は治療監護の宣告を受けた場合は、その刑又は治療監護の全部又は一部の執行が終了し、若しくは執行が免除された日から起算する。

登録対象者に対して提出が義務付けられた身上情報の内容は、氏名、住民登録番号、住所及び実際の居住地、職業及び職場等の所在地、身長及び体重といった身体情報、所有している車両の登録番号である。登録対象者は、これらの情報を管轄警察署の長、又は登録対象者が矯正施設若しくは治療監護施設に収容されている場合はその矯正施設の長又は治療監護施設の長に提出しなければならないが、この際、登録対象者の顔写真が取られ電子記録として保管されることとなる。

登録対象者の身上情報の登録は、法務部長官によって執行されるが、この際、法務部長官は管轄警察署の長等から送達を受けた登録対象者の情報に、登録対象性犯罪の経歴情報、性犯罪の前科事実（罪名、回数）、「特定犯罪者に対する保護観察及び電子装置装着等に関する法律（특정범죄자에 대한 보호관찰 및 전자장치부착등에 관한 법률）」（2012.12.18一部改正、法律11558号）による電子監視装置の装着の有無を追加して登録し、登録された登録対象者の情報は20年間保存・管理されることとなる。

上記に述べたごとく、公開及び告知に関する規定は児童・青少年の性保護に関する法律に基づい

て実施されている。裁判所の判決による公開命令によって公開される身上情報の内容は、氏名、年齢、住所及び実際の居住地、身体情報、写真、登録対象性犯罪の要旨、性犯罪の前科事実（罪名及び回数）、電子装置装着の有無であるが、その内容は情報通信網（www.sexoffender.go.kr）を通じて公開され、閲覧を希望する者は本人確認の手続を経た上で閲覧することができる。

一方、告知制度は、裁判所が公開対象者のうち、児童・青少年を対象とした性犯罪を行った者、成人を対象とした性犯罪を行った者、また、性犯罪を行ったが、心身障害者として処罰ができず、再び性犯罪を行う危険性があると認められる者に対して、公開命令の間、対象者が居住する地域の住民に対して対象者の情報を告知する命令を事件の判決と同時に宣告するというものである。告知命令によって提供される情報は、郵便を通じて告知対象者が居住している地域（邑・面・洞⁶）の児童・青少年の親権者又は法定代理人がいる世帯や児童・青少年の保育及び教育に係る施設の長等に告知されるが、その際提供される情報の内容は公開命令によって提供される情報に比べて、より詳細な住所（例えば、マンションの部屋番号等）が伝えられる。

下記の〈表1〉は2012年4月現在、身上情報公

開制度の実施現況に関するものである。

2008年から2012年4月現在まで、身上情報登録対象者の延べ人員は4,960名で、そのうち、児童・青少年を対象とした性犯罪者は3,824名（77.1%）、成人を対象とした性犯罪者は1,136名（23.9%）である。また、1,563名の身上情報がインターネットを通じて公開され、そのうち、児童・青少年を対象とした性犯罪者は1,234名（78.9%）、成人を対象とした性犯罪者は279名（21.1%）であった。さらに、2011年から始まった告知制度により、身上情報が告知された対象者の延べ人員は1,209名で、そのうち、児童・青少年を対象とした性犯罪者の数は679名（56.1%）、成人を対象とした性犯罪者の数は530名（43.9%）であった。

2. 電子監視制度

性犯罪者に対する身上情報公開制度が実施された以後にも、児童・青少年を対象とした性犯罪の増加に歯止めをかけることはできなかった。とりわけ、2006年ソウルで発生した児童性犯罪の前歴を持つ者による女児強姦・殺人事件は、性犯罪者に対してより実効性のある監視・統制体制の導入を要求する声をさらに強めた事件である⁷。それゆえ、2007年4月27日「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律（특정성

〈表1〉 身上情報公開実施現況（2008年～2012年4月）

単位：名

年 度	身上情報登録者			インターネット公開者			郵便告知者		
	児童・ 青少年対象	成 人	計	児童・ 青少年対象	成 人	計	児童・ 青少年対象	成 人	計
2008	268	—	268	—	—	—	—	—	—
2009	877	—	877	—	—	—	—	—	—
2010	1,003	—	1,003	—	—	—	—	—	—
2011	1,676	481	2,157	727	120	897	207	116	323
2012	622	625	1,277	266	159	425	472	414	886
計	3,824	1,136	4,960	1,234	279	679	679	530	1,209

注) 1. キム・ジソン『性暴力犯罪者に対する事後管理システム評価研究（1）— 身上情報公開制度の効果性研究 —』韓国刑事政策研究院（2012年）187頁から抜粋。

2. 2012年の資料は同年4月までの延べ人員である。

폭력범죄자에 대한 위치추적전자장치 부착에 관한 법률)」(2007.4.27制定、法律第8634号)が制定され、2008年9月1日から施行されることとなった。この制度は、性犯罪者の身体に電子装置を装着するような付加的措置をとることで性犯罪者の行跡を追跡して位置を確認し、これにより性犯罪者の再犯の防止や性行矯正による再社会化を促し、国民を保護することを目的として導入されたものである。

電子監視制度は、自由刑等、従来の刑罰の再社会化の効果が期待を下回り、とりわけ、再犯防止の面からその実効性が疑問視されるなかで、このような問題点を解決するために社会内処遇の一つとして導入された制度である。韓国では、2008年の同制度の導入時においては性犯罪に限って実施されたが、その後、未成年者対象誘拐犯罪、殺人犯罪、強盗犯罪へとその対象は拡大され、現在は特定犯罪者に対する保護観察及び電子装置の装着等に関する法律に基づいて施行されている。

現行法律による電子監視制度について概観してみると、まず、電子監視装置は特定の犯罪を行った者に対して、刑の執行終了後、仮釈放及び仮終了⁸、刑の執行猶予となった者に装着される。刑の執行終了後の電子監視装置の装着については、検察が再犯の危険性があると認められる者に対し、裁判所に請求することができるが、とりわけ、性犯罪の場合、①性犯罪により懲役刑の実刑を宣告された者がその執行を終了した後又はその執行が免除された後、10年以内に性犯罪を行ったとき、②性犯罪でこの法律による電子装置を装着された前歴のある者が再び性犯罪を行ったとき、③性犯罪を2回以上行い（有罪の確定判決を受けた場合を含む）、その習癖が認められるとき、④19歳未満の人に対して性犯罪を行ったとき、⑤身体的又は精神的障害がある者に対して性犯罪を行った者がその対象となる。

裁判所は、装着命令の請求に理由があると認められるとき、判決をもって装着命令を宣告することとなるが、その際、裁判所は、装着期間の範囲

内で夜間等特定時間帯の外出制限、特定地域・場所への出入禁止、住居地域の制限、被害者等特定人への接近禁止等の遵守事項を付加することができる。電子監視装置の装着期間は、最大30年まで可能であるが、19歳未満の人に対して性犯罪を行った場合は、下限期間の2倍を加重することが可能であり、また、併合罪の場合は上限の2分の1（最大15年）を加重することができる。さらに、遵守事項の違反がある場合は1年の範囲で装着期間を延長することができる。

また、検察は刑の執行を終了した者のうち、再犯の危険性があると認められる場合、裁判所に保護観察命令を請求することができるが、裁判所は検察の保護観察命令の請求に理由があると認められる場合、2年以上5年以下の範囲で保護観察命令を宣告することができる。

つぎに、装着命令の宣告を受けていない特定犯罪者として仮釈放・仮終了により保護観察を受ける場合は、遵守事項の履行有無の確認等のため、保護観察期間の範囲内で電子装置を装着することとなっている。また、裁判所は特定犯罪者として保護観察付執行猶予を受けた者に対しても電子装置の装着を命じることができる。

電子装置の装着命令の執行は保護観察官によって行われているが、GPS方式による位置追跡電子装置を被装着者の足首に装着し、ソウル保護観察所にある中央管制センターにて24時間監視をする体制となっている。

電子監視装置装着の実施現況は右記の〈表2〉の通りである⁹。

2008年から2012年12月現在まで、被装着者の延べ人員は2,292名となっており、そのうち、性犯罪者は1,349名として全体の延べ人員の約59%を占めている。性犯罪に対する重罰主義の傾向と相まって、2009年以降、性犯罪の仮釈放者の数は減少し、2012年には0名となっており、性犯罪者として電子装置が装着された者の大半を占めているのは刑の執行を終了した者となっている。たとえば、2011年の場合、性犯罪で刑期を終えた後、電

子監視装置が装着された者は311名であったが、そのうち遡及適用による者は244名（78.5%）であった。

電子監視装置の装着中における再犯状況¹¹については、2012年国家立法調査処の調査によると、2008年の施行以来2012年まで43名が再犯を犯した（2%）が、そのうち同種再犯は30件（1.4%）で1件を除いた29件が性暴力犯罪の前科を持つ者に

よるものであった。

このような結果をもとに、政府は電子監視による再犯防止の実効性を強調しているが¹²、看過できないのは、被装着者による再犯及び電子監視装置の毀損、遵守事項の不履行等により制裁及び処罰を受ける者も年々増加しているということである。下記の〈表2-2〉は、電子監視装置の被装着者の遵守事項違反に対して科された制裁措置の

〈表2-1〉電子監視装置装着の実施状況（2008年～2012年）

単位：名

区分	事件別電子監視執行延べ人員							刑期終了		
	年度	計	仮釈放	仮終了	仮出所	執行猶予	計	一般	遡及 ¹⁰	
性犯罪	2008	188	186	1	-	1	-	-	-	
	2009	347	329	12	-	5	1	1	-	
	2010	239	84	8	2	29	116	18	98	
	2011	366	3	3	5	44	311	67	244	
	2012	209	-	8	2	15	184	116	68	
	小計	1,349	602	32	9	94	612	202	410	
誘拐	2009	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2010	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2011	2	1	-	-	1	-	-	-	
	2012	1	-	-	-	-	1	1	-	
	小計	3	1	-	-	1	1	1	-	
殺人	2010	226	222	4	-	-	-	-	-	
	2011	398	393	3	-	1	1	1	-	
	2012	316	295	20	-	-	1	1	-	
	小計	940	910	27	-	1	2	2	-	

注) 1. 法務部『2013年保護観察統計年報』参照。

〈表2-2〉遵守事項違反による制裁措置付加の現況（2008年～2012年）

単位：件

区分	勾引	留置	執行猶予の取消	仮釈放の取消	仮終了等の取消	装着期間の延長	遵守事項の変更
2008	2	2	-	2	-	-	-
2009	7	6	-	10	1	-	-
2010	20	6	17	5	1	1	5
2011	11	9	2	8	2	-	15
2012	43	10	4	8	4	-	37

注) 1. 法務部『2013年保護観察統計年報』参照。

現況に関するものである。

被装着者の遵守事項違反によって勾引・留置、仮釈放、仮終了、執行猶予等の原処分が取消されるか、装着期間の延長、遵守事項の追加変更等の制裁が取られた件数は、2012年現在、合計106件に及んでいる。こうした状況のなかで、2014年6月からは強盗犯に対する電子監視装置の装着も実施され、予想される装着人員は2,700名にのぼるといふ。

3. 性犯罪者の化学的去勢

韓国では2010年7月23日「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律 (성폭력범죄자의 성충동약물치료에 관한 법률)」(2010.7.23制定、法律第10371号)が制定され、2011年7月24日から常習的な性犯罪者から児童を守る新たな刑事制裁の手段として薬物等を用いた化学的去勢が実施されている。性衝動薬物治療は、性倒錯患者に薬物投与や心理治療等を行うことで倒錯的性機能を一定期間弱体化又は正常化することを目的とするものである¹³。

2011年7月の施行当時は被害者年齢を16歳未満としていたが、2012年12月18日の改正により、16歳未満の被害者年齢が削除され、成人を被害者とする場合も含められるなど、対象者の範囲は拡大されている。

現行法における薬物治療は、精神科専門医の診断や鑑定の結果、性的異常習癖により自己の行為を統制することができないと判明された性倒錯症患者で、性暴力犯罪の再犯の危険性が認められる19歳以上の者に対して、検察が裁判所に治療命令を請求し、裁判所が15年の範囲で治療期間を定め、判決をもって宣告する形で行われている。この際、薬物治療に対する被告人の同意は不要である。治療命令の執行は、治療命令を受けた者として刑の執行又は治療監護の終了、免除、仮釈放又は仮終了により釈放される者に対して行われるが、治療命令の宣告を受けていない受刑者に対しても受刑者の同意を得て裁判所に治療命令を請求

することができる。また、治療監護の執行中、仮終了又は治療委託される者に対しては治療監護委員会が治療命令を課することができる。

薬物治療の費用は年間500万ウォンとされるが、原則として治療対象者の負担となっている。ただし、費用負担の能力がない者の場合は国が負担することとなっている。現在、薬物治療には性腺刺激ホルモン放出ホルモン (Gonadotropin Releasing Hormone Agonist: GnRH)、酢酸シプロテロン (Cyproterone Acetate: CPA)、酢酸メドロキシプロゲステロン (Medroxy Progesteron Acetate: MPA) が用いられており、3か月ごとに注射又は経口投与の方法で行われているという¹⁴。

性衝動薬物治療命令の実施状況に関する公式の統計は、まだ発表されていないが、法務部犯罪予防政策局保護法制課が公開した報道資料¹⁵によると、2013年12月現在、延べ31件の検察の薬物治療命令請求に対して、裁判所は3件を認めているが、これに関する薬物治療命令の執行はまだ行われていない。一方、治療監護委員会の決定により3名に対して薬物治療命令が執行された。2012年12月18日の改正により、2013年3月19日から性衝動薬物治療の適用範囲がすべての被害者を対象とする性暴力犯のうち、性倒錯症患者に変更されたことで、対象者の数は増加すると予想されている。

4. 韓国の性犯罪被害防止政策の特徴

以上、近年、韓国において性犯罪に対する対策として新たに導入された諸制度について概観した。これらの制度が持つ特徴としては、既存の刑罰を代替する保安処分として導入されたことが挙げられる。保安処分とは、特定の人の犯罪行為を前提として、その者の将来の危険性を防止するために、刑罰以外の手段で刑罰を補充し、または刑罰に変えて裁判所が言渡すところの自由の剥奪または制限を伴う隔離・改善の処分として定義される¹⁶。

身上情報公開制度、電子監視制度、性衝動薬物

治療の実施過程においては、二重処罰、過度な人権侵害、遡及効の適用などの問題をめぐって憲法上の異議申立てが行われたが、このような異議申立ての焦点は上記の諸制度を刑罰とみるか、それとも刑罰以外の刑事制裁、すなわち、保安処分として見るかであった。保安処分と刑罰の関係については、両者の間には本質的な区別はないとする一元主義の立場と、将来の危険性に対する予防を本質とする保安処分は過去の犯罪行為に対する責任を基礎とする刑罰と本質的に異なるとする二元主義の立場があるが、保安処分を刑罰と区別して別個の刑事制裁と見た場合、保安処分に対して刑罰不遡及の原則、二重処罰の禁止の原則といった憲法上の制約の適用が問題となる。

この問題と関連して、身上情報公開制度は二重処罰であるという違憲主張に対する韓国憲法裁判所の決定は、「公益的目的のためにこれを公開する過程で付随的に羞恥心等が発生したとしても、これを既存の有罪判決での刑罰以外のその他の刑罰として羞恥刑ないし名誉刑に該当するとするものではない」と判断しており¹⁷、また、2010年性暴力特例法の制定により、同法の施行日である2010年4月15日以前に成人を対象として性犯罪を行ったとして、施行日以後判決が確定した者に対して身上情報の公開・告知命令を付加することに対して、韓国最高裁判所は、「身上情報の公開命令及び告知命令は性犯罪を行った者に対する応報目的の刑罰と異なって性犯罪の事前予防のための保安処分的性格が強い」として、遡及効の適用を認める判決を下している¹⁸。

電子監視制度の場合は制定当時から刑の執行を終了した者に対しても保安処分として装着命令を付加することを可能にしており、また、2010年4月15日における特定犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律の改正により、2008年9月1日以前に判決が宣告され、この法律の適用対象者ではない者のうち、この法律の施行当時に刑の執行中ないし刑の執行が終了した後3年が経過していない者に対しても電子監視装置を装着する

ことができるとした附則第2条第1項について、韓国憲法裁判所は、「電子足輪は性犯罪者の性行矯正及び再犯防止を図り、国民を性犯罪から保護する公益的目的があり」、「刑罰と区分される非刑罰的保安処分であるため」遡及禁止の原則は適用されないとして遡及効適用を認める判断を示している¹⁹。

しかし、このような一連の判断は、いわゆる危険な犯罪者に対する新たな刑事制裁としての保安処分の可能性を拡大したものであると思われる。つまり、国家は、刑罰不遡及や二重処罰の禁止原則といった憲法的制約を受ける刑罰に代えて、刑罰の性格を強く帯びる保安処分を容易に導入することが可能となったということである。危険な犯罪者から市民の安全を守るという名分の下で国家の監視・統制権力を強化する政策を正当化する恐れがある。実際、韓国政府はドイツにおける事後的保安監置をモデルとした保護収容制度の導入を積極的に推進しており²⁰、法務部は、2014年9月3日、「保護収容法」制定案を立法予告したところである。ここでいう保護収容とは、再犯の危険性の高い犯罪者を刑期終了後、一定の期間社会から隔離することである。同予告案によると、保護収容の対象となる者は、殺人犯罪を2回以上行うか、あるいは、性犯罪を3回以上行いその常習性が認められる者、また、13歳未満の児童を対象とした性犯罪を行い、重傷害を負わせたとき等、一定の条件を満たし再犯の危険性が認められる者である。検察が裁判所に保護収容を請求し、裁判所は、必要であると判断した場合、保護収容の請求があった者に対して3年以上の有期懲役刑を宣告すると同時に1年以上7年以下の範囲内で保護収容を宣告することができるとされている。

性犯罪に対する対応として多様な刑事制裁を導入し、安全志向の立法的措置をとるのは、韓国に限られた現象ではない。諸外国においても、法定刑の引き上げをはじめ、性犯罪者の再犯防止を目的とした様々な対策が施行されている。アメリカの場合、1996年「連邦メーガン法」に基づき、全

米に性犯罪者登録告知制度を導入・実施しており、2005年フロリダ州で成立した「ジェシカ・ランスフォード法」の施行により、12歳未満の児童に対する特定の性犯罪者に対しては最低25年の刑を科し、出所後は終身GPS監視を行うことが可能となっている²¹。さらに、1996年カリフォルニア州で13歳未満の児童を対象として性犯罪を行ったものに対する化学的去勢を可能とした法律が制定されて以来、フロリダ、ジョージア、ルイジアナ等の各州においても児童対象性犯罪者に対する化学的去勢制度を導入・実施している²²。

イギリスの場合は、「1997年性犯罪者法」により性犯罪者情報登録制度を導入し、警察、刑務所、保護観察所、少年非行チーム等を責任機関とする多機関公衆保護協定（Multi-Agency Public Protection Arrangements: MAPPA）を通じて、性犯罪者を含む危険な犯罪者のリスク管理を行っている²³。

また、ドイツは、性犯罪を含む重大犯罪の被疑者又は被告人についてDNA鑑定を行い、

DNA鑑定標本及び性別鑑定に関するデータを連邦警察局において保管・使用する制度をはじめ、1998年の「性犯罪防止法」により治療的処遇が必要であるとされる一定の性犯罪者を社会治療施設送り処遇を実施する制度を実施している。また、一定の性犯罪に対して刑の執行の終了後もさらに拘禁する保安監置制度が存在しており、自由刑の執行終了後においても、再犯の可能性のある性犯罪者に対して一定の期間、保護観察官及び行状監督庁が援助及び生活指導を行う行状監督制度も施行されている²⁴。

日本の場合、2004年に奈良で発生した女児誘拐殺害事件をきっかけに、性犯罪及び性犯罪前歴者による重大犯罪への社会的関心が高まり、性犯罪の再犯防止策として2006年から性犯罪者処遇プログラム施行されており、また、2005年からは法務省と警察庁において「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」が運用され、13歳未満の者に対する暴力的性犯罪を行った受刑者が出

所後帰住予定地に居住しているかどうかを警察官が定期的に確認する制度を実施している²⁵。

このように、世界各国においても性犯罪被害を防止することは重要な課題となっているが、とりわけ、その対策について論じるとき、常に言及されることばは「安全」や「被害者保護」であり、安全や被害者保護に対する社会的要求に応えるごとく、一連の立法的措置を通じて国家は重罰主義ないし厳罰主義の政策を導入・実施している。とりわけ、韓国の場合、2000年性犯罪者の身上情報公開が実施されて以来、次々と特別法を設け、性犯罪に対する刑事制裁を強化してきたが、このような一連の過程では、これらの諸制度に関する十分な議論や評価が行われていないということを指摘しなければならない。身上情報公開制度等は性犯罪の再犯を防止し、被害者を保護することを目的として従来の自由刑に追加的に課される制裁であり、危険性管理を目的とする保安処分の性格を有している。保安処分は行為者の危険性を前提とするものであり、侵害の性格を把握し、絶対的に必要な自由剥奪を超えてそれ以上の負担が課されない場合のみ正当化される。再犯の危険性を理由として保安処分を課するとした場合、そのよう保安処分が、保安処分の目的、すなわち改善及び社会防衛に合致するか、そして実効性を有しているかが問題となる。実際、韓国ではいまだ性犯罪者の危険性を測定する科学的手段が存在しておらず、また、これまで実施された性犯罪防止策の効果性に関する調査もほとんど存在しない²⁶。現在の性犯罪防止策は統計的蓋然性、犯罪に対する市民の不安や処罰欲求のみに頼って、性犯罪者を社会から徹底的に排除する政策であり、その問題性はさらに議論されなければならないと思われる。

4. むすびにかえて

一方、このような性犯罪の加害者に対する対策については被害者視点で評価する必要があるだろう。上記の諸制度が目的として掲げているのは性犯罪から被害者を保護することである。しかし、

これらの諸制度の導入がもたらした結果として、かえって全体的な性犯罪対策において加害者中心の政策に集中することにより、被害者に対する支援が疎かになっていることを指摘しなければならない。

例えば、電子監視制度の導入の際には約86億ウォンの費用が投入され、2012年の法務部の電子監視関連予算は56億ウォンであった。性衝動薬物治療命令に関わる予算は3億ウォンを超えている。また、同年女性家族部の身上情報公開及び告知制度に関連する予算規模は20億ウォンであった。性犯罪者という特定の犯罪者の統制にかかる費用として決して少ないとは言えない費用である。それに比べて、被害者に直接的支援として支給されている治療費は年間最大500万ウォンで、その治療費支援に対して女性家族部が策定した予算額は約10億ウォンであった²⁷。

また、身上情報公開制度の効果性分析において、身上情報公開制度に対する被害者や被害者支援専門家の意見を調査したキム（2012）の研究をみると、身上情報公開制度の必要性については支持の意見を示すものの、効果性は疑問であるとする意見が多かったという。郵便告知を通じて性犯罪者の存在に対する恐怖は増加するものの、性犯罪者の外見を識別することは難しく、さらなる増加が予想される身上情報公開対象者の顔を識別することは不可能であるというものであった。さらに、問題として指摘されたのは、性犯罪の特性上加害者が隣人や面識のあるものである場合が多く、こうした場合、被害者の身分が露出されてしまうことが指摘された²⁸。このような問題は、地方の小規模の地域社会においてはその危険性がさらに高まることが予想される。諸性犯罪対策の施行において被害者の視点を取入れ、被害者への配慮が盛り込まれなければならないことを示すものであると思われる。

最後に、近年の性犯罪対策に対するフェミニスト研究者からの批判を言及することとする。クォン・インスク、イ・ファヨンは性犯罪に関するマ

スコミの対応を分析し、性犯罪に対する恐怖と社会統制方式について分析を行った²⁹。その分析によると、児童が性犯罪の被害者となった事件をマスコミが集中的に報道することで性犯罪に対する恐怖が拡散し、このような恐怖を背景に近年の性犯罪の加害者対策が圧倒的な市民的支持を背景に安易に導入されることによって性犯罪に対する社会的恐怖はさらに強化されるという一連の連鎖作用が生じるという。そして、このような一連の流れで「貞淑な女性に悪いことは起こらない」という社会的通念が強化され、結果的には、女性は自己を統制することによってそのような社会的通念に従順するようになると主張している。女性が恐れる性犯罪の被害結果は、身体的被害というより恥辱、屈辱、罪悪感、対人関係の忌避といった心理的、社会的被害であり、これは「貞淑な女性」といった女性性を強調する社会的通念と関連している³⁰。したがって、このような社会的通念を受け入れた女性が性犯罪の被害から回復することは非常に困難になるといえよう。

以上、近年韓国において性犯罪に対する対策として新たに導入された諸制度について概観し、その特徴及び問題点について述べてきた。このような諸政策は刑罰的性格を持つ保安処分として導入されたが、その中で犯罪者の矯正と社会復帰の議論は完全に排除されている。犯罪に対応する社会的努力において犯罪者の再社会化は依然として重要であり、それは性犯罪者に対しても例外ではない。そういった意味で、今、韓国社会に要求されているのはこれまで実施されてきた諸性犯罪対策を客観的に評価し、性犯罪者の再社会化に向けた議論を始めることではないかと思われる。

脚 注

1. 同調査の結果に関する内容は、<http://www.sisa-news.com/news/article.html?no=48115>参照。
2. ‘啓導’は、‘啓発して導く’という辞典の意味の如く、施行予定又は施行中である法律や処分、あるいは国家の施策等について行政が国民に対して行う

告知行為である。青少年の性保護に関する法律第20条第1項では、青少年の性を買う行為等の犯罪行為をしたことで刑が確定した者を対象として、年2回、その犯罪者の身上に関する情報を「犯罪防止啓導文」において公開することを定めていた。同啓導文は身上情報公開の実行機関である「青少年保護委員会」のインターネット・ホーム・ページによる公開を含め、中央政府庁舎及び特別市、広域市・道の本庁の掲示板において掲示されることが規定されており、公開期間は、「青少年保護委員会」のインターネット・ホーム・ページによる公開は6か月、中央政府庁舎及び特別市、広域市・道の本庁の掲示板を通じては1か月であった（青少年の性保護に関する法律施行令第5条）。

3. 同法律は、「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律 (성폭력범죄의 처벌 및 피해자보호 등에 관한 법률)」(1994.4.1 制定、法律第47025号)が2010年4月15日の改正により、「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律 (성폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률)」(2010.4.15制定、法律第10261号)と、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」に分離・変更されるなかで設けられたものである。
4. 同法律は、2009年6月9日に行われた青少年の性保護に関する法律の改正によってその名称を変更したものである。
5. 韓国の法体系において性的行為に係る犯罪は、大きく三つに分けて考えることができる。

第一に、個人的法益としての性的自由若しくは性的自己決定権を侵害する性的行為が挙げられる。これと関連して、刑法においては、強姦罪(第297条)、強姦類似行為(第297条の2)、強制わいせつ(第298条)、準強姦・準強制わいせつ(第299条)、未遂犯(第300条)、業務上威力等による姦淫(第303条)等を規定しており、第305条においては未成年者に対する姦淫・わいせつ行為に関する規定を設け、13歳未満の者に対する強姦、強姦類似行為、強制わいせつの規定も定めている。また、刑事特別法である性暴力特例法では、特殊強盗強姦等(第3条)、特殊強姦等(第4条)、親族による強姦等(第6条)、

障害者に対する強姦・強制わいせつ等(第6条)、13歳未満の未成年者に対する強姦・強制わいせつ等(第7条)、強姦等傷害・致傷(第8条)、強姦等殺人・致死(第9条)、業務上威力等によるわいせつ行為(第10条)について規定している。さらに、児童・青少年の性保護に関する法律では、19歳未満の未成年者に対する強姦・強制わいせつ等(第7条)の規定が設けられている。

第二に、社会的法益としての性風俗もしくは性道徳を侵害する性的行為として、刑法では、姦通罪(第241条)、淫行媒介罪(第242条)、公然淫乱罪(第245条)等を規定しており、「性売買斡旋等行為の処罰に関する法律 (성매매알선등 행위의 처벌에 관한 법률)」(2004.3.22制定、法律第7196号)では、性売買行為(第2条第1号第1項)、性売買斡旋等の行為(第2条第1号第2項)、性売買目的の人身売買(第2条第1号第3項)等について処罰規定を設けている。このような犯罪は一次的には社会的法益を侵害する性的行為であり、個人的法益は付随的な法益とされる。

第三に、個人の性的自由若しくは性的自己決定権を保護法益とすると同時に、社会的法益をも保護法益とするものとして、児童・青少年の健全育成を侵害する行為を挙げることができる。児童・青少年の性保護に関する法律における児童・青少年を利用した淫乱物の製作・輸入・配布行為(第11条)、児童・青少年の性を買う行為(第13条)等がこのような犯罪の性格を有する。

6. 邑(ウプ)、面(ミョン)、洞(ドン)のそれぞれは日本の自治体としての町、村、・町丁に相当する行政区画である。
7. ソウル市の龍山区で2006年2月17日に発生したこの事件は、すでに児童を対象とした性犯罪を行い執行猶予中であった者が、当時小学校4年生であった少女を暴行し、殺害した事件である。この事件をきっかけに、児童を対象とした性犯罪者に対するより厳しい処罰と監視体制を求める世論が広がり、青少年の性保護に関する法律の改正に乗り出すこととなる。

8. 韓国では2005年「治療監護法(치료감호법)」(2005.8.4制定、法律第7655号)を制定し、心身障害状態、麻薬類・アルコール又はその他薬物中毒の状態、精神的障害がある状態で犯罪を行い、再犯の危険性が高く、特殊の教育・改善及び治療が必要であると認められる者に対して、適切な保護及び治療を行い、社会復帰を促す治療監護制度を実施している。仮終了者は治療監護処分が仮終了したものであり、仮終了の審査・決定は「治療監護委員会」によって行われる。
9. イ・ヒョンソップ(2013)55-165を参照。著者は法務部犯罪予防政策局位置追跡中央管制センターの長(現)である。
10. 2010年2月、釜山で女子中学生が拉致され性的暴行を受け殺害された事件が発生した。同事件の犯人は、2007年に婦女を監禁し性暴行を行ったことで有罪判決を受け、2009年6月出所したばかりの者であった。この事件をきっかけに、電子監視制度が施行された2008年9月1日以前に性犯罪を行った者に対しても電子監視装置を装着すべきであるとの世論が高まり、2010年4月15日に改正された特定犯罪者に対する位置追跡電子監視装着等に関する法律附則第2条では、この法の施行日である2008年9月1日以前に、特定犯罪(性暴力、未成年者対象誘拐、殺人)を行い、改正法の施行当時、懲役刑以上の刑、治療監護又は保護監護の執行中である者、また、懲役刑等の執行が終了・仮出所・仮釈放又は免除されて3年が経過していない者のうち、再犯の危険性がある者に対して検事の請求や裁判所の決定により電子監視装置の装着を遡及適用することができると規定した。
11. 国会立法調査処(2012)3を参照。
12. 朝鮮日報 2014.6.17の報道。
http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2014/06/17/2014061700134.html
13. したがって、睪丸の切除等によって性機能を完全に不可能とさせる物理的去勢とは異なっており、治療を中止すると性行為は可能になる。
14. 薬物治療剤の種類、効果等に関する詳細は、藤本哲也(2007)121-133参照。
15. 法務部犯罪予防政策局保護法制課(2014年1月16日)の説明を参照。
http://www.corrections.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowDatado?strNbodCd=noti0006&strWrtNo=305&strAnsNo=A&strNbodCd=noti0006&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_30300000&strOrgGbnCd=100000&strThisPage=1&strNbodCdGbn=
16. 藤本哲也(2006)192参照。
17. 憲法裁判所2003.6.26.2002헌가14決定。
18. 大法院2011.9.29.宣告2011도9253判決。
19. 憲法裁判所2012.12.27、2010헌가82決定。
20. ドイツにおける事後的保安監置については、藤本哲也(2013)8-10参照。なお、韓国は1980年から「社会保護法」により刑の執行を終了した者に対する継続的拘禁として保護監護制度を実施した経験がある。この制度は、二重処罰などのことが問題となり2005年廃止され、社会保護法に規定されていた治療監護のみを分離して新たに「治療監護法」を制定し、治療監護制度を実施している。
21. 藤本哲也、前掲書、16-18。
22. チョ・ソンザ(2012)377-408参照。
23. 藤本哲也、前掲書、12-15。
24. 藤本哲也、前掲書、8-11。
25. 詳しい内容は、藤本哲也(2012)92-106参照。
26. 身上情報公開対象者を対象として身上情報公開制度の再犯防止公開に関する主観的認識を調査したものとして、キム・ジソン(2012)の研究があり、電子監視の執行を終えた保護観察対象者を対象として電子監視装置の装着による再犯防止効果に関する主観的認識を調査したものとしては、チョ・ユンオ(2009)481-511、(2010)367-393の研究がある。
27. 女性家族部(2012)352参照。
28. キム・ジソン、前掲書、284-303。
29. クォン・インスク、イ・ファヨン(2011)85-118。
30. キム・ジソン(2006)251頁。

引用文献

イ・ヒョンソップ(2013). 位置追跡電子監督制度

施行5年の現況及び課題 保護観察第13巻第1号、55-164.

(이현섭, 위치추적전자감동제도시행5년의 현황 및 과제, 보호관찰, 제13권제1호 55-164면)

キム・ジソン (2012). 性暴力犯罪者に対する事後管理システム評価研究 (1) — 身上情報公開制度の効果性研究 — 韓国刑事政策研究院

(김지선, 성폭력범죄자에 대한 사후관리시스템평가 연구 (1) — 신상정보공개제도의 효과성연구 — 한국형사정책연구원)

キム・ジソン (2006). 犯罪被害に対する強風と女性の生き方, 韓国学術情報

(범죄피해에 대한 강풍과 여성의 삶, 한국학술정보)

チョ・ソンザ (2012). 性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律の争点に関する検討 — 米国の性衝動薬物治療州法との比較を中心 — 江原法学、第36巻377-408.

(조성자, 성폭력범죄자의 성충동약물치료에 관한 법률쟁점에 관한 검토-미국의 성충동약물치료주법과의 비교를 중심으로- 강원법학 제36권 377-408면)

チョ・ユンオ (2009). GPS位置追跡電子監視の犯罪抑制効果に関する研究 韓国公安行政学会報 第37号、481-511.

(조운오, GPS위치추적전자감시의 범죄억제효과에 관한 연구 한국공안행정학회보 제37호 481-511면)

チョ・ユンオ (2010) 傾向性点数 (propensity scores) を活用した電子監視制度の効果性分析 韓国公安行政学会報第39号、367-393.

(경향성점수 (propensity scores) 를 활용한 전자감시제도의 효과성분석 한국공안행정학회보 제39호 367-393면)

クオン・インスク、イ・ファヨン (2011) 性暴力の恐怖と社会統制 — 言論の児童性暴力事件に対する対応を中心に — アジア女性研究 第50巻第2号、85-118.

(권인숙·이화영 성폭력의 공포와 사회통제 — 언론의 아동성폭력사건에 대한 대응을 중심으로 — 아시아여성연구 제50권제2호 85-118면)

女性家族部 (2012) 2012年会計年度女性家族部所管決算事業説明資料

法務部犯罪予防政策局保護法制課 (2014年1月16日) 説明資料「性犯罪者化学的去勢、大きな効果はない」報道に関する説明

(법무부범죄예방정책국보호법제과 2014년 1월 16일 설명자료 「성범죄자 화학적 거세 큰 효과 없다」 보도에 관한 설명)

法務部 (2014) 『法務部報道資料2014年1月24日』

http://www.corrections.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowDatado?strNbodCd=noti0006&strWrtNo=305&strAnsNo=A&strNbodCd=noti0006&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_30300000&strOrgGbnCd=100000&strThisPage=1&strNbodCdGbn=

国会立法調査処 (2012) 電子監視制度の問題点と改善方案 イッシュと論点 第523号 1-4.

(국회입법조사처 전자감시제도의 문제점과 개선 방안 이슈와 논점 제523호 1-4면)

藤本哲也 (2006) 刑事政策概論 青林書院

藤本哲也 (2007) 犯罪学の森 中央大学出版部

藤本哲也 (2012) 日本における性犯罪者の再犯防止策について 警察学論集 第65巻第6号、92-106.

藤本哲也 (2013) 諸外国の性犯罪対策 罪と罰 第50巻4号、5-20。

職場におけるハラスメント防止基本法の制定に向けた一考察

稲垣友徳¹⁾

2014年7月18日受付, 2014年10月14日受理

Abstract : This article is about the issue of harassment at the workplace in Japan. Especially, this article is aimed at establishing a definition of harassment at the workplace, and protecting and supporting the victims of harassment at the workplace. The goal of this article is to give consideration toward the establishment of a law aimed at preventing harassment at the workplace.

In Japan, workplace harassment is widely perceived as a social problem and has, generally, been discussed within the sexual harassment or other forms of harassment – all of which are recognised as being more or less detrimental to all parties involved. Nevertheless, the legal provisions resulting from these discussions are clearly insufficient – especially as regards clarification of victim’s rights and establishment of legal channels to support and protect victims.

As for countermeasures against harassment at the workplace, the important of using the legal system to prevent harassment before it happens is emphasised, and some suggestion for “A Declaration of Victim’s Rights against Harassment” toward the establishment of “A Basic Act for Preventing Harassment at the Workplace” is made.

Also, the necessity of the legal system from the viewpoint of victims of harassment (e.g., victims’ rights against harassment at the workplace) will also be highlighted – just like the importance of crime victims’ rights has been emphasised widely.

Key words : Workplace, Harassment, Legislation policy, Abuse of power, Victims’ rights

はじめに

ハラスメントは、被害者の望まない（納得のできない・了承のできない）行為として理解することが可能であり、ハラスメント行為のうち一定の行為については法的責任が問われ、加害者、被害者、企業、周囲の者（被害者、加害者両家族や同じ職場内で働く者等）という事件に関係する当事者全てが利害関係人として位置付けられ、その全てにとって不利益となり得るものである。

しかしながら、後述の通り、現行法ではハラスメント被害者のとり得る手段については限定的であり、被害者は、身体的及び精神的に負担を強い

られ、その結果、精神疾患に陥る場合や自殺をしてしまう場合も考え得る。その他、経済的回復、心身の回復も困難な場合も考えられよう。

このように、ハラスメント被害者は、自身の被害を機に様々な被害を被ってしまい、支援されるべき存在であるといえる。本稿では、被害者の被害回避及び被害回復がこれまで以上に可能となる法制度の確立のための一助となることを目的とし、とりわけ、ハラスメント被害者の処遇に関する問題を中心に考察を試みる。当該問題は、今後ハラスメントに対する法整備を進める上でも、重要となるであろう。

1) Inagaki Tomonori : 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程研究生

第1章 職場におけるハラスメント問題の現状及び立法化の必要性

当該問題は、職場においてハラスメント問題が発生した場合、使用者及び事業主に対してはどのような対応が求められ、加害者側であれば責任の所在がどのように明確化され、被害者側であれば保護及び支援がなされるのかということである。

ハラスメント事件が生じた場合、当然関係する当事者に何らかの不利益が生じるが、とりわけ、被害者は事件の一番の当事者であり、被害からの回避及び被害回復が直ちに行われなければならない存在である。本稿では、ハラスメントの加害者よりも被害者の方がパワーを有していないとの認識に立脚するものである。すなわち、諸澤(2001・368頁)がパワー濫用(abuse of power)との関連で説明するように、被害者は「事実上の力」を有していない等の弱い立場にあり、被害回避及び被害回復に向けた迅速な保護及び支援が必要であるとの解釈に基づき、被害者の保護及び支援という点に焦点を当て論じていく。

ハラスメント被害に遭遇した被害者は、労働関係の諸法律を含む民事法及び刑事法を手段とする法的措置が考えられるが、被害者がとり得る手段は、ハラスメントの予防というよりはむしろ、ハラスメント被害発生後の対応策であるという点に着目しなければならない。この点は、職場の「安全配慮義務」という側面とも関連している。労働契約法第5条では「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」として、労働者への安全の配慮が規定されている。これは、元来信義則上の付随義務として使用者(事業主)に課されていた義務を、雇用契約上当然の付随義務として規定したものであり、労働者に対して物理的及び精神的に良好な職場環境を提供する義務を負っているということである。ここからいわゆる「ハラスメント防止義務」が派生するのである。また、労働安全衛

生法第3条第1項は、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。」として、事業者等の責務を規定している。同法第71条の2は、「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置(第1項ないし第4項)を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。」(カッコ内は筆者による)と定めている。これらの規定は、いずれも職場内における危険を排除することを要求する規定であるが、これらは「事業主」が主語になった規定であるということに着目しなければならない。

これらの義務違反に対抗する訴訟手段として、債務不履行に基づく損害賠償請求が認められた事例のほか、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例もある。しかしながら、「誠昇会北本共済病院事件(さいたま地方裁判所平成16年9月24日判決・労働判例883号38頁)」及び「川崎市水道局事件(横浜地方裁判所川崎支部平成14年6月27日判決・労働判例833号61頁)」等の事例に見るように、損害賠償請求は事後的な対応に過ぎないのである。つまり、上記2つの事件の被害者はいずれも職場におけるいじめを契機とし、自殺しており、被害者に損害が発生してから損害賠償請求が認められているのである。これは、安全配慮義務が、結局は手続的に見れば事後的な義務に過ぎないと換言でき、事前防止的な運用がなされていないといえよう。事業主が主体となり被害の防止に努めることも当然ながら必要ではあるが、事前予防という性格を有した上で、被害者自らが自身を守る手段として、被害者が主体となった被害回避及び被害回復も必要であると思われる。

また、近年、職場におけるいじめ・嫌がらせ問題がクローズアップされるに伴い、パワーハラ

メント等の職場におけるハラスメントに関する各種調査も行われている。主なものとしては、厚生労働省が主体となった「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(2012A・13頁)がある。ここでは、「実際に過去3年間にパワーハラスメントに関する相談を1件以上受けたことがある企業は回答企業全体の45.2%で、実際にパワーハラスメントに該当する事案のあった企業は回答企業全体の32.0%であった。一方、従業員に関しては、過去3年間にパワーハラスメントを受けた経験がある者は回答者全体の25.3%見られ、勤務先の従業員規模や業種による大きな偏りは見られなかった。一方、過去3年間にパワーハラスメントを受けた経験者のうち、46.7%が『何もしなかった』と回答しており、『社内の担当部署に相談』(3.9%)、『社内の相談窓口に相談』(1.8%)、『会社が設置している相談窓口で相談』(1.4%)とパワーハラスメント予防・解決に向けて会社が実施している窓口の利用は低い。」との調査結果もあり、職場におけるハラスメント被害者は一定程度存在し、被害者は十分な相談を行っていないという現状が見受けられ、現行法での対応ではハラスメント問題の十分な対策はなされていないという側面を垣間見ることができよう。

現行法上ハラスメントの規定は、男女雇用機会均等法で記されているセクシュアルハラスメントの関連規定のみであり、その他のハラスメントに関する規定が存在しない。筆者は、この点が被害者の被害回避や被害回復を行う際の障壁になると考え、明確な根拠法を定めることが必要であると考える。職場におけるハラスメント被害については、各企業、各労働組合の自助努力活動に止まらず、法的な「権利」を確立し、それに基づいた各施策が実行されることが必要であろう。

「職場におけるハラスメント被害者の権利」を示す点については、そこから生まれる効果も期待できると考える。すなわち、①行動規範意識の向上、②権利意識の向上、③対ハラスメント施策等への基礎づくり、に繋がるものと期待している。

①の行動規範意識の向上とは、職場におけるハラスメントに関する法制度の成立ないし被害者の権利宣言がなされたことにより、各企業、労働者個人等がこれまで以上に職場におけるハラスメント問題の重大性を認識し、被害者の置かれている状況等を考慮するということである。また、労働者にとっては、自身の行っている業務に関する日常の行為(業務命令、叱責等)について見直すと同時に、使用者にとっては、自身の企業における対策(窓口の整備、事実調査時等における被害者のプライバシー等)について見直す契機となるということである。

②「権利意識」とは「自身が権利の主体として行動できるということ認識すること」を指す。権利意識の向上により、自身の職場での扱いや職場全体に対して見直す契機となり、ハラスメント(ハラスメントの予防を含む)に対しては何らかの法的措置をとるといったことが期待され、一人一人が権利の主体として行動することにより、職場におけるハラスメントを自分自身の問題として認識するということが期待できるということである。

③の対ハラスメント施策等への基礎づくりは、「権利」の確立により、ハラスメント防止基本法の方向性ないし理念が明確になり、今後の展開を見据えた道標として機能するということである。

本稿においては、ハラスメントの定義を示すことに加え、ハラスメントの被害者に着目し、ハラスメント被害者個人は何ができるのかというような、被害者の「権利」等について明らかにすることをその内容としている。

ハラスメント防止等の各種施策を講じる際には、根拠が必要となり、施策の統一性という観点からもある種の目安が必要であると考えられる。また、ハラスメントが発生したと思われる場合の対策として、問題になっている行為は「ハラスメント」に該当するのか、というハラスメントの定義が明らかにされなければならない、ハラスメント被害に遭遇した場合に個人がとり得る手段を

拡充するためにも、「権利」の確立及びこれに伴う措置は必要であろう。さらに、権利及び義務を明らかにすることは、被害者が声を上げられないという事態を防ぐことにも有効であると考えられる。このような点からも、筆者は、立法上の措置が必要であると考えるのである。水谷（2009・163頁）も、包括的な法規制の必要性を指摘している（もっとも、法規制の具体的内容については言及されていない）。法律を制定することによりハラスメントの定義ならびに各当事者の「権利」及び「義務」が明らかにされ、ハラスメント被害者が主体となった被害回避及び被害回復を目的とした権利の行使を実現することができると考えられ、法律による規制はハラスメントの事前予防という点にも有効であり、現行法と組み合わせることにより、事前及び事後の両者に対応できる規定となり得ると考えられよう。

本稿は、被害者の視点に立った法制度の確立を目指したものであるが、被害者の視点に関しては、犯罪被害者等基本法（2004年成立、2005年施行）（以下「基本法」とする。）を参考とすることができよう。

基本法は、犯罪被害者等の活動等により制定された法律であり、「犯罪被害者等のための施策」（基本法第2条第2項）を運用するにあたっての基盤として位置付けられている。基本法制定以前も犯罪被害者等に関連する法令は存在した。しかしながら、明確に「権利」とされたものが基本法であり、この点において他の法令との相違が見られ、主体が犯罪被害者等であるということが明確化された点が重要である。

基本法の制定により、犯罪被害者等の権利及び利益の拡充が行われ、それを基にした犯罪被害者等のための各種施策が講じられているが、これは、ハラスメントに関する法律及び施策を講じる際においても参考となり、ハラスメント基本法といったようないわゆるグラウンドデザインとしての法律を基に、ハラスメント被害者に対する各種施策（立法・法改正を含む）、「職場におけるハラ

スメント被害者のための施策」を講じるということが可能となろう。さらに、それらを踏まえ、各企業レベルにおける取り組みへの移行という流れが期待できよう。

また、基本法制定前に遡り、基本法制定へ影響を与えたものとして、「認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク」（以下「全国犯罪被害者支援ネットワーク」とする。）の1999年「犯罪被害者の権利宣言」（以下「犯罪被害者権利宣言」とする。）も参考になるとと思われる（犯罪被害者権利宣言についてはホームページ参照）。

犯罪被害者権利宣言においては、7つの権利を宣言している。当該宣言は、我が国における犯罪被害者が、被害から回避及び回復する際に必要な権利を「権利」として明らかにしたことに意義がある。

以上のように、犯罪被害者に関する法制度を見ても、権利宣言から法整備そして法に基づく施策という一連の流れが見受けられ、職場におけるハラスメント問題における対策もこういった流れで進められることが期待される。

第2章 「職場におけるハラスメント防止基本法」の制定に向けての提言

ここでは、「職場におけるハラスメント防止基本法」の制定を目指すにあたり、法律の内容として盛り込む必要があると思われる事項に関する記述を行い、その上でハラスメント基本法制定の前段階として「職場におけるハラスメント被害者の権利宣言」の例を提示し、立法の基本方針を明らかにすることとしたい。

第1節 「職場におけるハラスメント」の定義に関する考察

これまで「職場におけるハラスメント」という用語を多数使用してきたが、当該用語については、法的に規定された定義は存在せず、「いじめ・嫌がらせ」という抽象的な概念が広く社会一般に浸透し、用いられているというのが現状であ

る。しかしながら、当該概念はあくまでも一般的な概念として用いられ、「いわゆる」との前書きがなければならない表現である。法制度及び施策を講じるにあたっては、より具体的な、より明確な表現を用いる必要がある。したがって、本節においては、はじめにこの「職場におけるハラスメント」の定義を提示することとしたい。

筆者は「ハラスメント」の定義を示すにあたり、「広範な定義」でも「狭義及び厳格な定義」でも適切ではないと考える。潜在的な被害者として位置付けられる労働者にとっては、できる限り広範な定義が望ましいと考えられるが、定義が広範であると結局のところ解釈に頼ることとなり、「具体的には何がハラスメントなのか」等の議論が始まり、ハラスメントか否かの判断をする際に不都合が生じてしまうことが考えられる。一方、定義が狭すぎる場合、定義が限定的であるということから、被害を受けても当該被害を訴えることが困難になるということが考えられる。いずれの場合も被害者にとっては大きな負担になることが考えられ、適切ではない。したがって、ハラスメントの定義を示すにあたっては、明確であり、なおかつ多くの被害をハラスメントとして位置付けることができるような定義を考える必要があると思われる。

「職場におけるハラスメント」（とりわけ、パワーハラスメント）に関する定義を示した判例や研究結果等も存在する。例えば、厚生労働省のワーキング・グループ（2012B・5頁）は、「パワーハラスメント」の概念を整理し、「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう」と提案した。また、ワーキング・グループでは「職場のパワーハラスメントの行為類型」として、「①暴行・傷害（身体的な攻撃）②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切

り離し）④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）」が挙げられるとしている。また、パワーハラスメントに関する判例においては、名古屋南労働基準監督署長（中部電力）事件（名古屋地方裁判所平成18年5月17日判決・労働判例918号14頁）があり、パワーハラスメントとは、「組織・上司が職務権限を使って、職務とは関係ない事項について、あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、部下に対し、有形無形に継続的な圧力を加え、受ける側がそれを精神的負担と感じたときに成立するもの」との解釈がなされた。また、ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル（自然退職）事件（東京地方裁判所平成24年3月9日判決・労働判例1050号68頁）においては、「（前略）世上一般にいわれるパワーハラスメントは極めて抽象的な概念で、内包外延とも明確ではない。そうだとするとパワーハラスメントといわれるものが不法行為を構成するためには、質的にも量的にも一定の違法性を具備していることが必要である。したがって、パワーハラスメントを行った者とされた者の人間関係、当該行為の動機・目的、時間・場所、態様等を総合考慮の上、『企業組織もしくは職務上の指揮命令関係にある上司等が、職務を遂行する過程において、部下に対して、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、社会通念に照らし客観的な見地からみて、通常人が許容し得る範囲を著しく超えるような有形・無形の圧力を加える行為』をしたと評価される場合に限り、被害者の人格権を侵害するものとして民法709条所定の不法行為を構成するものとして解するのが相当である。」と評価ないし定義がなされており、裁判所においての一定の判断を見ることが可能である。

上記結果等を参考とした結果、職場におけるハラスメントの定義に関する構成要素として、①

「職場」という職務遂行時に関連するような「場所」、②上司や部下という職務上の上下関係や経験や知識に関係するような加害者及び被害者間における「職務上の優位性」、③一時的や継続的というような「行為の連続性」、④身体的苦痛及び精神的苦痛を相手方に与えるというような加害者の被害者に対する「加害性」及び被害者の苦痛や職場環境の悪化等、加害者の行為によってもたらされる「影響」、⑤業務上の行為か否かという「職務上の適正な行為」という項目が挙げられよう。

職場におけるハラスメントの定義例を提示する際の前提として筆者は、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のように個別的ではなく、包括的に規定する必要があると考える。筆者が考える職場におけるハラスメントとは、前述した「事実上の力」の不当な行使に起因するものであり、基本はすべてパワーハラスメントであると考えているからである。セクシュアルハラスメントやアルコールハラスメント等の場合も、加害者側に事実上の力がない場合には、行使することは困難であると考えている。

「ハラスメント」の定義については、被害者の望まない行為かつ合理的でない行為を核とし、当該行為は不法行為ないし人権侵害行為として位置付け、「故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を一時的、継続的に侵害することであり、それにより相手方に対して不快感を生じさせ、身体的、精神的に苦痛を与える行為」とし、「職場におけるハラスメント」については、「職務上の優位性（事実上の力）を背景に職場において行われる業務上必要な範囲を逸脱した故意または過失に基づく相手方の権利または法律上保護される利益に対する一時的、継続的な侵害であり、それにより相手方に対して不快感を生じさせ、身体的、精神的に苦痛を与える行為または職場環境を悪化させる行為」との定義付けが可能であろう。また、「職場」については、「労働者が職務を遂行するにあたっての人間関係の存在が認められ、当該人間関係の支配が継続していると認

められるようなあらゆる場所」との定義付けが可能であろう。今後は、定義に加え、定義の解釈ないし、行為類型等、より理解し易いものになるような工夫が必要であり、あらゆる立場の者が見ても理解できるような文言にすることが求められるであろう。

無論、上記の定義については確定的なものではなく、暫定的なものである。今後定義に関してはより明確なものとなるよう更なる検討が必要ではあるが、誌面の都合上、他日を期したい。

第2節 「職場におけるハラスメント被害者の権利宣言」における権利の内容

本節においては、被害者はどのような保護及び支援を受けることが可能であるか、すなわち、ハラスメント被害者の「権利」としてどのようなものを確立すべきかについて論じることとする。なお、本稿において「権利」とは、「相手方に対して作為・不作為を求めることを可能にする法律上保護された利益」と定義し、「職場におけるハラスメント被害者の権利」については「ハラスメント被害を受けた労働者（被害者）が、自身の被った被害から回避及び回復できるように、または、労働者がその職務を安全・安心・適正に遂行することができるように相手方に対して作為、不作為を求めることを可能にする法律上保護された利益」と定義する。

職場におけるハラスメント問題について考える場合、筆者は、前述した「事実上の力」がポイントとなると考える。職場においては権限の有無や知識、経験の違いという人間相互における何らかの「格差」は当然に存在する。この格差が事実上の力となり得るものである。しかしながら、事実上の力を利用して、他者に不利益を与えることがあれば、より立場の弱い者を保護するための法的な体制が必要である。「権利」の保持ないし行使は、職場において事実上の力が存在する中で不当な攻撃を受けた場合に、法律の適用を以って対抗するということが可能にし、被害に遭遇した場合

に労働者を守ることや、労働者の安全及び安心を確保することを可能にすると思われる。この場合、立場の弱い者が権利を有したからといって立場の上の者が有する職務上の優位性が否定される（制限される）ことや、立場の弱い者との立場が逆転するという事ではない。通常の格差（上下関係）は維持された上で、「権利」を不当な行為に対する対抗手段として捉えるということである。

以下では、被害者にどのような権利を付与すれば被害からの回避が可能となり、被った被害から回復できるのかという点を基本とし、とりわけ、ハラスメントの被害者が「主語」になるような権利、つまり、ハラスメント被害者が主体となるような権利について考察する。

ただし、以下で述べる権利は、「ハラスメント被害者の権利」を考察する際の一部であり、その全てではないことに留意する必要がある。権利について「不十分である」との指摘や「具体性に欠ける」といった指摘を受ける可能性もあり得る。したがって、本稿では、今後新たな権利が唱えられる可能性も十分に存在し、あくまでも権利を考察する際の最初の段階であるという点について断っておく。しかしながら、ハラスメント基本法で盛り込む権利の内容及び、権利宣言内で盛り込む権利の内容は、制度や施策を確立する際の「原則」として機能するものであり、具体的な権利内容や実際に運用する場合の留意点等については、今後の展開を期待したい。

第3節 職場におけるハラスメント被害者が有する具体的な「権利」について

(1) 「ハラスメント被害を受けない権利」

労働者にとって安心及び安全の確保は必要条件である。「ハラスメントを受けない」というものは、ハラスメントという危険から回避できるという解釈であり、当該内容を権利として明確に打ち出すことは、これ以降に述べるような権利を導き出すにあたっての根拠ともなり得るものである。

「ハラスメント被害を受けない」ということは、

被害者が「ハラスメント被害に遭わない」という意味と同時に、加害者に対しては「ハラスメントの禁止」を意味するものである。さらに、労働安全衛生法第3条における「快適な職場環境」という規定にも関連し、労働者が快適に職務を遂行する上では、快適な労働の妨げとなる「ハラスメント」は排除されるということである。

職場におけるハラスメント被害は、被害者の労働生活にのみ影響を及ぼすということに止まらず、労働を離れた日常生活にも影響を及ぼすということが容易に推察される。労働者の日常生活の安全・安心を確保するという点からも、ハラスメントは許されず、いわゆる、「ワークライフバランス」という概念から検討を加えるにあたって、「ハラスメントを受けない」ということの正当性が導かれ、当該権利の重要性が示されるであろう。

しかしながら、ハラスメントへの対応は、労働者のみで対応できるという問題ではなく、使用者を含む関係当事者全てが抱える問題として認識しなくてはならず、「ハラスメントを受けない権利」を保障するためには、各企業内での取り組みに限らず、関連する団体・個人（国、地方公共団体、国民）がハラスメント発生の防止等、最大限努力しなければならないであろう。

(2) 「被害から回復する権利」

ハラスメントの被害に遭遇するということは、その事件を契機として、被害者はこれまでの生活が崩され、身体的・精神的・経済的な被害を受けることが容易に推察され、「被害」という事実は消し去ることができず、実生活から切り離すことのできない事実として、被害者に負担を強いてしまう虞もある。これらの被害は、実際に被害を受けた者にしか理解ができないという側面もあり、被害から回復するということは想像以上の困難が付きまとう。被害者が被害の回避をはじめ、被害からの回復に向かうということ、元の生活に戻ることにできるように施策を講じることは、ハラス

メント対策にとっても基本的な内容である。

前述した基本法においても、基本理念として第3条第3項に「(前略) 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定されている。ここで示されている「長期的な支援」及び「途切れることのない支援」は、被害者の被害回復を検討するにあたって極めて重要であり、ハラスメント基本法について検討を加える場合にも考慮すべき事柄である。

被害者にとって、「被害回復」という概念は様々な解釈がなされていると思われ、何を以って「被害回復」というかは答えの出ない問題ともいえよう。しかしながら、「被害者は自身の被害を回復する権利がある」と明確に示すことは、事件以降の被害防止や副次的な被害の防止という意味においても影響を与えることから、被害者にとって重要である。「被害回復」という言葉についても、はっきりとした定義も存在せず、一概には表現することのできないものであるが、大枠では「健康の回復」や「ハラスメントを契機とした不利益(労働上の不利益)からの回復」が考えられる。「健康の回復」については、ハラスメント被害により被った身体的、精神的な負担からの解放が目指される。健康が損なわれた場合には、健康の回復がなければその後の各種被害からの回復は望めず、身体的及び精神的な疾患から回復する必要があるとの考えから導かれる。また、「ハラスメントを契機とした不利益(労働上の不利益)からの回復」については、ハラスメント被害により、被害者が労働をする上での権利等(適正な昇格・降格、適正な賃金支払い、適正な配置転換等)が不合理に剥奪され、理不尽な思いをさせられるということであり、安全・安心に職務を遂行する上でも、労働上の不利益からの回復が必要である。

被害回復という考え方に関しては、「健康」や「労働上の不利益」との視点に加え、元の職場に戻るという「現職復帰」も考えられよう。しかし

ながら、「職場に戻りたいが戻ることができない被害者」、「同じ職場には戻りたくない被害者」、「職場に戻れたとしてもその後が心配と考えている被害者」等、被害者の抱く思いは様々であり、個々のニーズに沿った保護及び支援が必要である。いずれの場合でも被害の回復がなされなければ被害者にとっては負担のみ負わされてしまうことになり、被害回復は全ての被害者に保障されなければならない事柄として位置付けられよう。ハラスメント基本法は、可能な限り多くの被害者への適用が可能となるような様々なケースを想定した包括的な法律にならなければならない。このように捉えた場合、ハラスメント基本法、基本宣言においては、抽象的と思われるような権利であっても「被害から回復することができる」という文言を示しておくこと、それ自体に意義のあることであると考えられる。

(3) 「適切な保護及び支援を受ける権利」

ハラスメント被害に遭遇した被害者は、直接の被害に限らず、労働災害の申請上の手間等、いわゆる二次被害を受ける可能性もある。このような被害はより深刻な被害に陥る可能性があるとも考えられ、被害の深刻化を防ぐためにも、被害者の保護を図り、被害者がこれまでの平穏な生活に戻れるよう支援することが求められ、実際の取り組みは、「誰もが受けられる」という前提を基に、被害防止という点においても機能し、将来を見据えたハラスメント対策という意味においても重要であろう。

そこで重要なのが、「適切な」という概念である。これは主に実際の現場、実際に被害者に対して何らかの対応を行う場合において留意すべき内容であるが、①労働者が職場においてハラスメント被害に遭遇した場合の被害回避及び被害回復にあたって、全ての被害者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳に相応しい処遇を受けられ、被害の状況及び原因、被害者の置かれている状況その他の事情に応じて行われる、②被害者と接する者も、被

害者の状況等を最大限考慮した対応をとる、という基本的な考え方を指す。この「適切な」という用語を使用することは、被害回復の概念と同様に、何を以って「適切」というか個々の被害者により様々であり、それぞれの被害者に適当な保護及び支援が存在するという、被害者のニーズにも対応し、被害者を主体とした柔軟な対応という意味においても有意義であると考えられる。また、被害者への支援を行う側も「適切な」ということを意識しなければならない。例えば、被害者からの相談を受ける場合、相談担当者の何気ない一言が被害者を傷つける場合もあり、また、いわゆる「たらい回し」にすることは避けなければならない。各機関において、必要以上に何度も被害内容を話すということは被害者にとっては精神的に苦痛であり、「適切な」とはいえないということである。

実際の現場においてハラスメント事案が発生し、被害者の保護及び支援を行う場合の留意点等については、各企業において様々な取り組みがなされており、相談窓口における対応方法やハラスメント事実の確認方法、当事者に対する処遇等が明記された規定（ガイドライン）を作成する等、各企業それぞれが実施していると思われる。しかしながら、それは当事者に対する対応、とりわけ、被害者については事実の解明をはじめ、加害者に対する処分等、被害回避及び被害回復を目指すものとしてなされなければならないが、各種手続き段階においてプライバシーが守られない等、被害者に対する二次被害が発生し、被害者の被害回避及び被害回復を阻害してしまうような事案が生じ、適切な対応がなされていないことも想定される。また、企業内での事案であり、大きな問題として扱いたくない等、企業側の事情において解決が図られてしまうということも考えられる。この場合、被害者が蚊帳の外に置かれてしまう虞があり、被害者の意に沿わない対応がなされる場合もあり得よう。この点に関しては、水谷（2010年・150-151頁）も指摘しており、被害者からの相談を受けるにあたっての留意点が示されている。

前述の通り、被害者にとっての「適切な」という表現は一概には表現することのできない事柄であり、被害者にとって考え方は様々であると思われるが、「適切な保護」及び「適切な支援」という文言を使用すること、つまり、「適切な保護を受けられる」及び「適切な支援を受けられる」という原則を示すことに意義があり、法制度の確立の際にはその点において有意義である。この点については、「被害から回復する権利」と同様の解釈で良いと思われる。

(4) 「報復措置等を受けない権利」

職場におけるハラスメント被害者が、当該被害からの回避及び回復を行うにあたっては、被害者がこれ以上不利益を受けないようにすることや更なる被害の危険に晒されないよう、安全・安心の確保が最優先されなければならない。

被害回避及び被害回復の過程において生じる被害については「二次被害」や「報復措置」や「再被害」が考えられる。二次被害については、相談担当者等対応する側の問題、同僚等周囲の者の問題として理解され、被害者と関連のある者が二次被害を与える加害者として想定されるが、二次被害については、その防止ができるよう被害者の周囲にいる者の全員が意識を高め、二次被害防止のための体制を構築することが望まれる。

報復措置については、いわゆる、「報復人事」という用語が存在するように、企業において存在する問題であり、「人事」という用語が含まれていることから、人事権を有する者によるハラスメントとの見方も可能であろう。

このようなハラスメントの加害者としては企業（組織）及び直接の加害者の両者が考えられる。直接の加害者による被害者への報復については、組織として防止することが期待され、被害者を守るということが可能であるが、問題は組織による報復である。組織による報復には、被害者の訴えがあったにもかかわらず、訴えの無視や適正な処遇を講じない等、不作為的なものから被害者に対

して積極的に攻撃を加えるという作為的なもので存在すると思われる。作為及び不作為に関しては、後述の「差し止め請求」とも関連するものであるが、いずれにせよ、被害者にとっては、ハラスメントを容認ないし黙認しているとの解釈がなされ、企業に対して不信感を募らせる（増幅させる）可能性がある。組織が被害者に対して攻撃を加えるということは当然避けなければならない、組織という特殊性、とりわけ、いわゆる「事なかれ主義」は最も避けなければならない考え方であると思われる。組織が被害者を攻撃したとすると、誰が被害者を守るのか。組織外の相談機関（労働組合等を含む）に相談するというのも手段としては存在するが、ハラスメント被害者自身が組織に所属している限り、切ろうとしても切り離せない存在であり、不利な立場におかれていることは変わらない。労働組合が自身の役割を十分に果たしていない場合もあり、そのような場合、被害者の対抗手段は限られてしまい、被害回避及び被害回復は期待できない。

再被害については、被害回避及び被害回復が有効に機能していないことにより、被害者が再び被害に遭うということである。再被害の加害者としては直接の加害者、企業（組織）が考えられる。加害者が誰であれ、報復措置と同様に避けなければならない被害である。被害者の安全及び安心の確保について組織として問題に取り組みれば、直接の加害者による再被害の可能性は減少すると思われる。

これらの被害を防止するためにも、被害者に対して「報復措置を受けない権利」、「再被害を受けない権利」という権利を有するというを明確に示し、被害者が被害回避及び被害回復に繋がるような安全及び安心の保障が受けられる必要があると思われる。

(5) 「ハラスメントの差し止め請求権」「履行請求権」「就労拒否権」

ここでは、より具体的な権利として、ハラスメ

ントの排除を求める権利として、「ハラスメントの差し止め請求権」ならびに、労働者（被害者）は事業主に対して、ハラスメント対策を講じる（義務を履行する）ことを請求することはできるのかという点に関する権利である、「履行請求権」「就労拒否権」について考察する。

差し止め請求権に関しては、その差し止める内容について、被害者に対して何らかの行為をするという作為型のもの及び被害者に対して何もしないという不作為型のものがあると考えられるが、いずれも職場におけるハラスメント被害に遭遇した被害者が、当該被害からの回避及び回復を行うにあたっては、自身に対する危険の除去という点において有効であろう。危険の除去がなされていない場合、被害者は常に危険と隣り合わせとなっている。したがって、当該権利の確立は被害者の安全及び安心を確保するための前提であると考えられる。差し止め請求権に関しては、判例（西谷商店事件・東京地方裁判所平成11年11月12日決定・労働判例781号72頁）において、「例えば、人に向かって暴言をあげせ罵倒し又は人を威嚇するという行為が、暴言、罵倒、威嚇の内容や態様という観点から見て、単に人に不快感を生じさせるにとどまらず、その人の自尊心を傷つけ、名誉感情を害し、その人に屈辱感、焦燥感、恐怖心などを生じさせてその人が精神的苦痛を被ることが予想されるほどのものであると認められ、かつ、それらの行為が相当多数回にわたり反復継続して繰り返されている場合には、それによってその人がいわば恒常的に精神的苦痛を受け続けて精神的に疲弊するに至り、身体や精神に何らかの障害が発症することも十分考えられるのであって、既にそのような状況に至った場合又はいずれそのような状況に至ることが予想される場合には、人に向かって暴言をあげせ罵倒し又は人を威嚇するという行為はその人の生命又は身体という人格的利益を侵害するものであり又は侵害するおそれがあるものであるということが出来る。」等と述べており、水谷（2010・195頁）も指摘するように、引用文中に

判示されているような一定の要件を満たせば、現行法上でも差し止め請求も可能であるとの理解もできる。しかしながら、実際に差し止め請求がなされる場合には、ハラスメント被害が相当深刻でなければならないという問題も含んでおり、現行法上の差し止め請求には、その実効性に疑問符を付けざるを得ない。従って、差し止め請求権を立法上明確化し、これによりハラスメント被害者が差し止め請求権を適正に行使し、被害を最小限化することが可能となるものと考えられる。

職場におけるハラスメントに関しては、前述の通り、事業主の安全配慮義務に基づき、事業主には良好な職場環境の形成ということが義務付けられており、当該義務により、職場におけるハラスメントが起きないような職場というものが形成され、職場におけるハラスメントの事前予防として機能しているものと考えられる。「履行請求権」は、このような職場環境が形成されていない場合に、労働者（被害者）が事業主に対して、ハラスメント対策を講じる（義務を履行する）ことを請求する権利である。後述する「就労拒否権」も、ハラスメント対策を講じない場合（履行請求に応じない場合）にそれを理由として就労を拒否する権利である。これらの権利は、法律上明確に確立されれば、被害者から職場の改善を求めることを可能にするものである。

履行請求権に関しては、一般的には、売買契約における所有権の移転や、所有権の移転に伴う買主の代金支払い等のような給付義務ではなく、給付義務に付随的に生じる付随義務として捉えられる。しかしながら筆者は、労働者が自身の職務を遂行する際、安全及び安心の確保は労働契約を締結する際の最低限の条件であり、職場を安全・安心の確保された場所として提供することは、労働者の安全及び安心の保障に加えて、組織を運営する上でも重要なものであると考えている。被害者の被害回避及び被害回復にあたっては、ハラスメントが生じたという事実に着目し、ハラスメント事実の解明と同時に、ハラスメント防止対策が必

要であり、事業主に対しては、履行の請求という形式で被害者が主体となり、被害者の安全及び安心を確保する必要があると思われる。また、履行の請求に関しては、安全配慮義務に対しての履行を基本としているため、一人の被害者のためではなく、職場全体のためという認識も必要であろう。中野（2010・180-185頁）が指摘するように、ハラスメントに対する履行請求権について現行法上認められる余地はあるものの、被害者の権利として確立させるためには、安全配慮義務を明確な給付義務として法整備する必要があると考える。

最後に、就労拒否権であるが、当該権利は、事業主の安全配慮義務が不十分であるという義務の不履行に基づき、請求が可能なもので、労働者が危険から身を守る・危険から避難する権利と理解することができよう。職場におけるハラスメント防止に関しては、事業主の安全配慮義務を根拠として、事業主は良好な職場環境を提供することを付随的な義務として負っているが、就労拒否を可能にするには、その前提として安全配慮義務を給付義務として捉えなければならない。

就労拒否権について中野（2010・185頁）は、民法第536条第2項に規定されている、いわゆる「危険負担法理」に基づいた理解が可能であると説明する。これは、債権者（会社）の責任によっては、労働者が自身の債務を履行できなくなったときには、債務者は反対給付として位置付けられる賃金請求権等を失うことはなく、労働上の不利益を被ることはないというものである。職場におけるハラスメントについても、就労拒否について、事業主が講じなければならないハラスメント防止義務につき、十分な履行がなされていないとの判断がなされた場合、つまり、事業主の責めに帰すべき事由と判断され、それにより、労働者の履行不能が肯定され、適法な就労拒否と認定し得るとの理論構成を試みることも可能であろう。

また、中野（2010・187頁）は次のようにも説明している。

「労働安全衛生法第25条は、『事業主は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業現場から退避させる等必要な措置を講じなければならない』と定めている。これに定められているのは、使用者の義務であって、直接退避する労働者の権利を定めるものではないが、労働安全衛生法3条1項が、『事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。』と定めていることからすれば、使用者が具体的な危険を知らず、あるいはそれを認めなかったような場合において、他にとるべき合理的な代替措置がないのであれば、労働者に就労拒否権が認められなければ法による労働災害防止の目的は達成されるものではない。」

無論これは、職場におけるハラスメントに関する事例ではない。しかしながら、上記判例は「快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と判示している点において、ハラスメント被害にも理論的に応用が可能であると思われる。上記権利は、労働者が安全・安心して働けるようにすることを目的としており、労働者が安全・安心して働けるようにするため、被害者の被害回避や被害回復を有効に行うためにも、「なぜ権利が必要なのか」、「これらの権利はどのような効果があるのか」という点について、多くの視点からの検討が今後とも必要であり、職場におけるハラスメントの問題を、職場全体の問題として認識することが必要であろう。

いずれにしても、就労拒否権は、ハラスメント被害者が使用者に対してハラスメント防止のための履行請求を行ったにもかかわらず、これが実現されない場合における最後の手段として有効であ

ると考える。無論権利の濫用は法的に許されるものではないが、ハラスメント被害者が自身の生命・身体等の安全を確保するための最後の手段として、当該権利の確立及び行使できる範囲等について法律上明確にすべきであると考ええる。

おわりに

以上において職場におけるハラスメント防止基本法制定に向けた考察を試みたが、「職場におけるハラスメント被害者の権利宣言」の例を示すことは、その前段階と位置付けられ、法律制定の原案作成上の資料として機能すると期待できる。

後述する職場におけるハラスメント被害者の権利宣言例において示された内容は、ハラスメント被害者の被害回避及び被害回復を促進するにあたって必要なもの、被害者のニーズに沿ったものであり、被害者にとっては自身への権利侵害として認識する契機となり、加害者にとっても、自身の行為が権利侵害であると認識する機会にもなることを期待するものである。

職場におけるハラスメント被害者の権利宣言例が認知され、法制度の確立に向けた気運を高めるためには、職場における被害者の現状を理解している労働組合や支援団体等の活動において、被害者の声とともに提起することが求められるだろう。

最後に本稿において、職場におけるハラスメント被害者に必要と考えられる内容について、その宣言例を示すこととする。この宣言例が法制度の確立に向けた一助となることを期すとともに、ハラスメント被害防止基本法の具体的内容の検討については他日を期したいと考える。

「職場におけるハラスメント被害者の権利宣言」

本宣言においては、

「職場におけるハラスメント」を「職務上の優位性（事実上の力）を背景に職場において行われ

る業務上必要な範囲を逸脱した故意または過失に基づく相手方の権利または法律上保護される利益に対する一時的、継続的な侵害であり、それにより相手方に対して不快感を生じさせ、身体的、精神的に苦痛を与える行為または職場環境を悪化させる行為」と定義する。

「職場」を「労働者が職務を遂行するにあたっての人間関係の存在が認められ、当該人間関係の支配が継続していると認められるようなあらゆる場所」と定義する。

職場においては様々な者が働いており、一人一人が尊重された存在でなければならず、労働者が安全・安心して働くことができるような環境が望まれるが、「職場におけるハラスメント」に関する問題が提起され、今日においては社会問題として理解がなされている。職場におけるハラスメント防止への対策についても、各企業等において取り組みがなされてはいるものの、被害者に対して適切な回避や回復が行われているかという点においては疑問である。職場におけるハラスメント被害者は、身体的及び精神的、経済的な被害を受けており、被害回避や被害回復には被害者が主体的に関わることが不可欠である。職場におけるハラスメントは、働くものであれば誰もが遭遇する可能性があり、社会全体の問題として今一度考え直す必要があるといえる。よって、主権者たる国民に対し、以下に職場におけるハラスメント被害者の権利を宣言する。この宣言に従い、国民の代表者は、ハラスメント被害者の権利を保障するための法令等を整備しなければならない。

①「ハラスメント被害を受けない権利」

何人もその職務を遂行するにあたっては、ハラスメントという危険に晒されることなく、安全・安心して働くことができる。権利保障を実現するため、関連する団体・個人は、最大限の努力が求められる。

②「被害から回復する権利」

ハラスメント被害者は、ハラスメント被害に遭遇した場合、ハラスメントの危険から保護され、被った被害から回復することができる。

③「適切な保護及び支援を受ける権利」

ハラスメント被害者は、被害者個々のニーズに沿った保護及び支援を受けることができる。

④「報復措置等を受けない権利」

何人もハラスメント被害者に対して、声を上げたことに対しての不利益を与えてはならず、ハラスメント被害者は、声を上げたことによる不利益は受けない。

⑤「ハラスメントの差止め請求権」

ハラスメント被害者の被害回避及び被害回復には、ハラスメントという危険を排除することが必要であり、ハラスメント被害者は自身に対する危険を排除するよう求めることができる。

⑥「履行請求権」

ハラスメント被害者の被害回避及び被害回復には、職場の安全の点検が必要であり、ハラスメント被害者は安全及び安心を確保できるよう求めることができる。

⑦「就労拒否権」

ハラスメント被害者の被害回避及び被害回復には、ハラスメントの危険が排除されてなければならず、危険が排除されていない場合、ハラスメント被害者はハラスメントの危険性を理由とし、就労を拒むことができる。

参考文献

- ・厚生労働省（2012年A）平成24年度厚生労働省委託事業職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書
- ・厚生労働省（2012年B）職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告
- ・水谷英夫（2009年）職場のいじめ・パワハラと法規制 犯罪学雑誌 75巻6号
- ・水谷英夫（2010年）職場のいじめ・パワハラと法対策 [第3版] 民事法研究会

- ・ 諸澤英道（2001年）新版被害者学入門 成文堂
- ・ 棗一郎（2007年）労働相談から見える職場のいじめ、パワハラの実態と実務的解決 季刊労働法 218号
- ・ 内藤忍（2012年）『職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議』提言と今後の法政策上の課題―労使ヒアリング調査結果等を踏まえて― 季刊労働法 238号
- ・ 中野麻美編著（2010年）ハラスメント対策全書―職場における人権保障と活性化のために― エイデル研究所
- ・ 認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク (<http://www.nnvs.org/network/sengen.html>) (最終アクセス日2014年10月7日)。
- ・ 岡田康子（2005年）顕在化する職場のパワー・ハラスメント 労政時報 3645号

就労施設における職員と行動研究者の協議が ダウン症の施設利用者に対する職員の関わり行動にもたらす効果

1) 下山田 理 絵・水 口 進・森 山 哲 美 3)

2014年7月11日受付, 2014年10月21日受理

Abstract : Japanese facilities of job assistance for individuals with disabilities, especially type B facilities, have proposed the increase in their work opportunities. However, a lot of various behavioral problems for both users and staffs in the facilities have been reported. Due to the problems, users with behavioral problems have difficulty in engaging in their on-work behaviors. Previous researches have shown that positive behavior support system is effective for the solution of the behavioral problems. In order to make the support system successful, not only functional assessment based on applied behavior analysis but cooperation between researchers and staffs in facilities may be necessary. Unfortunately, there are few studies which investigated the effects of cooperation between researchers and staffs on the solutions of behavioral problems in their facilities. The purpose of the present study was to investigate whether behavioral support cooperation between a behavioral researcher and a staff in a facility could facilitate the resolution of the behavioral problems of the facility. The results of the study showed the cooperation between the behavioral researcher and the staff facilitated appropriated interactions between the staff and their user, and then were effective for decreasing the user's problem behaviors during the training for working. From these results, we conclude the behavioral support cooperation based on applied behavior analysis is very effective for the resolution of behavioral problems in facilities.

Key words : positive behavior support, cooperation between a behavioral researcher and a facility staff, a user with disabilities, applied behavior analysis, behavioral problems in facilities

問題と目的

就労継続支援B型事業所（以下、事業所）は、年齢や体力の面で一般企業への就職が困難となった者や、就労移行支援事業を利用した結果、B型事業のサービスを受けることが適当と判断された者、または障害基礎年金一級を受給している者のいずれに対しても就労訓練を実施し、彼らに生産活動に従事させる施設である。

施設利用者（以下、利用者）は、就労訓練とし

て生産活動に従事することで、就労に必要なスキルを学習することが期待される。しかし、利用者の行動上の問題によって、訓練の実施が困難となり、結果として、就労に必要なスキルの獲得が困難となるケースが報告されている。例えば、高畑（2004）は、訓練中に利用者が施設外へ飛び出したり、大声でエコラリアを発したり、落書きをしたりするといった事例を報告している。服巻・野口・小林（2000）も、訓練中の利用者の自傷行動と他害行動の発現事例を報告している。その他に

1) Rie Shimoyamada : 同仁会乳児院

2) Susumu Mizuguchi : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

3) Tetsumi Moriyama : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

も、Saunders, McEntee, & Saunders (2005) は、作業中に利用者が歩き回ったり、座り込んだり、あるいは作業の材料を壊したりといった作業妨害行動や攻撃行動が発現した事例を報告している。

上記のような就労訓練中の利用者の行動上の問題が解決されないかぎり、事業所の目的は達成できないだろう。したがって、利用者の問題行動がなぜ生起するのか、そして、その問題行動に対してどのような対処が望まれるのかを調べて、利用者の行動上の問題を解決する必要がある。就労訓練中に利用者が問題行動を自発する理由として、職員が利用者への適切な関わり方を十分に理解していない可能性や、あるいは理解していても、職員の業務の多忙さゆえにそれを実践できない理由があげられる。いずれの理由であっても、事業所の職員は、利用者への適切な関わり行動を身に付けて実践する必要がある、そのための研修や教育は必要であると考ええる。

しかし、本邦では、就労支援専門職を養成するための大学教育や大学院教育は行われていない。実際、事業所内での就労訓練は、そのほとんどが事業所職員の実践経験あるいは直感によって行われているのが実情である(若林, 2009)。障がい者の問題行動を解決しながら彼らの就労訓練を実施し、彼らの就労を促進・支援するには、障がい者の問題行動に対する体系的な視点と方法を事業所職員は学ぶ必要がある。

従来、施設や事業所の利用者の問題行動を低減し、彼らに適切な行動を獲得させ、それらの行動を維持させる視点と方法は、応用行動分析学的研究によって数多く報告されている。応用行動分析学は、実験的行動分析学によって明らかにされた行動の原理に基づき、応用・実践場面におけるさまざまな行動上の問題を行動随伴性の視点から解決する方法を実験的に検討する科学・技術である。行動上の問題を解決する方法は多様であるが、それらに共通する方法は、以下のとおりである。

まず、対象者の問題行動が生起する原因を把握

するため、問題行動に関する機能的アセスメントを実施する (Cooper, Heron, & Heward, 2007中野訳, 2013)。機能的アセスメントによって、利用者の問題行動を維持している行動随伴性を明らかにする。行動随伴性は、行動の「先行事象」、そして「行動」、行動の「結果事象」の三つの事象で構成される行動と環境の機能的な関係である (杉山・島宗・佐藤・マロット・マロット, 1998)。行動に関わる変数は先行事象と結果事象であるので、問題行動を低減し、それに代わる適切な行動 (以下、代替行動) を育成するには、問題行動を維持している先行事象と結果事象を明らかにし、それらを除去し、代替行動に関わる先行事象と結果事象を配置する必要がある。このように問題行動と代替行動の先行事象と結果事象を特定化する営みが機能的アセスメントである。機能的アセスメントは、間接的アセスメントと直接的アセスメントからなる。間接的アセスメントでは、介入の対象者ならびに対象者に関わる重要な他者を対象に、質問紙やインタビューによる行動調査を行い、問題行動や代替行動に関する情報を得る。一方、直接的アセスメントでは、問題行動ならびに、その先行事象と結果事象を直接的に観察記録する (Miltenberger, 2001 園山・野呂・渡部・大石訳2006; Umbreit, Ferro, Liaupsin, & Lane, 2007)。機能的アセスメントの次に、対象者の問題行動を維持していると思われる変数をABAテストで簡略的に操作する。A条件では、この変数を呈示し、B条件で除去する。これによって問題行動の変動を調べ、当該変数が問題行動に対して機能的であるのかどうかを検討する。ABAテストによって問題とした変数が機能している可能性が認められたなら、ベースラインと介入の二つのフェイズからなる実験計画法に基づいた介入でこの変数を操作する。この間、たえず問題行動と代替行動の観察と記録を行う。最後に、介入の効果が確認されたところで、介入を中断し、しばらく期間をおいて最後にフォローアップを実施する。

以上が行動問題に対する応用行動分析学の一般的な方法である。施設で行われるこの方法は、対象者がもっぱら施設利用者であり、その実践者は応用行動分析家である場合がほとんどである。しかし、事業所の就労訓練でみられる行動問題を改善するには、この方法だけでは十分とは言えないだろう。なぜなら、上で述べたように、事業所における利用者の行動問題は、利用者の行動だけでなく、事業所職員の利用者に対する関わり行動も関係するからである。

ところで、平澤・藤原・山本・佐田東・織田(2003)は、応用行動分析学の視点から、施設における行動問題改善への取り組みの成果を予測するためのモデルを提唱している。このモデルでは、行動的介入の成果は技術的基準と文脈的基準の二つの基準で評価される。技術的基準は、利用者への行動的介入が、機能的アセスメントと行動分析学の基礎原理に基づいているかどうかという基準であり(Horner, 1994)、行動的介入によって利用者の問題行動が低減し、適応行動が増加あるいは維持されていれば、その行動的介入の技術的基準は高い。一方、文脈的基準は、利用者への行動的介入が、利用者、職員、そして施設本体のそれぞれのニーズに適しているかどうかという基準である。この基準によれば、施設ならびにその職員が行動問題改善のための行動的取り組みを継続して実施していれば、その行動的介入の文脈的基準は高いと言える。この二つの基準で行動的介入の効果が予測できるのであるが、二つの基準を比較すると、応用行動分析学の行動研究者(以下、行動研究者)によって技術的基準を満たした行動的介入が行われたとしても、施設職員と施設の体制といった文脈が適切でなければ、その介入の効果は期待できない。したがって、行動的介入の文脈的基準を高めることは、行動研究者による行動的介入が成功するための鍵と言えるだろう。

ここで事業所の就労訓練に話を戻して平澤他(2003)のモデルを考慮するなら、利用者に対する事業所ならびに事業所職員の関わりを改善する

ことこそ、事業所の就労訓練の効率を高めることになるだろう。そのために行動研究者は、行動的介入の文脈的基準を高める努力をしなければならない。行動研究者による行動的介入の文脈的基準を高める方法として、平澤・藤原(2000;2001)、平澤(2003)、織田・桂木・鶴飼・丹羽(2003)は、職員と行動研究者の間の協力体制の構築を提案している。具体的には、行動研究者が、①利用者の行動について機能的アセスメントを行い、②問題行動が生じる原因を推定し、③施設の文脈に関する情報を踏まえて職員と協議し、適切な関わり方を決定し、職員に実施してもらい、④その結果を評価する、という方法である(平澤, 2003)。職員と行動研究者が協力体制を組んで利用者の行動問題の改善に取り組むことは意義がある。それは、職員と行動研究者はそれぞれの知識とスキルを活かすことができ、その結果、行動的介入は、技術的基準と文脈的基準を達成することができるからである。

これまでも、施設や学校などで行動研究者と職員の協力体制のもとで行われた行動的介入の優れた効果は報告されている(平澤・藤原 2000; 2001 織田他2003)。しかし、職員と行動研究者の協議によって、利用者の行動だけではなく、職員の利用者に対する関わり行動も改善されるかどうかを十分に検討した研究はない。まして、事業所職員を対象にしたそのような研究は行われていない。そこで、本研究は、事業所職員と行動研究者が利用者に対する適切な関わり行動について協議を行った場合、就労訓練中の利用者に対する職員の行動が改善されるのかどうか、それに伴って就労訓練中の利用者の行動も改善されるのかどうかを実験的に検討することにした。

方 法

研究協力者と行動研究者

A県にある事業所で就労訓練を受けている利用者1名(X)と指導職員1名(Y)が研究協力者であった。利用者Xは男性で、200X年12月時点で

年齢は20歳11ヶ月で、ダウン症と診断されていた。200X年5月に測定した新版K式発達検査による言語・社会領域の発達年齢は5歳3ヶ月（発達指数は30）であり、認知・適応領域の発達年齢は2歳4ヶ月（発達指数は13）だった。職員Yは、男性で、約2年間の指導歴があった。職員Yは、利用者Xを含め、約15名の利用者の就労指導を同時に行っていた。本研究実施にあたって、本論文第一著者は、事業所を介して誓約書を提出し、職員Yからは、研究参加への同意を得た。ただし、利用者Xの場合、同意を得ることが困難であったため、利用者Xの保護者に研究参加への同意を得た。行動研究者は、行動分析学の知識を有する大学院修士課程に在籍した本論文第一著者だった。また、第二著者は研究を実施した施設のカウンセリングアドバイザーであり、研究を実施するうえで問題が生じた場合、対応できるようにした。さらに、行動分析学の視点で第一著者が研究を実践できるように指導したのは、行動分析学を専門とする第三著者であった。

器具・材料

実験場면을撮影して、後に行動観察と記録を行うため、ビデオカメラ（日本ビクター製のGZ-HM450）1台、三脚1台、SDHC（16GB）1枚を使用した。また、利用者Xの作業中の行動についての職員Yの印象と、職員Yが行動研究者と協議したことへの彼の評価を得るために質問紙を作成し、それを使用した。

実験期間と実験場所

200X年9月から10月の月曜日と金曜日に実施した。なお、行動研究者は、データを測定した時間以外にも施設内において利用者と同じ作業を行った。実験場所は、A県にある事業所内にある作業スペースであった。

作業内容

利用者Xが従事した作業は段ボールの解体作業

だった。段ボールにある点線に沿って段ボールを小分けにする作業であった。行動研究者もいっしょに作業に従事したが、行動研究者が従事した作業は段ボールの組み立て作業（利用者Xを含む解体作業担当利用者たちによって解体され部品となった段ボールを組み立てる作業）だった。職員Yの作業は梱包作業だった。組み立てられた製品が5個重なると、利用者たちの作業場に行って製品を回収し、機械を使ってビニールテープで梱包した。

独立変数と従属変数

独立変数は、機能的アセスメントを含めた職員と行動研究者の協議の有無だった。協議は、行動研究者と職員Yの間で行われた、利用者Xの問題行動への関わり方についての話し合いで、就労訓練作業が行われる前に行われた。協議の具体的な内容は、各協議前までの利用者Xの作業中の行動結果を示したグラフの行動研究者による呈示と説明、就労訓練作業中における利用者への職員と行動研究者の関わり行動の確認であった。

一方、従属変数は、利用者Xの作業従事に随伴した職員Yの言語賞賛行動であった。この言語賞賛行動は、利用者Xが作業をしているときに、職員Yが利用者Xに向かって発した「がんばってるね」や「いいね」といった言語賞賛だった。また、この従属変数に関連した変数として、作業中の利用者Xの作業逸脱行動を測定した。

手続き

本研究は、①職員Yと利用者Xのそれぞれの行動の観察と記録、そして利用者Xの問題行動の機能的アセスメント、②利用者Xの逸脱行動と適切な行動の決定、③プレ実験、④利用者Xへの関わり方の検討、⑤協議の有無、⑥フォローアップ評価、の6つの手続きで構成された。

行動研究者は、就労訓練中の関わりが困難な利用者に関する情報を得るために半構造化面接を事業所長に対して実施した。質問は、①就労訓練作

業中に関わりが困難な利用者があるのかどうか、②利用者のどのような問題行動に関わり困難なのか、③利用者の問題行動はどのくらいの頻度で起こっているのか、④問題行動が起こりやすい時間帯はあるのか、⑤問題行動に対して、職員は普段どのように関わっているか、の五つであった。この面接で事業所長からは、利用者Xが関わり困難であると報告された。そこで、この利用者XとXを指導している職員Yを研究協力者にすることにし、就労訓練作業中の彼らの行動を行動研究者は直接観察記録した。以上、事業所長への面接と就労訓練作業中の利用者XとYの行動観察記録をもって、利用者Xの問題行動の機能的アセスメントとした。

次に、機能的アセスメントの結果から、利用者Xの問題行動である二つの作業訓練逸脱行動を定義した。一つは、作業場面以外の方向を5秒以上見ること（以下、よそ見）で、もう一つは、作業中に材料を使って作業従事以外の行動をすること（以下、別作業に従事）であった。また、作業場面における利用者Xと職員Yの関わり行動を観察記録した結果、利用者Xの逸脱行動には職員Yからの叱責などの不適切な発言や無視が随伴していることがわかった。さらに、行動研究者からの適切な注目や声かけという社会的強化子を随伴させると、利用者Xの逸脱行動が一時的に低減することが認められた。そのため、利用者の作業従事行動にこれらの社会的強化子を随伴させることが利用者Xの逸脱行動の低減に有効ではないかと考えられた。この点をさらに検討するため、言語賞賛あり条件と言語賞賛なし条件からなるプレ実験を実施した。言語賞賛あり条件では、行動研究者は、利用者Xが作業従事行動をしているときに、利用者Xに対して言語賞賛を行った。言語賞賛なし条件では、行動研究者は、利用者Xの作業従事行動に対して言語賞賛は一切行わなかった。これらの二つの条件をABA条件で繰り返し行った。Aが言語賞賛なし条件で、Bが言語賞賛あり条件であった。このプレ実験は、事業所の都合で二つ

の場所で行われた。一つは作業場で、もう一つは構造化場面であった。作業場では、利用者Xは他の利用者が作業を行っている場所で作業を行った。構造化場面では、他の利用者が作業を行っている場所と異なる場所で、利用者Xと行動研究者の二人が作業を行った。

以上の機能的アセスメントとプレ実験の結果から、利用者Xの逸脱行動を低減させるための職員Yの有効な関わり方の一つとして、利用者Xの作業従事行動に対して言語賞賛し、逸脱行動に対して無視することが考えられた。また、本研究開始前に測定された新版K式発達検査の結果から、利用者Xは聴覚刺激による継時処理が苦手であると判断されたため、利用者Xへの関わりの一つとして視覚刺激の使用も考えた。そこで、行動研究者は、職員Yに次の二つの方法を提案した。利用者Xが作業に従事しているときに言語賞賛を行って逸脱行動をしているときは無視すること、そして、利用者Xが作業に従事している時間をカードに記して、それを利用者Xに呈示すること、とした。

次に、独立変数である協議の変数の効果を調べるために、協議なし条件(A)と協議あり条件(B)の二つの条件を操作交替デザインで実施した(D. H. Barlow & M. Herson, 1994 高木他訳 1998)。それぞれの条件実施を1セッションとし、条件実施の順序効果を相殺する目的で、BABBAABAの順で、それぞれの条件を4セッションずつ実施した。協議なし条件では、行動研究者と職員Yは、就労訓練実施前に協議をせずに利用者Xに対して独立に関わった。行動研究者は職員Yに事前に「今日は、これまでのように協議を行わなかったときのように利用者に接してください。」と教示した。協議あり条件では、既述のように、行動研究者と職員Yは、その日の利用者の関わり行動について協議して確認した。なお、第1セッションの協議なし条件の開始前に、職員Yは、就労訓練作業中の利用者Xの行動に対する印象を評価した。この印象評価は第8セッション終了後も行った。さらに第8セッション終了後には、行動研究

者との協議についての印象も職員Yは評価した。

最後の協議ありのセッションが終了してから3週間後にフォローアップを実施した。このときの条件は協議なし条件であった。

行動分析学は、人と動物の行動を、仮説的な構成概念によって説明しないで、生活体と直接かわる環境との相互作用によって説明する科学である。行動分析学が対象とする行動はレスポナント行動とオペラント行動である。レスポナント行動は先行する刺激（先行刺激）によって誘発される行動であり、これは、反射行動とも呼ばれる。レスポナント行動を誘発する刺激は生得的な無条件刺激と条件づけによって獲得された条件刺激の2種類である。オペラント行動は、行動、行動に先行する弁別刺激、行動に後続する結果（随伴事象）の三項からなる随伴性によって記述される。レスポナント行動と異なり、オペラント行動は、この行動に随伴する結果の影響を受けてその生起頻度が変化する行動である。行動に随伴する結果によって行動の生起頻度が増加したとき強化といい、減少したときは弱化と呼ぶ。行動に随伴する刺激が行動の結果として出現することで行動が強化される場合、この随伴性を正の強化と呼び、その刺激を正の強化子と呼ぶ。また、行動に随伴して刺激が出現することで行動の生起頻度が減少したときの随伴性を正の弱化と呼び、この刺激を正の弱化子と呼ぶ。さらに、刺激が消失することで行動の生起頻度が増加する随伴性は負の強化と呼び、この刺激を負の強化子、行動の生起頻度が減少する随伴性は負の弱化と呼び、この刺激を負の弱化子と呼ぶ。オペラント行動には他にも確立操作とよばれる変数も関与する。

以上、行動分析学の基本的な用語を説明した。その上で佐藤（1978）の攻撃行動の分類について説明する。

結 果

まず、利用者Xの作業従事行動に随伴して他者が言語賞賛することが、利用者Xの逸脱行動を低

減させるのかどうかを調べるために行われたプレ実験の結果を示す。問題とした行動は、利用者Xの作業従事行動と逸脱行動であり、言語賞賛は行動研究者によって行われた。それぞれの行動の指標は、20分間あたりのそれぞれの行動の出現頻度として求め、それぞれ作業従事率と逸脱行動生起率とした。なお、作業時間は20分間であった。プレ実験の4つのセッションの結果を図1に示す。

構造化場面で言語賞賛を行った第1、第4セッションでは、逸脱行動生起率は、それぞれ3.29回と0.73回だった。作業従事率は89.30%と91.69%だった。それに対して、同じ構造化場面でも言語賞賛を行わなかった第3セッションでは、逸脱行動生起率が9.32回で、作業従事率は74.26%だった。この結果から、構造化場面では、言語賞賛有りの場合、言語賞賛無しの場合と比べて逸脱行動率は低く、作業従事率は高いと言える。次に作業所で行った第2セッションでは、逸脱行動生起率は11.57回で、作業従事率は63.39%だった。作業場では、施設の都合で賞賛無しの条件のもとでしか利用者Xの行動を観察できなかった。しかし、同じ賞賛無し条件である構造化場面の第3セッションの結果と比べると、第2セッションでは明らかに逸脱行動生起率が高く、作業従事率は低かった。以上、プレ実験の結果から、言語賞賛を行った場合は、それを行わなかった場合と比べて利用者Xの逸脱行動生起率は低くなり、作業従事率は高くなると言える。

次に、協議によって職員Yの言語賞賛生起率は促されるのかどうか、そして職員Yの言語的関わり行動の変化によって利用者Xの作業中の行動が変わるのかどうかを検討するため、協議あり条件となし条件のそれぞれにおける職員Yの言語賞賛生起率と利用者Xの逸脱行動生起率を比較した。はじめに、協議の有無と職員Yの言語賞賛生起率の関係について述べる。

言語賞賛生起率は、協議あり条件の1、3、4、7セッションでは、20分間あたり、それぞれ0.38回、1.79回、1.33回、0.38回だった。平均

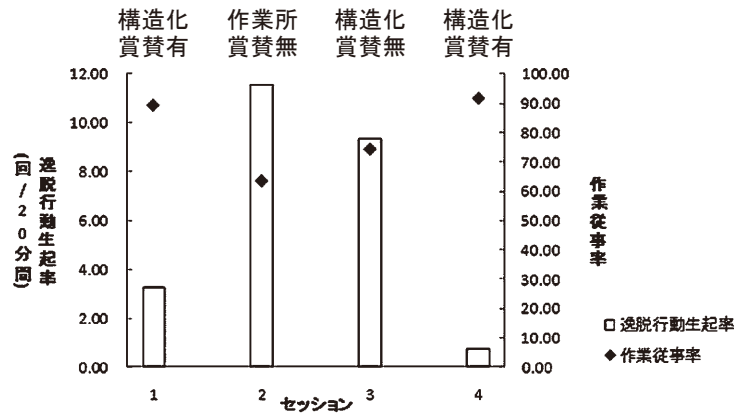


図1. プレ実験における利用者Xの作業従事率と逸脱行動生起率

白色の棒グラフは20分間当たりの利用者Xの逸脱行動生起率を示し、黒色の菱形のプロットは作業従事率を示す。左側の縦軸が、利用者Xの逸脱行動生起率を示し、右側の縦軸が作業従事率を示す。フェイズ名の「構造化」とは、利用者Xと行動研究者が2人で普段の作業場所とは異なる場所で作業を行ったフェイズである。「作業所」とは、他の利用者と一緒に作業を行う場所で利用者Xも作業を行ったフェイズである。「賞賛無」は、利用者Xの作業従事行動に随伴して行動研究者が言語賞賛を行わなかったフェイズで、「賞賛有」は、利用者Xの作業従事行動に随伴して行動研究者が言語賞賛を行ったフェイズである。

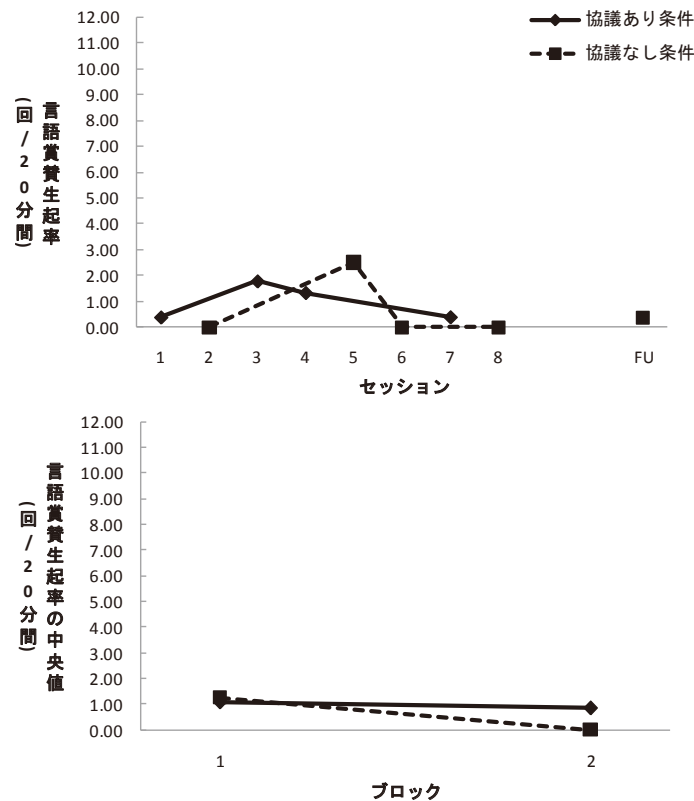


図2. 協議の有無における職員Yの言語賞賛生起率

図2の上段は、職員Yの言語賞賛生起率を、下段は、言語賞賛生起率の中心分割推移線を示す。中心分割推移線は、職員Yの言語賞賛生起率の推移の傾向を示す。中心分割推移線を示すために、セッションを前半2セッションと後半2セッションに分け、それぞれをブロックとした。各ブロックで言語賞賛生起率の中央値を算出し、それらを線で繋いだものが中心分割推移線である。1ブロックでは、協議あり条件は1、3セッション目を含み、協議なし条件は2、5セッション目を含む。2ブロックでは、協議あり条件は4、7セッション目を含み、協議なし条件は6、8セッション目を含む。黒菱形の実線は協議あり条件の結果を示し、黒四角の点線は協議なし条件の結果を示す。

生起率は0.97回だった。一方、協議なし条件の2、5、6、8セッションでは、それぞれ0.00回、2.50回、0.00回、0.00回だった。平均生起率は0.63回だった。これらの結果から、協議あり条件の方が協議なし条件よりも、平均して、20分間あたりの言語賞賛の生起率は0.34回多かった。なお、フォローアップでは言語賞賛の生起率は0.38回だった。

下段の言語賞賛生起率の中心分割推移線は、前半から後半にかけて、協議あり条件では変化は見られなかったが、協議なし条件では減少傾向がみられた。そして、第1ブロックでは両条件における生起率は同程度だったが、第2ブロックでは協議なし条件より協議あり条件の方が高かった。

次に、行動研究者と職員Yの言語賞賛生起率と利用者Xの逸脱行動生起率とその傾向について述べる。

まず、上段の左の言語賞賛生起率の結果について述べる。職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率は、協議あり条件の1、3、4、7セッションでは、20分間あたり、それぞれ4.53回、4.29回、7.56回、2.31回だった。平均生起率は4.67回だった。一方、協議なし条件の2、5、6、8セッションでは、それぞれ0.00回、2.50回、0.00回、0.00回だった。平均生起率は0.63回だった。これらの結果から、職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率は、協議あり条件の方が協議なし条件よりも、平均して20分間あたり4.04回多かったと言える。なお、協議なし条件のもとで行った三週間後のフォローアップでは、職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率は0.38回だった。

次に、職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率の中心分割推移線は、第1ブロックから第2ブロックにかけて、協議あり条件では増加傾向を示し、

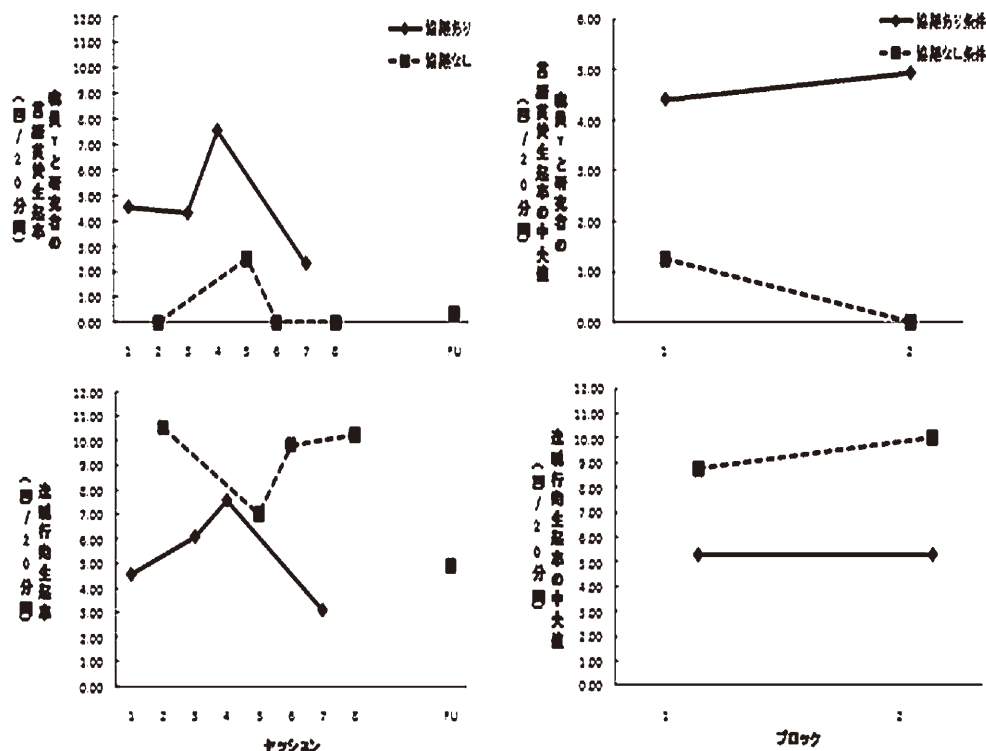


図3. 職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率と利用者Xの逸脱行動生起率

上段の左上の図は、職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率を示し、下段の左の図は、利用者Xの逸脱行動生起率を示す。上段の右の図は、職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率の中心分割推移線を示す。下段の右の図は、利用者Xの逸脱行動生起率の中心分割推移線を示す。

協議なし条件では減少傾向を示した。また、どちらのブロックでも、協議なし条件より協議あり条件の方が言語賞賛生起率は高かった。一方、利用者Xの逸脱行動生起率は、協議あり条件の1、3、4、7セッションでは20分間あたり、それぞれ4.53回、6.07回、7.56回、3.08回だった。これらの平均生起率は5.31回だった。一方、協議なし条件の2、5、6、8セッションでは、20分間あたり、それぞれ10.53回、7.00回、9.82回、10.23回だった。これらの平均生起率は10.23回だった。これらの結果から、協議あり条件の方が協議なし条件よりも平均して20分間あたりの逸脱行動の生起率は4.92回少なかったといえる。利用者Xの逸脱行動の生起率の中心分割推移線は、協議あり条件で変化が見られなかったが、協議なし条件では増加傾向がみ

られた。そして、二つのブロックのどちらにおいても協議なし条件より協議あり条件の方が利用者Xの逸脱行動の生起頻度は低かった。以上、図3の結果から、職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率が高かった協議あり条件では、利用者Xの逸脱行動生起率は低く、職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率が低かった協議なし条件では、利用者Xの逸脱行動生起率は高かったと言える。

さらに、職員Yと行動研究者が協議あり条件と協議なし条件のそれぞれで求められた行動を示したのかどうかを調べるため、各条件における彼らの言語賞賛生起率を調べた。

図4の上段の職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率の中央値は、第1ブロックでは、協議あり条件で4.41回、協議なし条件で1.25回だった。第2

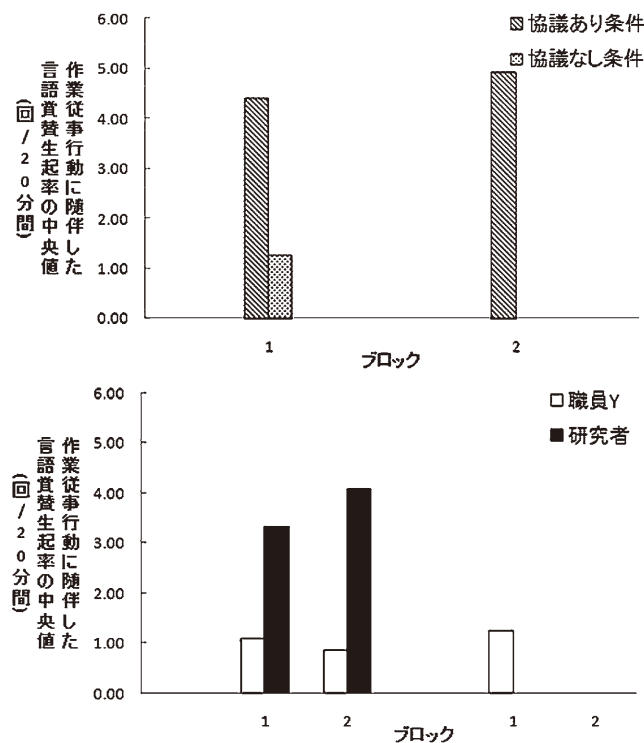


図4. 職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率の中央値

協議ありなしの前半2セッションと後半2セッションをそれぞれ1ブロックとし、各ブロックにおける職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率の中央値を示した図である。協議あり条件の第1ブロックは1、3セッションからなり、第2ブロックは4、7セッションからなる。協議なし条件の第1ブロックは2、5セッションからなり、第2ブロックは6、8セッションからなる。上段の図は、職員Yと行動研究者の言語賞賛の生起率を合算して中央値を算出し、斜線は協議あり条件を示し、水玉は協議なし条件を示す。下段の図は職員Yと行動研究者のそれぞれの言語賞賛の生起率の2セッション分の中央値を職員Yと行動研究者に分けて示し、左側の二つのブロックが協議あり条件、右側の二つのブロックが協議なし条件の中央値を示す。白い棒グラフは職員Yの結果を示しており、黒い棒グラフは行動研究者の結果を示す。

ブロックでは、協議あり条件で4.93回、協議なし条件で0.00回だった。すなわち、言語賞賛生起率の中央値は、第1ブロックでも第2ブロックでも、協議あり条件の方が協議なし条件より高かった。そして、協議あり条件では第2ブロックの方が第1ブロックより0.52回多かった。協議なし条件では、第1ブロックの方が第2ブロックより1.25回多かった。

次に、下段の言語賞賛生起率の中央値は、協議あり条件の第1ブロックでは職員Yが1.08回であり、行動研究者は3.33回だった。つまり、行動研究者の方が2.25回多かった。第2ブロックでは、職員Yが0.86回であり、行動研究者は4.07回だった。つまり、行動研究者の方が3.21回多かった。協議なし条件の第1ブロックでは、職員Yが1.25回で行動研究者は0.00回で職員Yの方が1.25回多かった。第2ブロックでは職員Yと行動研究者の言語賞賛生起率の中央値は共に0.00回で差はなかった。

以上、図4の結果から、言語賞賛生起率の中央値は、協議あり条件の方が協議なし条件よりも高く、行動研究者と職員Yと比べると、協議あり条件では、行動研究者の方が職員Yより多く言語賞賛をしていたと言える。

最後に、職員Yに行った質問紙の結果を述べる。職員Yには、利用者Xの作業中の行動に対する印象と、協議に対する評価を尋ねる質問紙を行った。利用者Xの作業中の行動に対する職員Yの印象について尋ねた質問紙の結果を表1の上段に、行動研究者と協議したことについて尋ねた質問紙の結果を表1の下段に示す。

表1の上段が示すように、利用者Xの作業中の行動に対する職員Yの印象は、全ての項目において協議介入を行った前後で変化がなかった。次に、表1の下段の結果から、協議に対する評価は、すべての項目で「満足である」であり、肯定的な評価が得られた。

表1. 職員Yを対象にして行った印象評価

質 問 項 目	職員Yの回答	
	介入前	介入後
1 研究者がいない時の利用者様の行動に満足していますか。	そう思わない	そう思わない
2 研究者がいる時の利用者様の行動に満足していますか。	まあそう思う	まあそう思う
3 利用者様の作業量には満足していますか。	あまりそう思わない	あまりそう思わない
4 利用者様の逸脱行動は作業中にどのくらい起こっていると思いますか。	まあ起こっている	まあ起こっている
5 利用者様の逸脱行動は、その他の利用者様の作業従事に影響していると思いますか。	そう思う	そう思う
質 問 項 目	職員Yの回答	
1 利用者Xが逸脱行動をする理由について介入者と一緒に検討したこと	とても満足である	
2 利用者Xが作業に集中しやすくするための方法を介入者と一緒に検討したこと	まあ満足である	
3 利用者Xの作業中の様子をグラフ化したこと	とても満足である	
4 研究者と利用者Xの行動への関わり方について協議する時間を設けたこと	まあ満足である	
5 利用者Xの逸脱行動に対する対応方法について	まあ満足である	
6 利用者Xが作業をしていた時の対応方法について	とても満足である	

*上段は、利用者Xの作業中の行動に対する職員Yの印象について尋ねた質問紙の結果である。下段は行動研究者と協議したことについて尋ねた質問紙の結果である。

考 察

本研究の目的は、職員と行動研究者の協議によって、利用者Xに対する職員Yの適切な関わり行動が促されるかどうかを検討すること、そして、職員Yと行動研究者の言語賞賛によって、利用者Xの問題行動が低減されるのかどうかを検討することだった。独立変数は、利用者Xと職員Yの行動の機能的アセスメントを含めた行動研究者と職員Yの協議の実施の有無だった。従属変数は、職員Yの言語賞賛の生起率であり、さらに、これに関わる変数として利用者Xの逸脱行動生起率を測定した。

研究の結果、利用者Xの問題行動の機能的アセスメントの結果に基づいて職員Yと行動研究者が協議したところ、職員Yは協議が行われたときは利用者の作業従事行動に対して言語賞賛を行ったが、協議が行われなかったときはそれほど言語賞賛をしなかった。そして、職員Yならびに行動研究者が利用者Xの作業従事行動を言語賞賛すると、利用者Xの逸脱行動生起率は低減した。利用者Xの作業中の行動に対する職員Yの印象評価は、協議の介入が行われた前後で変わらなかったが、行動研究者との協議に対する印象評価は高かった。

以上の結果から、本研究で行った機能的アセスメントは、利用者への職員の関わり行動を明らかにし、利用者の作業中の問題行動の制御変数を明らかにする上で有効であったと言えるだろう。また、職員Yと行動研究者が、就労訓練を実施する前に、訓練中の利用者Xへの関わり行動を協議したことは、職員Yの利用者Xへの適切な関わり行動を促す上で有効であったと結論できる。そして、職員Yが協議された事項を遵守して、利用者Xの作業従事行動に適切にかかわれば、利用者Xの問題行動は低減することもわかった。また、この結果から、本論文の第一著者は、行動研究者としての条件を満たしていると言える。

これらのことから、施設の就労訓練指導におけ

る利用者の行動問題を解決するには、行動研究者が、応用行動分析学の視点にたつて、利用者の問題行動を明らかにし、そのABAテストを含めた機能的分析を行い、さらに、その結果を利用者に関わる職員に説明し、利用者に対してどのような関わりが適切であるのかを職員とともに協議し、その結果にもとづいて就労支援を勧めることが重要であると言えるだろう。

ここで、職員と行動研究者が協議することが、利用者の問題行動の低減になぜ有効であったのかについて考察する。本研究で職員Yと利用者Xの間で協議された事項は、機能的アセスメントの結果に基づく利用者Xの作業中の行動データと、利用者Xの行動に対する関わり方の二つであった。これらはいずれも具体的な行動的事象であり、抽象的な心的構成概念ではない。そのため、職員には、これらの事項の理解が可能であったと思われる。職員が協議によって決定された事項を遵守してくれたことは、そのためであったと考える。もし協議事項が非行動的事象であれば、職員は利用者に対してどのように関わったらよいか不明となり、決して協議の成果は得られなかっただろう。そうであれば、協議するにしても、それは具体的な行動事象にかかわる協議でなければならないだろう。

次に、協議事項を職員Yが遵守したことから、行動研究者が、職員Yに、利用者Xの作業行動に対する関わり行動を再確認させたことは、職員Yの遵守行動に対してルールとして機能したと考える。ルールは、行動とその結果事象の行動随伴性を記述した言語刺激であり、ルールによって制御される行動の弁別刺激として機能する（杉山・島宗・佐藤・マロット・マロット、1998；Galizio, 1979）。従いやすいルールは、随伴性を明示したルールであることがわかっている（Mallot, 1992）。上で述べたように、本研究で職員Yと行動研究者が協議した事項は具体的な行動事象であったことから、それらの内容は、従いやすいルールになったと言えるだろう。行動研究者が施

設職員に利用者への関わりについてなにか提言する事柄があるならば、その事柄は具体的な行動事象で記述された内容でなければならないと言えるだろう。今回、利用者の問題行動を図にして職員に示したこと、さらに利用者への関わり行動について、どのようなときに、利用者のどのような行動に対して、どのように言語賞賛するかを行動研究者と職員が明確に協議したことは、まさにその要件を満たしたと言えるだろう。

また、行動研究者も職員Yと同様の関わり方を利用者Xに対して行ったことは、職員Yの行動に対して、行動研究者の行動はモデルプロンプトとして機能したと考える。そうであれば、利用者に対する適切な関わり方を職員が行えるようにするには、行動研究者は、協議における行動的事象の説明に加え、行動研究者自身がモデルとなって利用者への適切な関わり行動を示範することも重要である。

以上の事柄は、職員Yが協議によって利用者Xに適切な関わりを実践した行動の先行事象として機能したと考えられる。しかし、職員Yのこの行動には、この行動に伴った事象も影響したと考えることができる。協議によって職員Yが利用者Xの作業従事行動を言語賞賛すると、利用者Xの作業従事行動が増加し、問題行動が低減した。この利用者Xの行動変容が職員Yの協議に従う行動を強化したかもしれない。

協議によって職員Yは、利用者Xへの言語賞賛という適切な関わり行動を自発することができ、さらに利用者Xは、それによって就労訓練中に問題行動を低減することができた。職員Yはその効果を評価したものの、利用者Xに対する印象は、協議介入の前後で変化しなかった。さらに、言語賞賛は可能であっても、毎回それを行うことは難しいと回答した。後者の職員の意見に対して、行動研究者は可能な限りで構わないと回答した。これによってある程度の同意が得られたが、職員Yは自分の作業も行っており、就労訓練作業中の利用者Xを常時観察することは極めて困難であった

のは事実である。職員Yの利用者Xに対する印象が協議介入前後で変化が見られなかったのは、職員Yのこのような作業環境上の問題によるものと考えられる。このような場合、応用行動分析学的な介入を実践するには、職員Yと利用者Xの環境だけでなく、施設全体の環境を改善する必要があるだろう。具体的には、作業の納期スケジュールの間隔を開けたり、職員および利用者の人員配置を変更したりすることなどが考えられる。

平澤 (2003) は、施設全体の環境を変えるには、行動問題の改善に取り組む実践メンバーのできることでできないことを整理し、実践コストが低い関わりや、達成しやすい目標を優先的に行って、確実な成果をあげ、それをもとに徐々に行動問題の改善に取り組む実践メンバーを拡大する方法を提案している。平澤 (2003) の提案を考慮するならば、本研究は、協議の中で、職員Y自身が作業中にできる関わりと、できない関わりを再検討する必要があっただろう。そうすることで、利用者Xに対する職員Yの印象は望ましいものになったかもしれない。

施設における職員は、利用者への就労支援を実践するとき、とかく利用者の逸脱行動に目が向いて叱責などの弱化によって、それらの逸脱行動を低減しようとする。この方法は、一時的であっても、利用者の逸脱行動が低減することで強化される。この負の強化の随伴性によって、利用者に対する職員の適切な関わり行動の発現はますます抑えられる。弱化による方法は決して生産的ではないことが多くの行動分析学の研究によって明らかにされている。利用者への就労支援の目的が、利用者による作業スキルの獲得と維持であるなら、利用者の逸脱行動の低減だけを問題にするのではなく、利用者の適切な代替行動を正の強化によって促すことが必要である。

同様のことは職員の行動にも言える。利用者に対する職員の望ましい関わり行動を正の強化によって維持するための環境設定が施設側に求められる。織田他 (2003) は、利用者との関わり実践

活動を職員が報告したら、それを強化するような随伴性を設定した結果、行動問題の改善に対する職員の取り組みが増えたことを報告している。また、行動問題の改善に取り組んだ結果を職員が学会などで発表することも、利用者に対する職員の適切な関わり行動を維持する上で有効であると報告している。このように施設職員の行動に対する正の強化の随伴性の設定は、就労訓練中の利用者の行動問題の改善に重要であると考えられる。この問題を検討するには、行動研究者は、さまざまな施設における職員への対応について調査を行い、必要があれば、施設側に職員の適切な関わり行動を強化する随伴性を設定することを求め、その効果を検討する必要があるだろう。

以上の考察に基づき、事業所の就労訓練における利用者の就労スキルの獲得と維持を促すには、次のような方策が適切であると考えられる。応用行動分析学の視点から、行動研究者が、行動問題にかかわる職員と利用者の双方の関わり行動を定義して、それらの行動の機能を分析し、それぞれの行動を維持している環境変数を同定する。そして、双方の問題行動の低減と代替行動の促進のための介入（対策）について、行動研究者と職員が、行動分析学の視点から互いに協議して検討する。協議して決定した介入を行動研究者と職員の双方が実践し、その効果を両者がともに評価する。また、利用者に対する職員の適切な関わり行動を強化する正の強化の随伴性の設定が施設側に求められる。

謝 辞

本論文を作成するにあたり、懇切丁寧なご指導を賜った菅佐原洋先生に深謝致します。また、本研究を実施するにあたり、快くご参加頂いた事業所の研究協力者の方々にも深謝致します。

引用文献

Cooper, J. O., Heron, T. E., & Heward, W. L. (2007). *Applied behavior analysis*. 2nd ed. Personal

Education, Inc. (クーパー, J. O. ・ヘロン, T. E. ・ヒュワード, W. L. 中野良顕 (訳) (2013). 応用行動分析学 明石書店)

Barlow, D. H., & Hersen, M. (1984). *Single case experimental designs: Strategies for Studying Behavior Change* 2nd ed. Pergmon books. (バーロー, D. H., &ハーセン, M. (著) 高木俊一郎・佐久間徹 (監訳) (1988). 一事例の実験デザイン：ケーススタディの基本と応用 改版 二弊社)

Galizio, M. (1979). Contingency-shaped and rule-governed behavior: Instructional control of human loss avoidance. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **31**, 53-70.

服巻繁・野口幸弘・小林重雄 (2000). こだわり活動を栄養した一自閉症青年の行動障害改善 — 機能アセスメントに基づく代替行動の形成 — 特殊教育研究 **37**, 35-43.

平澤 紀子 (2003). 積極的行動支援 (Positive Behavioral Support) の最近の動向—日常場面の効果的な支援の観点から— 特殊教育学研究, **41**, 37-43.

平澤紀子・藤原義博 (2000). 養護学校高等学部生徒の他生徒への攻撃行動に対する機能的アセスメントに基づく指導：Positive behavioral supportにおけるcontextual fitの観点から 行動分析学研究, **15**, 4-24.

平澤紀子・藤原義博 (2001). 総合保育場面の発達障害児の問題行動に対する専門機関の支援 — 機能的アセスメントに基づく支援における標的行動と介入手続きの特定化の観点から — 特殊教育学研究, **39**, 5-19.

平澤紀子・藤原義博・山本淳一・佐田東彰・織田智志 (2003). 教育・福祉現場における積極的行動支援の確実な成果の実現に関する検討 行動分析学研究 **18**, 108-119.

Horner, R. H. (1994). Functional assessment: Contributions and future directions. *Journal of Applied Behavior Analysis*, **27**, 401-404.

Mallot, R. W. (1992). A theory of rule-governed

- behavior and organizational behavior management. *Journal of Organizational Behavior Management*, **12**, 45-61.
- Miltenberger, R. G. (2001). Behavior modification: Principles and procedures. (ミルテンバーガー, R. G. 園山繁樹・野呂文行・渡部匡隆・大石幸二 (訳) (2006). 行動変容法入門 二瓶社)
- 織田智志・桂木三恵・鶴飼和江・丹羽真紀子 (2003). 援助者の協働による重度知的障害者への社会参加の支援1 —福祉施設で効果的な援助を組織的に継続・拡大するための条件— 日本行動分析学会第21回大会発表論文集, 68.
- Saunders, R. R., McEntee, J. E., & Saunders, M. D. (2005). Interaction of reinforcement schedules, a behavioral prosthesis, and work-related behavior in adults with mental retardation. *Journal of Applied Behavior Analysis*, **38**, 163-176.
- 杉山尚子・島宗理・佐藤方哉・マリア. E. マロット・リチャード. W. マロット (1998). 行動分析学入門 産業図書
- 高畑庄蔵 (2004). 行動障害を示す自閉症生徒への機能的アセスメントと支援ツールに基づく作業行動支援 —校内作業学習から校外現場実習へのスムーズな移行を目指して— 特殊教育学研究 **42**, 47-56.
- Umbreit, J., Ferro, J., Liaupsin, C. J., & Lane, K., L. (2007). *Functional behavioral assesment and function-based intervention*. Upper saddle river, New Jersey: Person Education, Inc.
- 若林功 (2009). 応用行動分析学は発達障がい者の就労支援にどのように貢献しているのか? 米国の文献を中心とした概観 行動分析学研究 **23**, 5-32.

解答困難な計算課題に対する大学生の行動に関わる言語刺激が 後の解答容易な計算課題に対する行動に及ぼす影響¹

中 村 達 大¹⁾・森 山 哲 美²⁾

2014年7月18日受付, 2014年10月28日受理

Abstract : Organisms exposed to uncontrollable aversive stimuli show subsequent difficulty in learning new responses under negative reinforcement contingency. This phenomenon has been called learned helplessness. In the present study, university students engaged in the difficult task of arithmetic problems first and then engaged in the easy ones. We investigated whether the participants showed their learned helplessness in the second task. Further we investigated the effects of two kinds of verbal stimuli on their learned helplessness. Either one of the two was presented to each participant after the first task. One verbal stimulus informed the participants about the difficulty of solution of the first task. The other informed them about their poor arithmetic ability. The dependent variables were each student's level of aspiration for each task and her feelings of success for each task. All students showed the learned helplessness after the first task. When they were instructed that the first task was difficult, they increased their level of aspiration and showed their positive feelings about the second task. When they were instructed that they have the poor arithmetic, they decreased their level of aspiration and showed their negative feelings about the second task. In either case, they showed positive feelings about the second task after doing that.

Key words : learned helplessness, university students, verbal stimulus, arithmetic task

序 論

対処不可能な嫌悪刺激にさらされた人や動物は、後続の対処可能な学習場面において、その学習が困難になる場合がある。この現象は、学習性無力 (learned helplessness : 以下、LH) として知られている (Pierce & Cheney, 2013)。

LHは、Overmier and Seligman (1967) によるイヌの実験によって初めて報告された。Overmier and Seligman (1967) は、イヌを用いて二つのフェイズからなる実験を行った。初めのフェイズで逃避できない電気ショックを受けたイヌは、逃避できたイヌと比べて、後の回避可能なフェイズにおいても電気ショックを回避する

ことが困難であった。この現象をOvermier and Seligman (1967) は、LHと呼んだ。

LHは、ラットの電気ショック回避行動や (Oliveira & Hunziker, 2014)、人の騒音回避行動 (Hiroto, 1974) など、様々な種、様々な嫌悪刺激を用いた研究で報告されている。しかし、人を含めたLHの研究となると、LHにおける言語行動²の関わりを考慮する必要があるだろう。なぜなら、初めのフェイズで避けることができない嫌悪事態を経験したとき、人はそのような事態を言語化する可能性があり、その言語によって後のフェイズでの学習が阻害される可能性があるからである。対処できない嫌悪刺激にさらされた人がそのような事態を言語化する方法には二種類あると

1) Tatsuhiko Nakamura : 常磐大学大学院人間科学研究科 第1領域 修士課程1年

2) Tetsumi Moriyama : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教授

筆者らは考える。一つは、「行動しても無駄である」といった言語化であり、これはその人の行動と、それに伴って生じる結果を記述した言語行動である。このような言語行動は、実際の行動とそれに随伴する結果の関係、すなわち随伴性を記述しており、それによって生起する言語刺激は、行動分析学の用語のルールと呼ぶことができるだろう。もう一つの言語化は、「このような事態は嫌悪的なものだ」といった言語化である。これは嫌悪刺激の呈示状況を説明した言語行動で、これも行動分析学の用語で言えば、嫌悪的事態を記述したタクトと言えるだろう。タクトとは、環境の事物や出来事を、報告したり記述したりする言語行動のことである（杉山・島宗・佐藤・マロット・マロット、1998）。上で述べたルールも、随伴性をタクトして生起した言語刺激である。

上記の二種類の言語行動がもたらす言語刺激によって、後の回避学習場面で求められている行動の生起が阻害される現象が人のLHとなって起こる可能性があると考え。言語がLHにもたらす効果を検討した研究は、筆者らの知る限り多くはないが、そのような研究の一つとして荒木（2000）の研究がある。

荒木（2000）は大学生を対象に、計算課題とアナグラム課題を行わせた。初めのフェイズの課題には、解答困難な問題が含まれており、大学生はこのフェイズで対処不可能な嫌悪刺激事態を経験した。その後で、この課題への大学生の取り組みに関する課題内容、あるいは取り組みの行動について、実験者である荒木が口頭で教示として伝えた³。教示内容は二種類で、それぞれは大学生の半数ずつに呈示された。一方の教示は、課題に取り組んだ大学生の行動に問題があったというもので、他方は課題内容に問題があったというものであった。これらの教示の後で、再び大学生に課題に取り組ませた。課題はすべて解答容易な問題で構成されていた。そこでの成績をそれぞれの教示を受けた大学生間で比較した結果、教示内容の違いによって成績が異なることが明らかになった。

すなわち、最初の課題への取り組み行動に問題があったと教示された大学生において成績の明確な低下が見られ、これがLHに相当すると考えられたのである。

荒木（2000）の研究は、嫌悪事態を経験した大学生に、実験者が嫌悪事態について記述した言語刺激を呈示した研究であり、LHにおける言語の影響を調べた研究として意味がある。また、はじめの嫌悪事態での大学生の解答行動を記述した言語刺激を呈示した方が、課題内容について説明した教示よりもLHを起こしやすいくことを明らかにした点でも意味のある研究と言えるだろう。先に述べた行動分析学の用語で言えば、先行嫌悪事態における学習者の行動随伴性を記述したルールが他者から提供された場合、先行嫌悪事態が学習者の行動の問題ではないとタクトした言語刺激を他者から提供された場合と比べて、LHがより起こりやすいということになる。そうであれば、LHを無気力といった構成概念による心的過程で説明せずとも、環境刺激によって制御される行動過程として説明できる。

しかし、LHが心的過程としてではなく、環境と行動の機能的な関わりによって生起する行動過程であると結論するには、正答数といった課題の成績だけでなく、課題への取り組み行動を記述した言語が関与する行動指標においてもLHが生起するかどうかを調べる必要があるだろう。言語によるLHの影響を調べた研究の数が少ないうえに、このような従属変数のLHを調べた研究はほとんど見られない。そこで本研究では、荒木（2000）の研究方法に準じながらも、課題に取り組む学習者の言語行動を反映した従属変数でLHが起こるのかどうかを調べる事にした。そのような従属変数として、後続課題を受ける前に報告される言語行動と最初の課題を経験した後で報告される言語行動の二つを取り上げる。前者の言語行動は、これから受ける課題で何問正答できるのかについての予測言語行動（予測正解数のタクト（以下、予測正解数とする））である。後者は、最初の課題で

どの程度成功したと考えているのか、そのレベルを報告する言語行動（成功感という私的出来事のタクト（以下、成功感のレベルとする））である。

本研究では、参加者の上記のような言語行動を従属変数として測定し、独立変数の効果を検討した。すなわち本研究では、大学生を参加者にして、解答困難な課題に従事してもらったあとで、実験者が参加者の課題従事行動に関わるルールを呈示したときと、課題内容をタクトしたときとで、先行課題の結果に対する成功感のレベルと後続課題に対する予測正解数の二つの行動指標において、LHに相当する影響が現れるのかどうかを二つの実験によって調べた。実験Ⅰでは、二種類の教示の効果を参加者内実験計画法によって調べ、実験Ⅱでは、群間比較実験計画法によって調べた。

実験Ⅰ

[目的]

実験Ⅰでは、参加者が解答困難な課題（以下、プレ課題とする）に従事した後で、その課題従事が上手いかなかった原因を参加者の行動の問題だとするルールを呈示した場合（Behavioral Problem Rule: 以下、BPルールとする）と、課題に問題があったとタクトした場合（Task Contents Tact: 以下、TCタクトとする）で、それぞれの言語刺激が、前の課題従事に対する参加

者の成功感のレベルや、後の課題従事に対する参加者の予測正解数、および解答容易な課題（以下、ポスト課題とする）の正答数にどのような影響を及ぼすのかを、参加者内実験計画法で調べた。

[方法]

参加者

実験Ⅰの実験デザインは、参加者内実験計画法であった。参加者はA大学の女子学生4名（以下、S1-1、S1-2、S1-3、S1-4）であった。彼女たちを二つの群（TC-BP群とBP-TC群）に二人ずつ分けた。参加者を女子学生だけにしたのは、実験参加に同意したのが女子学生だけだったからであった。各参加者には実験の目的上、実験目的に関わる部分を除いた実験内容を教示し、実験参加への同意を得た上で実験を行った。

実験材料

計算課題として参加者に、五つの数値と等号（=）が記されている、縦が約5cm、横が約10cmの長方形のカード（以下、課題カード）を呈示した（図1参照）。

計算課題とは、参加者からみて左側の四つの数字のそれぞれの上に四則演算子（+、-、×、÷）のいずれか一つを入れて、左辺の計算結果（=の左側の四つの数値の計算結果）と右辺（=

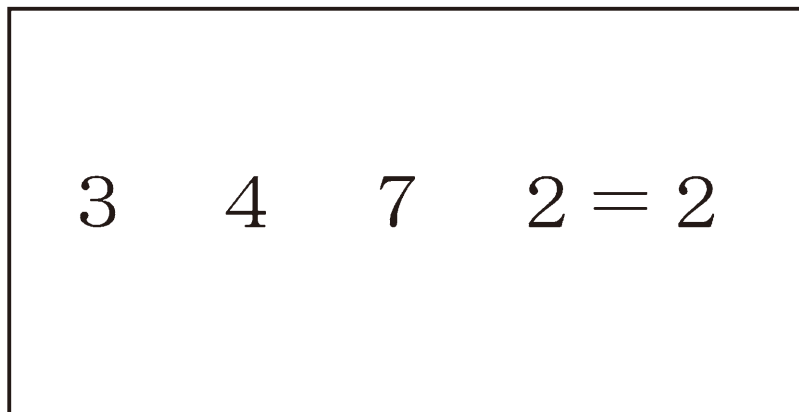


図1. 計算課題として用いた課題カードの一例

図1のように、一枚の課題カードの中央に、未完成の計算課題を一問記した。図1の正解は「 $3 + 4 - 7 + 2 = 2$ 」となる。

の右側)の数値が等しくなるようにする課題であった。参加者は、左辺の先頭の数値にはプラスとマイナスの記号をつけることができたが、四つの数字を入れ替えることは禁止された。また、演算の順序を示す () や { }, [] の使用は許可されたが、根号や累乗などの操作は禁止された。練習試行で用いた課題カードは、後続の計算課題のカードと同じ大きさであったが、課題カードの左上に「練習問題」と記入された。後述の各課題で出題した計算課題36問のリストを表1に示す。この表の課題は、実験Ⅰだけでなく実験Ⅱでも用いられた。他には、参加者が計算課題に解答するための筆記用具と、参加者が途中計算するための無地の記録用紙(計算用紙)を一枚用意した。

実験場所

A大学の防音防響室(以下、防音室)で実験を実施した。

手続き

実験Ⅰで各参加者が受けた実験の流れは、実験手続きの教示、練習試行、プレ課題での正解数の予測と報告、プレ課題、プレ課題での正答数の

フィードバック、プレ、課題の結果に対する成功感的レベルの報告とポスト課題での正解数の予測報告、言語刺激の呈示、プレ課題の結果に対する成功感的レベルの報告とポスト課題での正答数フィードバック、ポスト課題の結果に対する成功感的レベルの報告と次の課題(1サイクル目はプレ課題2であり、2サイクル目は実際に行っていない課題である)での正解数の予測報告で、ここまでを1サイクルとし、各参加者に対して2サイクル行った。なおここでは同時にプレ課題2に対する予測正解数の報告も行ってもらったが、これは第2サイクルに含めた。2つのサイクルの手続きの違いは、呈示された言語刺激だけであり、他は2つのサイクルで同じであった。実験は各参加者に対して個別に行われ、2つのサイクル終了までの時間は約30分程度であった。これらの手続きを表に示したものが表2である。なお、表2には、それぞれの報告の機会(Report)をR1~R7で記した。これらの報告は、各参加者が解答困難あるいは解答容易な問題を経験したことによって、あるいは実験者から呈示される言語刺激によって、すでに実施した課題に対する成功感や

表1. 実験Ⅰ、Ⅱで用いた計算課題とその呈示順序

呈示順序	プレ課題1	プレ課題2	ポスト課題1	ポスト課題2
1	8 4 6 5 = 25	6 1 3 5 = 17	1 9 2 3 = 4	8 7 4 1 = 10
2	9 5 8 4 = 32	8 9 4 5 = 31	4 8 1 9 = 2	2 4 8 9 = 9
3	7 4 9 3 = 27	7 1 5 3 = 3	3 9 2 6 = 12	6 3 2 1 = 21
4	1 9 3 7 = 16	5 6 4 8 = 25	6 5 2 4 = 5	2 5 5 2 = 4
5	3 1 7 5 = 3	3 7 9 1 = 16	6 1 2 7 = 2	7 3 7 6 = 23
6	3 2 9 6 = 7	3 7 4 9 = 27	7 5 9 8 = 3	2 1 2 9 = 20
7	4 6 3 5 = 15	5 4 3 6 = 15	4 8 1 3 = 0	3 1 3 7 = 16
8	1 5 6 3 = 17	4 9 6 6 = 3	6 3 1 6 = 2	1 5 6 3 = 14
9			2 7 4 1 = 0	5 8 7 3 = 7
10			7 4 6 9 = 13	4 9 2 6 = 9

計算課題の一部は、大葦・青柳・細田(1992)の課題の一部と同一である。他に、実験者が新しく作成した計算課題も含めた。プレ課題で用いた計算課題は、本実験実施前に、本実験の参加者以外の大学生数名に実際に従事してもらい、その全員が解答できなかった問題であった。一方、ポスト課題で用いた計算課題は、その大学生全員が解答できた問題であった。

次に受ける課題での成績の予測にどのように影響するのを見るために、各課題の実施直前と直後に行われた。

以下、各手続きの詳細を述べる。

まず、実験手続きの教示では、課題の取り組み方を参加者に説明した。さらに、解答できない問題は白紙のまま提出しても構わないが、解答が困難でもすぐには諦めず、できるだけ多くの計算問題を解答するように求めた。

練習試行で実験者は、解答容易な課題カードを1枚、問題が記されている面を裏にして、参加者の前の机の上に呈示した。参加者は、実験者のスタートの合図とともに、そのカードを裏返して計算問題に従事し、解答できたらカードを実験者に提出した。実験者は、参加者の解答を採点し、その正誤をフィードバックした。2分が経過しても

参加者が解答できなかった場合、課題を中止して実験者は参加者に正答を知らせた。

第1サイクルのプレ課題とポスト課題（以下、それぞれプレ課題1、ポスト課題1とする）、ならびに第2サイクルのプレ課題とポスト課題（以下、それぞれプレ課題2、ポスト課題2とする）のすべての課題の形式は練習試行と同じであった。各課題の制限時間は5分間とした。各課題開始前に、次に受ける課題で何問正解できると思うかを参加者に予測させ報告させた。また、各課題終了後、実験者は参加者の解答を採点して正答数をフィードバックし、その課題に対する成功感のレベルを五段階（5が最高点、1が最低点）で報告させた。

プレ課題終了後、実験者はプレ課題に対する参加者の取り組みに対して二種類の言語刺激のうち

表2. 実験Iにおける各参加者の手続きの流れ

導 入	手続き教示	
	練習試行	
第Iサイクル	プレ課題1に対する予測正解数の報告	R 1
	プレ課題1	
	プレ課題1の正答数フィードバック	
	プレ課題1の結果に対する成功感のレベル、およびポスト課題1に対する予測正解数の報告	R 2
	言語刺激の呈示	
	プレ課題1の結果に対する成功感のレベル、およびポスト課題1に対する予測正解数の報告	R 3
	ポスト課題1	
第IIサイクル	ポスト課題1の正答数フィードバック	
	ポスト課題1の結果に対する成功感のレベルの報告	R 4
	プレ課題2に対する予測正解数の報告	
	プレ課題2	
	プレ課題2の正答数フィードバック	
	プレ課題2の結果に対する成功感のレベル、およびポスト課題2に対する予測正解数の報告	R 5
	言語刺激の呈示	
プレ課題2の結果に対する成功感のレベル、およびポスト課題2に対する予測正解数の報告	R 6	
実験終了	ポスト課題2	
	ポスト課題2の正答数フィードバック	
	ポスト課題2の結果に対する成功感のレベルの報告	R 7
	デブリーフィング	

いずれかを提示した。これらが独立変数である。二種類の言語刺激とは、TCタクトとBPルールである。それらの具体的な内容は下記の通りである。

TCタクト：「今の課題は解答不可能な課題だったので⁴、あなたの解答行動に問題があったわけではありません」

BPルール：「今の課題は大学生なら十分に解答できる課題だったので、あなたの解答行動に問題があるようです」

第1サイクルにおいてTCタクトによる言語刺激を受け、第2サイクルでBPルールの提示を受けた参加者は参加者S1-1、S1-4で、参加者S1-2、S1-3は、その逆の順で言語刺激を受けた。前者の参加者をTC-BP群とし、後者をBP-TC群とした。

最後に、全ての参加者は実験についてのデブリーフィングを受けた。デブリーフィングでは、本実験の真の目的を説明した上で、プレ課題は解答不可能な問題であり⁵、プレ課題で参加者が一問も解答できなかったのは参加者の行動の問題ではないことを伝えて謝罪した。

結 果

予測正解数について

二つの言語刺激が、計算課題の正解数に対する参加者の予測行動にどのように影響したのかを調べるために、各報告機会、両群の参加者が報告した予測正解数の平均値（以下、平均予測正解数とする）を図2に示した。

図2が示すように、参加者が解答困難なプレ課題1と2を経験し、その正答数をフィードバックされた後は、すべての参加者は次回の課題に対する予測正解数を減少させた。TC-BP群では、プレ課題1の前後で6.5から2.5に、プレ課題2の前後で4.0から2.5に減少した。一方、BP-TC群は、プレ課題1の前後で6.5から1.0に、プレ課題2の前後で4.5から2.5に減少させた。

その後、実験者は言語刺激（1または2）を提示した。まず、TCタクトの提示と予測正解数の関係を見る。第1サイクルでTCタクトを受けたTC-BP群では2.5から3.0に、第2サイクルにおいてTCタクトを受けたBP-TC群では、2.5から4.0に増加した。したがって、TCタクトは、どちらの群でも予測正解数を増加させたと言える。

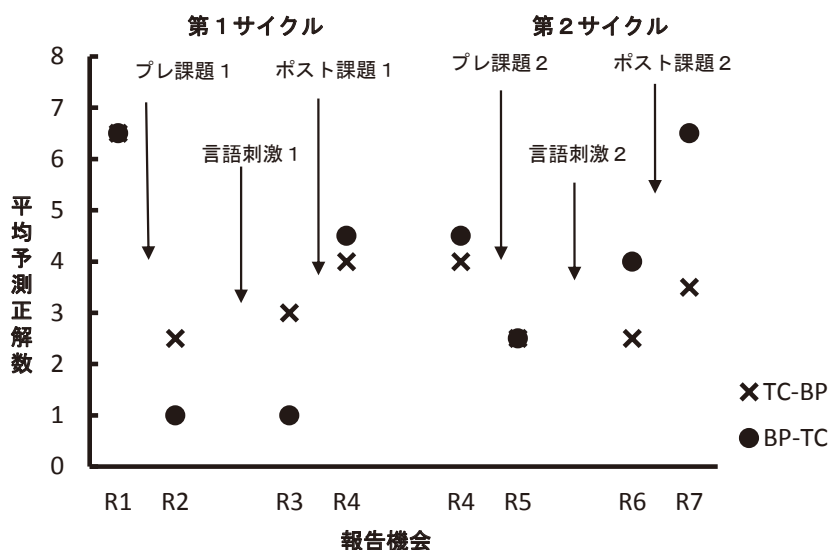


図2. TC-BP群とBP-TC群における平均予測正解数

次に、BPルール の 呈示 と 予測正解数 の 関係 を 見る。第1サイクルにおいてBPルールを呈示されたBP-TC群では、課題の前後で1.0、第2サイクルにおいてBPルールを呈示されたTC-BP群では課題の前後で2.5であった。すなわち、BPルールは、どちらの群においても予測正解数を変化させなかったと言える。

最後に、正答数のフィードバックと予測正解数の関係について述べる。参加者が解答容易なポスト課題1と2を経験し、その正答数をフィードバックされた後は、すべての参加者は次回の課題に対する予測正解数を増加させた。TC-BP群では、ポスト課題1の前後で3.0から4.0に、ポスト課題2の前後で2.5から3.5に増加した。BP-TC群では、ポスト課題1の前後で1.0から4.5に、ポスト課題2の前後で4.0から6.5に増加した。

成功感のレベルについて

次に、成功感のレベルの結果について述べる。二つの言語刺激が、計算課題の正解数に対する参加者の成功感のレベルにどのように影響したのかを調べるために、参加者が成功感のレベルを報告したR2、R3、R4（第1サイクル）、さらにR5、R6、R7（第2サイクル）における、両群の成功感のレベルの平均値を図3に示した。

図3が示すように、参加者解答困難なプレ課題を経験し、その正答数をフィードバックされた後は、すべての参加者のプレ課題に対する成功感のレベルが低かった。TC-BP群のプレ課題1と2ではどちらも1.0、BP-TC群のプレ課題1は1.0で、プレ課題2では1.5であった。

次に、言語刺激を受けたことで参加者の成功感のレベルがどのように変化したのかについて述べる。TCタクトの呈示と成功感のレベルの関係を見ると、第1サイクルでTCタクトを受けたTC-BP群では1.0から2.5に、第2サイクルでTCタクトを受けたBP-TC群では、1.5から3.5に増加した。したがって、TCタクトは、どちらの群でも成功感のレベルを増加させたと言える。

一方、BPルール の 呈示 と 成功感 の レベル の 関係 を 見る と、第1サイクルでBPルールを呈示されたBP-TC群では、課題の前後で1.0から1.5に増加し、第2サイクルでBPルールを呈示されたTC-BP群では課題の前後で1.0であった。

最後に、参加者が解答容易なポスト課題を経験し、その正答数をフィードバックされた後は、すべての参加者の、ポスト課題に対する成功感のレベルが増加した。TC-BP群の場合、ポスト課題1を経験すると2.5から4.5に、ポスト課題2を経験すると、1.0から4.5に増加した。BP-TC群の場

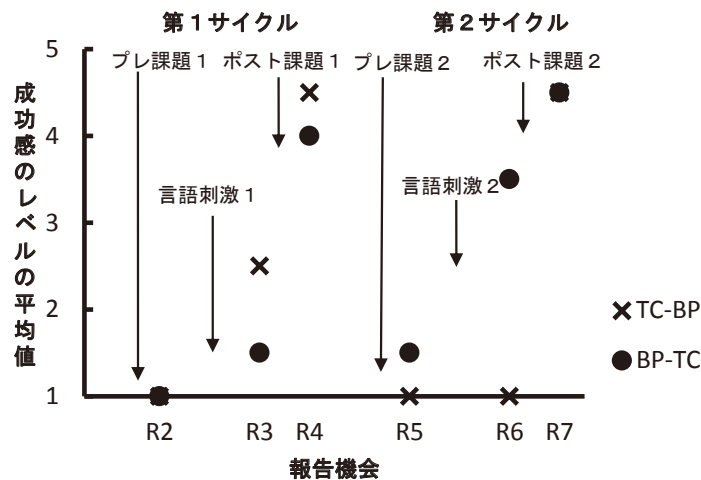


図3. TC-BP群とBP-TC群における成功感のレベルの平均値

合、ポスト課題1を経験すると1.5から4.0に、ポスト課題2を経験すると3.5から4.5に増加した。

ポスト課題の正答数について

次に、二つの言語刺激が解答容易なポスト課題1と2の正答数にどのように影響したのかを調べるために、各言語刺激が呈示された後の、ポスト課題1と2の平均正答数を図4に示した。

図4が示す通り、ポスト課題1における平均正答数は、TCタクトを受けた参加者は3.5であり、BPルールを呈示された参加者は5.5で、後者の方が多かった。一方、ポスト課題2における平均正答数は、TCタクトを受けた参加者は8.0であり、BPルールを呈示された参加者は3.5で、前者の方が多かった。このことから、解答容易なポスト課題における正答数に及ぼす二つの言語刺激の効果は明らかではなかったと言える。

結果のまとめ

実験Iの結果をまとめると次のようになる。実験Iの目的は、解答困難な計算課題に女子大学生が従事した後で、彼女たちの行動に問題ありと記述したBPルールと、課題自体に問題があったことを記述したTCタクト、それぞれの言語刺激が

与えられた際の参加者の成功感のレベルや、その後で受ける解答容易な計算課題での正解数を予測行動にどのような影響を及ぼすのかを、参加者内実験計画法で調べることであった。実験の結果、解答困難な課題を経験すると、参加者たちは、その課題に対する成功感のレベルを低下させ、その後の課題に対する予測正解数を少なくした。しかし、そこでTCタクトを受けると、前の課題に対する成功感を高め、次の課題に対する予測正解数を増加させた。一方、BPルールの場合、そのような変化は見られなかった。また、参加者が解答容易な課題を経験すると、その課題に対する成功感のレベルを課題遂行前と比べて高め、次回の課題に対する予測正解数を増加させた。解答容易な課題における正答数に及ぼす二つの言語刺激の効果は明らかでなかった。

考 察

実験Iの結果を考察する。荒木(2000)は、プレとポストの両方の課題で解答容易な問題を用意し、両課題の成績を比較して各教示の効果を検討したが、本研究の場合、プレ課題は解答困難な課題であったので、その課題の成績を求めることはできず、プレ課題とポスト課題における成績の比

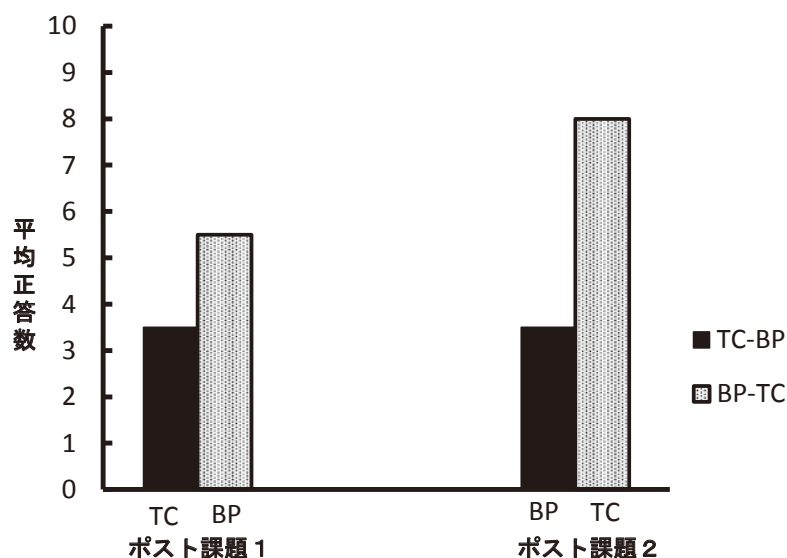


図4. TC-BP群とBP-TC群におけるポスト課題の平均正答数

較はできない。そこで本研究では、解答容易な課題における正答数に及ぼす二つの言語刺激の効果を比較した。すなわち、参加者がTCタクトを受けた場合とBPルールを呈示されたときのポスト課題における正答数を比較した。その結果、本研究では二つの言語刺激によるポスト課題での正答数に差は見られなかった。つまり、荒木（2000）が用いた反応指標のLHに及ぼす各言語刺激の効果は明らかではなかった。

しかし、本実験で用いた参加者の予測正解数と成功感のレベルという反応指標を用いると、解答困難な課題に従事したことによるLHは明らかに生じ、さらにそのLHに対して言語刺激の違いの効果が明らかになった。すなわち、解答困難な課題に従事すると、参加者たちは、その課題の成果に対する成功感のレベルを低下させ、さらに、次の課題での予測正解数を減少させた。そして、このように生じたLHに対して他者のTCタクトによる言語刺激は、成功感も予測正解数も増加させ、LHからの回復をもたらしたが、BPルールは、そのような回復をもたらさなかった。しかし、これらの反応指標上で認められたLHは、参加者たちが解答容易な課題を実際に経験すれば回復することがわかった。すなわち、参加者たちは次の課題に対する予測正解数を増加させ、前の課題に対する成功感のレベルも高めた。

以上のことから予測正解数と成功感のレベル上のLHは、他者によって提供された言語刺激によっても、さらに実際に課題に従事することによっても影響を受ける行動現象であると言えるだろう。また、どちらの言語刺激を呈示されても、最後に解答容易な課題を経験すると参加者の予測正解数と成功感のレベル上のLHは回復したことから、言語による行動の制御よりも、実際の随伴性による行動の制御の方が強いと言えるだろう。

実験 II

[目的]

実験 I は、参加者内実験計画法で行われたた

め、第 2 サイクルの実験結果には、第 1 サイクルの強化履歴が影響している可能性があった。そこで実験 II では、この問題点を考慮し、群間比較実験計画法によって、解答困難な計算課題に参加者が従事した後において、TCタクトとBPルールが、前の課題従事に対する参加者の成功感のレベルや、後の課題従事に対する参加者の予測正解数、および課題の正答数にどのような影響を及ぼすのかを調べた。

[方法]

参加者

実験 II に参加したのは、実験 I と異なる A 大学の女子学生 14 名（以下、S2-1、S2-2、S2-3、… S2-14）であった。そのうち無作為に選出した 7 名が TC タクトを受け（以下、TC 群）、残りの 7 名が BP ルールを呈示された（以下、BP 群）。実験 I と同じく、各参加者には実験の目的上、実験目的に関わる部分を除いた実験内容を教示し、実験参加への同意を得た上で実験を行った。

実験材料

実験 II の課題は、解答困難な問題からなるプレ課題と、解答容易な問題からなるポスト課題であった。使用した計算課題は、実験 I と同じであった（表 1 参照）。

実験場所

実験 I と同じ防音室で実験を行なった。

手続き

実験手続きは、ほとんど実験 I の第 1 サイクルの手続きと同じであった。すなわち、各参加者には、練習試行の後で、プレ課題の正解数を予測させ (R1)、その後、プレ課題を実施した。そして、その終了後、実験者は参加者にプレ課題の成績を参加者に伝え、それについての成功感を尋ねた。さらに、次のポスト課題での予測正解数も尋ねた (R2)。次に、TC 群の参加者には、課題内容

の不備をタクトし、BP群の参加者には、参加者の行動に問題があったとするルールを呈示した。これらの言語刺激の呈示の後で再び、参加者に次のポスト課題での予測正解数も尋ね、報告させた(R3)。R3の後で、ポスト課題に従事してもらい、その結果を実験者はフィードバックし、その結果についての成功感和次の課題（実際には行われなかった）での予測正解数を参加者に報告させた(R4)。これで実験終了とし、各参加者には、実験についてのデブリーフィングを実験1と同様に行った。

結 果

予測正解数について

TCタクトとBPルールの言語刺激が、参加者の予測正解数の報告にどのように影響したのかを調べるために、各報告機会に両群の参加者が報告した予測正解数の平均値（平均予測正解数）を図5に示した。

図5が示すように、どちらの群も、解答困難なプレ課題を経験し、その正答数をフィードバックされた後は、ポスト課題に対する予測正解数を少なくした。すなわちTC群は、プレ課題とその成績のフィードバックを受けると、ポスト課題に対

する予測正解数を7.4から1.9に減少させた。BP群も同様に、予測正解数を4.7から1.1に減少させた。TCタクトを受けると、TC群はポスト課題に対する予測正解数を1.9から2.9に増加させた。一方、BPルールを呈示されたBP群のポスト課題に対する予測正解数は1.1から1.0とほとんど変化しなかった。最後に、ポスト課題の後で次の課題（実際には受けなかった）に対する予測正解数を尋ねた結果、TC群はポスト課題の前後で予測正解数を2.9から5.7に増加させ、BP群も1.0から3.9に増加させた。

上記の結果を、プレ課題前後、そして言語刺激呈示前後、さらにポスト課題前後のそれぞれの段階で、両群における平均予測正解数の変化が統計的に有意であるのかどうかを検定した。

まず、プレ課題前後の結果について、群（TC群とBP群）×プレ課題前後（プレ課題前と課題後）の2要因の対応なし×対応ありの分散分析を行った。その結果、平均予測正解数はプレ課題前後で有意差が見られたが ($F(1, 12) = 14.305, p < .01$)、群間で有意な差はなく、交互作用も有意でなかった。群間で有意な差がなかったことから、両群の参加者は均質であると言える。そして、両群の参加者はいずれもプレ課題を受けた後

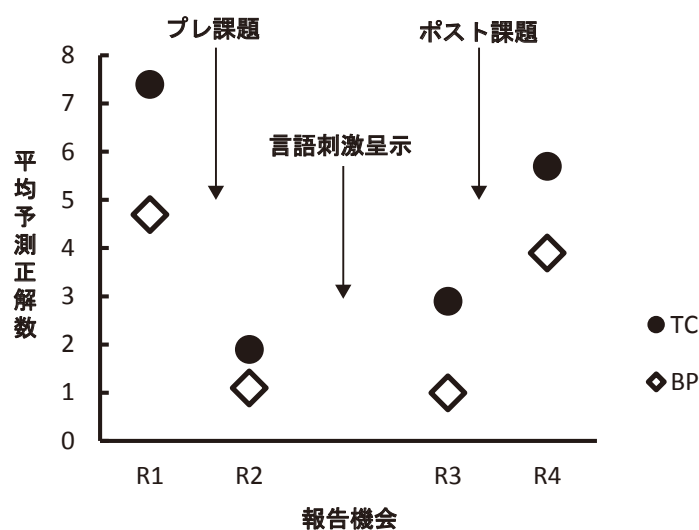


図5. TC群とBP群における平均予測正解数

に予測正解数を減少させたと言える。

次に、各言語刺激の呈示前後の結果について、群（TC群とBP群）×言語刺激呈示前後（言語刺激呈示前と呈示後）の2要因の対応なし×対応ありの分散分析を行ったところ、平均予測正解数は群間で有意 ($F(1, 12) = 7.254, p < .05$) であり、さらに言語刺激呈示前後で有意傾向 ($F(1, 12) = 4.50, p = .055$)、さらにまた、群×言語刺激呈示前後の交互作用が有意であった ($F(1, 12) = 8.0, p < .05$)。そこで、単純主効果の検定を行ったところ、TCタクトの呈示前後 ($F(1, 12) = 12.25, p < .01$) と、言語刺激呈示後における各群の平均予測正解数 ($F(1, 12) = 11.27, p < .01$) に有意な差が見られた。したがって、TC群の参加者は、TCタクトを受けた後に予測正解数を有意に増加させた。

最後に、ポスト課題前後の結果について、群（TC群とBP群）×ポスト課題前後（ポスト課題前と課題後）の2要因の対応なし×対応ありの分散分析を行ったところ、平均予測正解数は群間で有意 ($F(1, 12) = 7.567, p < .05$) であり、さらにポスト課題前後で有意 ($F(1, 12) = 36.363, p < .01$) であった。群×ポスト課題前後の交互作用は有意ではなかった。この結果から、全ての参

加者の平均予測正解数は、ポスト課題後に増加したが、特にTC群の参加者の方が、BP群の参加者よりも有意に多くの正解を予測したと言える。

平均予測正解数の結果について整理する。まず、解答困難な課題を経験すると、すべての参加者は、次の課題に対する予測正解数を減少させた。その後、TCタクトによる言語刺激を呈示された群ではその数を増加させ、BPルールを呈示された群では減少させたままであった。それから解答容易な課題を経験すると、すべての参加者は次の課題（実際は行われていない）への予測正解数を増加させた。しかし、BPルールを受けた参加者の増加はTCタクトを受けた参加者の増加と比べて多くはなかった。この結果から、本実験の場合、解答困難な課題に従事した結果としてのLHは、予測正解数という行動指標で現れたと言えるだろう。そしてこのLHは、TCタクトのように課題に問題があるという内容のタクトによる言語刺激に修正されるが、BPルールのように解答者の行動に問題があるとするルールでは参加者が解答容易な課題で正答する経験をして、TCタクトを受けた参加者ほどには修正されないとと言える。

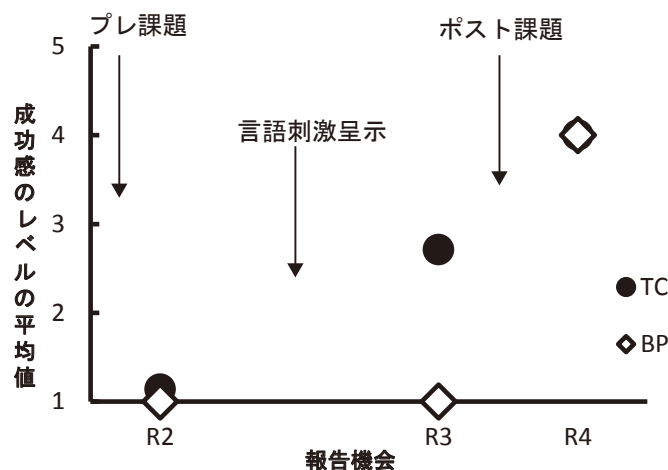


図6. TC群とBP群における成功感のレベルの平均値

成功感のレベルについて

次に、成功感のレベルの結果について述べる。二つの言語刺激が、計算課題の正解数に対する参加者の成功感のレベルにどのように影響したのかを調べるために、参加者が成功感のレベルを報告したR2とR3、そしてR4における、両群の成功感のレベルの平均値を図6に示した。

図6が示す通り、どちらの群も、解答困難なプレ課題を経験し、その正答数をフィードバックされた後は、実験Iと同じようにプレ課題に対する成功感のレベルが低かった。TC群のプレ課題では1.1、BP群のプレ課題では1.0であった。その後、各言語刺激を呈示されると、プレ課題に対しての成功感のレベルは、TC群の場合、1.1から2.7に増加し、BP群の場合、言語刺激の呈示前後は1.0で変化がなかった。また、参加者が解答容易なポスト課題を経験し、その正答数をフィードバックされた後は、両群ともにポスト課題に対する成功感のレベルが増加した。TC群の場合、ポスト課題を経験すると2.7から4.0に増加し、BP群の場合、1.0から4.0に増加した。

成功感のレベルの変化について統計的な検定を行った。まず、異なる言語刺激を呈示されたことによって、両群がプレ課題の成果に対する成功感のレベルを変化させたかどうかを検定するために、群（TC群とBP群）×言語刺激呈示前後（言語刺激呈示前と呈示後）の2要因の対応なし×対応ありの分散分析を行ったところ、成功感のレベルは群間で有意（ $F(1, 12)=29.824, p<.01$ ）であり、さらに言語刺激呈示前後で有意（ $F(1, 12)=27.923, p<.01$ ）、さらにまた、群×言語刺激呈示前後の交互作用が有意であった（ $F(1, 12)=27.923, p<.01$ ）。そこで、単純主効果の検定を行ったところ、TCタクトの呈示前後（ $F(1, 12)=55.85, p<.01$ ）と、言語刺激呈示後における各群の成功感のレベル（ $F(1, 12)=36.00, p<.01$ ）に有意な差が見られた。したがって、TC群の参加者だけが、TCタクトを受けた後に成功感のレベルを高めたと言える。つまり、TCタク

トの呈示は成功感のレベルを上昇させるが、BPルールへの呈示は、成功感のレベルを変化させないと言える。

次に、ポスト課題経験後の成功感のレベルの変化を検定した。群（TC群とBP群）×ポスト課題前後（ポスト課題前と課題後）の成功感のレベルの変化について、2要因の対応なし×対応ありの分散分析を行ったところ、成功感のレベルは群間で有意（ $F(1, 12)=6.353, p<.05$ ）であり、さらにポスト課題前後で有意（ $F(1, 12)=67.500, p<.01$ ）であった。さらに群×ポスト課題前後の交互作用も有意（ $F(1, 12)=10.800, p<.01$ ）であった。そこで、単純主効果の検定を行ったところ、TCタクトの呈示前後（ $F(1, 12)=12.15, p<.01$ ）も、BPルールの呈示前後（ $F(1, 12)=66.15, p<.01$ ）も、成功感のレベルは有意に上昇した。この結果から、すべての参加者における成功感のレベルは、ポスト課題後に増加し、どちらの群の参加者も全員が同じ程度まで上昇させた。

成功感のレベルの変化をまとめる。解答困難な課題を経験すると、すべての参加者の成功感のレベルはほとんど最低であったが、TCタクトを受けた参加者は、成功感のレベルを高めた。しかし、BPルールを呈示された参加者は高めなかった。しかし、実際に解答容易な課題を経験すると、TCタクトを受けた参加者はさらに成功感を高めた。一方、BPルールを受けた参加者も成功感のレベルを高め、そのレベルはTCタクトを受けた参加者と同じ数値になった。

この結果は、予測正解数の結果と対応するが、BPルールを受けた参加者の結果が異なる。予測正解数の場合、BPルールを受けた参加者の予測は解答容易な課題を受けて正解数が増えても、TCタクトを受けた群ほどには次回の課題（実際には実施されなかった）への予測正解数を高めなかった。しかし成功感のレベルの場合は、どちらの言語刺激を呈示された参加者も同じレベルまで成功感を高めた。二つの反応指標におけるこの違いは、予測正解数が次の課題に対する予測である

のに対して、成功感のレベルはすでに経験した前の課題に対する反応指標であるという違いによるものと思われる。そうであれば、解答できなかったのは参加者の行動の問題であるというBPルールが二つの反応指標に及ぼす効果、すなわち、これからの課題に対する予測という反応指標への効果と、すでに終わった課題における成功感のレベルという反応指標への効果は異なると言えるだろう。言い換えると、成功感のレベルはBPルールよりも直接体験した結果によって影響を受ける反応指標であるのに対して、未経験の課題に対する予測はBPルールの影響を強く受ける反応指標であると言えるだろう。そうであれば、解答困難な課題によって生じたLHの原因が、参加者の行動の問題であると伝えられると、たとえその後で解答容易な課題を経験して成功感のレベルを高めても、参加者自身の、将来の課題に対する行動の予測を改善させるには至らないと言えるだろう。

ポスト課題の正答数について

次に、二つの言語刺激が解答容易なポスト課題の正答数にどのように影響したのかを調べるために、各言語刺激を呈示された後のポスト課題の平均正答数を図7に示した。

図7が示すように、TCタクトを受けた参加者のポスト課題における平均正解数は5.4であり、BPルールを呈示された参加者は4.7であったので、平均正答数は前者の方が多かった。しかし、この差は統計的に有意ではなかった。このことから、解答容易な課題における正答数に及ぼす二つの言語刺激の効果の違いは明らかではなかった。

結果のまとめ

実験Ⅱの結果をまとめると次のようになる。実験Ⅱの目的は、解答困難な計算課題に女子大学生が従事した後で、彼女らの行動の問題を記述したBPルールと、課題の問題を記述したTCタクトを彼女たちに言語刺激として呈示して、それぞれの言語刺激が後の解答容易な計算課題に対する彼女らの予測正解数や成功感のレベルの変化にどのような影響を及ぼすのかを、群間比較実験計画法を用いて調べることだった。その結果、実験Ⅰと同じ結果が得られた。すなわち、解答困難な課題を経験すると、参加者は、その課題に対する成功感のレベルを低く報告し、その後の課題に対する予測正解数を少なくした。そこでTCタクトの言語刺激を呈示すると、参加者は前の課題に対する成功感のレベルを高め、次の課題に対する予測正解数を増加させたが、BPルールの場合、その変化

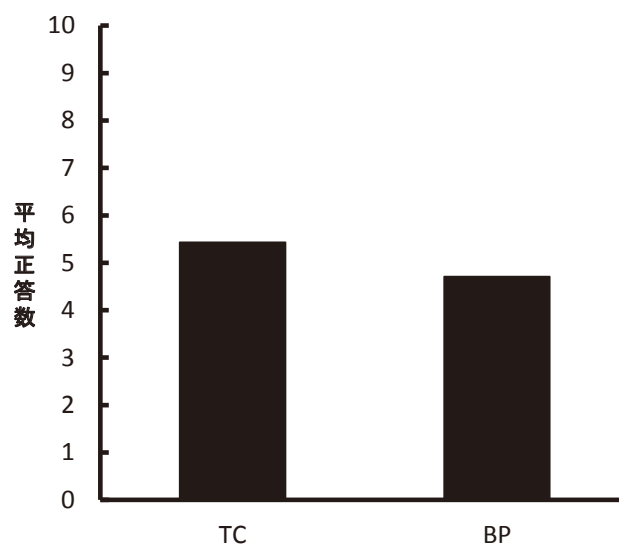


図7. TC群とBP群における平均正答数

はなかった。それから、参加者が解答容易な課題を経験すると、どの参加者もその課題に対する成功感のレベルを課題遂行前と比べて高め、次回の課題（実際には実施されなかった）に対する予測正解数を増加させた。その増加は、TCタクトの言語刺激を呈示された参加者の方が、BPルールを呈示された参加者の方より多かった。このように、二つの言語刺激が参加者の成功感とか予測正解数といった行動指標に及ぼす効果はある程度確認されたが、解答容易な課題における正答数という行動指標に対する二つの言語刺激の効果の違いは明らかではなかった。

考 察

実験Ⅱにおいても、参加者の成功感のレベルや予測正解数といった主観的な反応指標で見ると、LHが起り、それに対する二つの言語刺激による効果は明らかに異なっていた。しかし、ポスト課題における実際の正答数という客観的な反応指標においては、二つの言語刺激による効果の違いは見られなかった。前の課題に対する成功感のレベルも、次の課題に対する予測正解数もいずれも主観的な反応指標であり、これらの指標でLHが起り、そしてそれらの指標でのみ言語刺激の違いの効果が表れたことは、人を対象にしたLH実験に特有な現象であるかもしれない。動物実験の場合、被験体の強化履歴をある程度統制できるが、荒木（2000）や本実験の場合、大学生という参加者のこれまでの強化履歴を統制することは困難であるからである。また、実験に臨む参加者の内的な言語行動などが各参加者の行動に影響した可能性がある。参加者の内的な言語行動とは、例えば、「実験者はこの課題について、大学生なら十分に解答できると教示したが、実際のところは解答困難な問題なのではないか」といったものである。実際、実験で用いた二つの言語刺激の効果がこれらの言語に関わる主観的な行動指標で確認された以上、人を対象にした実験では、言語行動の介在が強く結果に影響すると言えるだろう。そ

のため、人を対象にしたLHの実験では、参加者や実験者の言語行動の統制をきちんと行う必要があると考える。

全体考察

本研究では、解答困難な計算課題の経験による、女子大学生の主観的行動指標のLHに対して、課題内容に問題があったとするタクトの言語刺激と、参加者の課題従事行動に問題があったという言語刺激であるルールを呈示することが、課題に対する参加者の行動にどのような効果を持つのかを調べた。問題とした反応指標は、課題に対する予測正解数や成功感といった主観的な反応指標と、課題の正答数という客観的な反応指標であった。二種類の言語刺激の効果を、参加者内比較（実験Ⅰ）と群間比較（実験Ⅱ）によって調べた。二つの実験の結果、実験Ⅰと実験Ⅱのどちらにおいても同じ結果が得られた。すなわち、解答困難な課題を経験し、その正答数がフィードバックされると、参加者たちはその課題に対する成功感のレベルを低く報告し、その後の課題に対する予測正解数を少なくした。そこでTCタクトを受けると、参加者は前の課題に対する成功感のレベルを高め、次の課題に対する予測正解数を増加させた。一方、BPルールが呈示された場合、その効果はなかった。その後、解答容易な課題を経験すると、すべての参加者はその課題に対する成功感のレベルを、課題遂行前と比べて高めたが、次回の課題に対する予測正解数はTCタクトを呈示された参加者の方が、BPルールを呈示された参加者よりも多く増加させた。

上記の結果をもとに、本研究の問題について以下に論じる。二つの言語刺激の効果に違いがみられたのは、あくまでも予測正解数と成功感のレベルという参加者たちの主観的な反応指標であり、客観的な反応指数である実際の正答数では効果の違いは見られなかった。そうであれば、解答困難な課題を受けて生じるLHは、課題に問題があつて解答者の行動に問題はないと告げられると解消

されるが、解答者の行動に問題があると告げられると解消されないと結論する前に、考慮すべき問題が二つある。

一つは、本研究の参加者たちの計算問題における強化履歴の統制である。参加者たちはこれまでに多くの計算問題を解いてきて、またその解答に対する強化経験も多様で豊かであろうと思われる。このような強化履歴の多様性によって、「自分は計算課題が得意だ」と考えていた参加者もいたであろうし、逆に苦手だと考えていた参加者もいたであろう。そのような強化履歴に基づく参加者たちの言語行動が本実験では統制されていなかった。本研究で、二種類の言語刺激によるLHの効果の違いが解答容易な課題の正答数の上で現れなかったのは、この統制の問題によるかもしれない。今後、計算課題に対する参加者たちの強化履歴をどのように統制するか、検討する必要がある。

もう一つの問題は、実験者から呈示された言語刺激と参加者の強化履歴の相乗効果である。特にBPルールを受けた参加者の場合、そのような相乗効果が考えられる。BPルールを受けた参加者は、解答容易なポスト課題で正答を経験したしたにもかかわらず、そしてそれに対して成功感のレベルを高めたにもかかわらず、次の課題の予測正解数をなぜ高めなかったか、その理由として上記の相乗効果が考えられる。例えば、計算問題が苦手な参加者（計算問題での強化経験が乏しい参加者）の場合、実験者からBPルールを呈示されると、自分の解答行動の問題を、TCタクトを受けた場合と比べて、より深刻にとらえたかもしれない。BPルールを呈示された参加者の場合、LHはBPルールによるものだけでなく、解答困難な課題の遂行時によって生じた参加者自身の言語行動（これまでの計算課題に対する強化履歴）によるものも考えられる。つまり、BPルールの参加者の場合、実験者から呈示された言語刺激と参加者の強化履歴の嫌悪的な相乗効果が生じた可能性がある。一方で、実験者が呈示した言語刺激を偽

の言語刺激と思った参加者もいたかもしれない。特に、計算課題への取り組みが過去に頻りに強化されたことのある参加者なら、実験者が呈示したBPルールは偽の言語刺激と思ったかもしれない。これもある意味で、実験者から呈示された言語刺激と参加者の強化履歴の相乗効果の可能性が考えられる。いずれにしても、このような相乗効果の可能性は今後検討される必要があるだろう。

最後に、本研究の実験手続き上の問題について述べる。

一つは、他者の言語刺激を呈示しない統制群を設けなかったことである。TCとBPの二つの言語刺激の効果を正確に検討するには、本研究の目的と無関係な言語刺激が呈示される統制条件あるいは統制群を設けるべきであったと考える。

二つ目は、実験手続きの指示で、「できるだけ多くの問題に解答するように」と実験者が指示したために、解答困難な問題を1問しか経験しなかった参加者がいたことである⁶。したがって、参加者によって経験した解答困難な課題の問題数が異なり、これによって課題に対する嫌悪程度が参加者間で異なった可能性がある。解答困難な課題を1問だけ経験した参加者と、2問経験した参加者とでは、LHのレベルは異なると思われる。LHに及ぼす言語刺激の効果について検討するには、先行場面での経験する課題に対する嫌悪程度を、すべての参加者間で統一する必要があるだろう。

人を対象にした今後のLHの研究では、上記の問題を考慮しながら、他者によるものだけでなく、参加者自身によるものも含む言語刺激が、人のLHに及ぼす効果を十分に調べていく必要があるだろう。

脚 注

1. 論文の一部は、日本行動分析学会第32回年次大会で発表した。
2. 本研究は、行動分析学の視点に基づくLHの研究である。そのため、ここで述べる言語行動は、行動分析学の視点で定義される言語行動である。すな

わち、同じ言語を共有する他者のオペラント行動によって強化されるオペラント行動である（杉山ら、1998）。このような言語行動は、人以外の動物では見当たらないとされている。

3. ここで筆者が「教示」という言葉を用いたのは、荒木（2000）が、参加者の課題の取り組みに関するフィードバックを教示と表現していたためである。本研究における言語刺激の呈示は、荒木（2000）における教示に相当する。
4. プレ課題には実際のところ解答可能な問題も含まれていたが、TCタクトでは参加者に全問解答不可能であったと伝えた。この報告は虚偽になるかもしれないが、参加者全員が解答できなかったの、実質的にこのタクトは間違いではなかった。
5. 脚注4同様、この報告は虚偽になるかもしれないが、参加者全員が解答できなかったの、実質的には間違いではなかった。
6. 実験ⅠでもⅡでも本研究の参加者によって経験された解答困難な問題数は、最大で2問であった。

謝 辞

本実験についてご助言をくださった佐久間崇氏、竹内友紀子氏の両氏に深く感謝いたします。そして本実験に参加してくださった方々に心から御礼申し上げます。

引用文献

- 荒木友希子（2000）. 教示による原因帰属の操作が学習性無力感に与える効果 心理学研究, **70**, 510-516.
- Hiroto, D. S. (1974). Locus of control and learned helplessness. *Journal of Experimental Psychology*, **102**, 187-193.
- Oliveira, E. C. & Hunziker, M. H. (2014). Longitudinal investigation on learned helplessness tested under negative and positive reinforcement involving stimulus control *Behavioural Processes*, **106**, 160-167.
- 大芦治・青柳肇・細田一秋（1992）. 学習性無力感と帰属スタイルに関する研究 教育心理学研究, **40**, 287-294.
- Overmier, J. B. & Seligman, M. E. P. (1967). Effects of Inescapable Shock upon Subsequent Escape and Avoidance Responding. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **63**, 28-33.
- Pierce, W. D. & Cheney, C. D. (2013). *Behavior Analysis and Learning*. 5th Ed. NY: Psychology Press.
- 杉山尚子・島宗理・佐藤方哉, マロット R. W. ・マロット M. E. (1998). 行動分析学入門産業図書

付 録

常磐大学大学院人間科学研究科博士課程 (後期) 学事記録

2013年 4月3日 入学式
入学生： 0名
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月19日 秋セメスター入学式
入学生： 0名
2014年 3月20日 学位授与式
学位取得者：0名

常磐大学大学院被害者学研究科博士課程 (後期) 学事記録

2013年 4月3日 入学式
入学生： 1名
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：-名
9月19日 秋セメスター入学式
入学生： 0名
2014年 3月20日 学位授与式
学位取得者：-名

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録

2013年 4月3日 入学式
入学生： 6名
9月19日 春セメスター学位授与式
修了者： 0名
9月19日 秋セメスター入学式
入学生： 0名
2014年 3月20日 学位授与式
修了者： 6名

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録

2013年 4月3日 入学式
入学生： 2名
9月19日 春セメスター学位授与式
修了者： 3名
9月19日 秋セメスター入学式
入学生： 1名
2014年 3月20日 学位授与式
修了者： 2名

常磐大学大学院コミュニテイ振興学研究科修士課程学事記録

2013年 4月3日 入学式
入学生： 0名
9月19日 春セメスター学位授与式
修了者： 0名
9月19日 秋セメスター入学式
入学生： 0名
2014年 3月20日 学位授与式
修了者： 3名

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程修了者修士論文要旨

[修了者]

春セメスター

※該当者なし

秋セメスター

氏名	修士論文題目	研究指導教員
神代 嗣雄	催眠が自己効力感に及ぼす影響について — 抑うつへの予防的アプローチを考えて —	水口 進
下山田 理絵	就労支援施設における職員と研究者の協議がダウン症の利用者に対する職員の関わり行動にもたらす効果	水口 進
中野谷 愛	対面場面での自己開示とインターネット場面での自己開示の比較および自尊感情との関連の検討	濱崎 武子
野崎 一太	児童虐待が子どもの規範意識と道徳性の発達へ及ぼす影響について	濱崎 武子
森田 ひろみ	犯罪被害者支援における援助者の共感疲労・共感満足とメンタルヘルスの関連性 — 質問紙調査を通して —	濱崎 武子
舟山 希	予期的後悔や衝動性が損失回避傾向に及ぼす影響 — 意思決定場面におけるサンクコスト効果の観点から —	濱崎 武子

催眠が自己効力感に及ぼす影響について

— 抑うつへの予防的アプローチを考えて —

神 代 嗣 雄

要 旨

現在、日本ではうつ病の患者が増加している。うつ病を診断するために使用される2項目質問紙法では、最初の2つの質問である“抑うつ気分”と“興味・喜びの喪失”の2項目が揃っていれば、9割がうつ病という報告がなされており、うつ病において抑うつが大きな要因の1つであることがわかる。社会人になってからうつ病になる可能性を予測できる因子として大学生時代の抑うつが挙げられる。大学生時代に抑うつを経験した人が後にうつ病になることが多いとされている。特に抑うつ経験をしやすい世代である大学生に対して、抑うつに対する予防的なアプローチが必要だとされており、予防的な観点から大学生の抑うつを低減できるプログラムを作成する必要性が言われている。また、女性は男性より抑うつを経験しやすいことから、女子大学生を対象とした抑うつへの対処方法を教える予防的なプログラムを作成する必要性が言われている。

抑うつの人には、一般的に自己効力感が低いとされ、高い自己効力感を持つことで、抑うつを低減することができることが先行研究で言われており、抑うつを治療・予防する際に、自己効力感を高めることが有効だとされている。

自己効力感を高める方法の一つに催眠が挙げられる。催眠の事例研究では、催眠が自己効力感を高めることが報告されているが、科学的に実験を使用して検討した研究はない。そのため、催眠状態に入ることによって自己効力感が変化しているのか、暗示によって自己効力感が変化しているのかわかっていない。

そのため、本研究では、自己効力感を高めるとされる自我強化法を使用して自己効力感を高めることで、抑うつを低減させることができるのかを検証することを目的とする。仮説は、①催眠に導入しただけでは、ベースライン評価と介入時で自己効力感に変化は見られない。②催眠暗示を使用することで、ベースライン評価と比較して介入時は自己効力感が高くなる。③自己効力感が高まることで抑うつが低減されるとした。

具体的には、X年7月～8月にA県内の大学生18名の中から、被暗示性が中・高群の研究参加者を選定するため、スタンフォード臨床催眠尺度を使用して、予備実験を行なった。その結果、18名中8名の被暗示性が中・高群であったため、8名に実験への参加を依頼した。

X年8月～12月に予備実験で被暗示性が中・高群であった女子大学生6名 ($M=21.33$, $SD=1.86$) を実験群と統制群の2群に無作為に割振り分け、参加者間マルチベースラインデザインを用いて実験を行った。両群に催眠誘導・リラクゼーション暗示を行なった後、実験群のみ5回目に深化法・自我強化法 (Aladdin, 2008) を使用して介入を行った。各研究参加者でベースライン評価を行った後、5回の催眠誘導を行い (内介入1回)、1ヶ月後にフォローアップ評価をとった。

分散分析を用いて結果を分析したところ、自己効力感は、統制群・実験群ともにベースライン評価と介入後・フォローアップ評価で差が見られなかった。統制群と実験群の介入後の自己効力感の得点においても差は見られなかった。抑うつは、統制群ではベースライン評価と介入後・フォローアップ評価で差が見られなかった。しかし、実験群ではベースライン評価と介入後の間で有意傾向、ベースライン評価とフォローアップ評価の間で有意差が見られ、抑うつが低下がみられた。

以上の結果から、催眠導入や催眠暗示で自己効力感に変化を与えることはできないが、催眠暗示を使用す

ることで、抑うつを低減できることが明らかとなった。

キーワード：催眠・自己効力感・抑うつ・女子大学生

就労支援施設における職員と研究者の協議がダウン症の利用者に対する職員の関わり行動にもたらす効果

下山田 理 絵

日本では、障害者への就労支援として就労訓練を行っている。就労訓練では、障がい者（以下「利用者」）の行動問題により、当人やその他の利用者の訓練従事が妨げられることがある。このような場合、行動分析学を専門とする研究者と施設職員が協同体制を組んで利用者に対して適切な関わり方を実践することで、利用者の行動問題が改善したことが報告されている。しかし、これまで職員と研究者の協同体制のなかでも、両者の協議が、利用者に対する職員の適切な関わり行動を促したかどうかは検討されていなかった。本研究は、職員と研究者の協議によって、利用者の行動問題が明らかになるかどうかと、職員の適切な関わり行動が促されるのかどうかを検討するために行われた。

参加者は、施設職員1名、利用者1名、研究者1名であった。独立変数は、利用者と職員の行動の機能的アセスメントと、アセスメント後に行った研究者と職員の協議だった。特に、後者の変数の効果をみるために、協議が行われた条件と協議が行われなかった条件を操作交替デザインで設定した。従属変数は、利用者に対する職員の関わり行動だった。さらに、これに関連する変数は、利用者の作業従事行動と逸脱行動だった。

機能的アセスメントの結果、介入前、職員は利用者の作業従事行動には賞賛せず、逸脱行動には注目をしていたことが分かった。そのため、利用者の逸脱行動が頻繁に生じていることが推測された。そこで、研究者が利用者の作業従事行動を賞賛すると、利用者の作業従事行動は促され、逸脱行動が低減することがわかった。

この結果をもとに協議が行われるようになると、職員は、利用者が作業に従事しているときに言語賞賛をするようになった。協議が行われなかったときはそうではなかった。利用者の行動は、協議が行われた時は作業従事行動が持続したが、協議が行われなかった時はその逆であった。最後に行われたフォローアップでは、協議の効果は認められなかった。

これらの結果から、研究者と職員の協議が行われれば、職員は利用者に対する適切な関わり行動を実行し、それによって利用者の問題行動は低減することがわかった。

キーワード：施設における就労訓練・職員と研究者による協議・利用者に対する職員の関わり行動・機能的アセスメント・行動分析学

対面場面での自己開示とインターネット場面での自己開示の比較 および自尊感情との関連の検討

中野谷 愛

現代の青年の友人関係の特徴として、自己の内面を開示する行動である「自己開示」を避ける傾向が指摘されている。そのような青年は、周囲の友人関係から孤立するのではないかと危惧され、パーソナリティの健康を表す指標である自尊感情を低めているとされる。

そこで本研究の目的として、青年が肯定的な自尊感情を抱くことができるようになるための自己開示の手段として、インターネット場面（以下「ネット場面」）での自己開示に着目し、対面場面での自己開示とネット場面での自己開示に違いが見られるのか、また、自尊感情との関連が見られるのかについて検討することとした。

方法として、質問紙調査と聞き取り調査を実施した。質問紙調査は、A県内の大学生に実施し、不備があるものを除いた267名を分析対象とした。聞き取り調査は、自由意思で参加してくれた1名に対して半構造化面接を実施した。質問紙は、①フェイスシート、②対面場面での自己開示質問尺度、③対面場面での自尊感情尺度、④ネット場面での自己開示質問尺度、⑤ネット場面での自尊感情尺度から成っていた。

本研究の結果について、対面場面での自己開示とネット場面での自己開示を2要因分散分析によって比較すると、自己開示の全15側面全てで、対面場面での自己開示の方が自己開示が多く行われていたことがわかった。

また、両場面での自己開示と自尊感情との関連について、ピアソンの積率相関係数を求めた。結果、対面場面での自己開示と自尊感情との間にはやや強い正の相関が見られた。次に、ネット場面での自己開示総得点と自尊感情との間には相関はなかったが、ネット場面として設定したmixi場面では、「うわさ話」側面との間に弱い正の相関が、Facebook場面では、「知的側面」と「志向的側面」との間に弱い正の相関が見られた。

聞き取り調査では、両場面において、自己開示を行った後、「すっきりした」といった感情浄化機能や、「もやもやがとれた」、「一度投稿したものを見返し、振り返る」といったような自己明確化機能、あるいは明確化につながる行動をしていたことが語られた。

考察として、ネット場面での自己開示は、対面場面よりも自己開示の量は少なかったが、知的側面や志向的側面といった自己の考え方に関するような側面と自尊感情との間に有意な正の相関が見られたことや、聞き取り調査で、対面場面での自己開示と同様に感情浄化機能や自己明確化機能が働く可能性が示唆された。このことから、ネット場面での自己開示は、対面場面での自己開示に近い機能を持ち、ネット場面で自己開示を行うことが自尊感情を高めることにつながる一つの可能性があることが示唆された。

キーワード：自己開示・自己開示側面・対面場面・インターネット場面・自尊感情

児童虐待が子どもの規範意識と 道徳性の発達へ及ぼす影響について

野 崎 一 太

問題 児童養護施設に入所している虐待体験のある児童を対象にした研究では、「社会性の問題」、「非行的行動」、「攻撃的行動」、「他者に対して挑発的」、「不平不満が過剰」などの問題行動があることも指摘されている（坪井，2005；八木・中村・万代・塩見，2011；大原・楡木，2008）。また、田中（2006）によると非行や触法行為を行ってしまうケースも多いことを報告している。このことから、虐待体験のある児童が虐待環境にさらされたことで、コミュニケーションや対人関係におけるスキルが未獲得であったり、親や養育者の誤った行動のモデルから誤学習が生じたりしたことによって、問題行動が生じていると考えられている。しかし、虐待体験のある児童の問題行動はスキルの未獲得や誤学習だけではなく、虐待環境の中で形成された誤った価値観や道徳観、規範意識の結果として、生じている可能性が考えられる。

目的 虐待体験が子どもの規範意識と道徳性の発達にどのような影響を及ぼすのか児童の個人特性と関連させて明らかにすること。また、虐待体験のある児童の起こす問題行動の有無が規範意識と道徳性の発達にどのような影響を及ぼすのか児童の個人特性と関連させて明らかにすることを目的とする。

調査場所 児童養護施設A、B、C、Dの4つの施設で実施した。

研究協力者 児童養護施設に入所している小学校3年生から6年生男女35名（平均年齢10.23歳； $SD=1.00$ ）であった。

用いた質問紙 児童についてはDefining Issues Test日本版と規範意識尺度、施設職員については入所児童に関する個人特性及び行動特性についての質問紙を実施した。

結果 道徳性の発達について、虐待の有無によって道徳性の発達段階の人数の偏りは有意でなかった ($\chi^2(5) = 7.50, n. s.$)。また、虐待体験のある児童の中の問題行動の有無によって道徳性の発達段階の人数の偏りは有意でなかった ($\chi^2(5) = 7.61, n. s.$)。児童の個人特性及び行動特性と道徳性の発達の関連については虐待体験の有無による比較や虐待体験のある児童の問題行動の有無による比較で道徳性の発達段階の人数の偏りが有意でなかった。規範意識については、虐待体験の有無による規範意識尺度の各指標で有意な差がみられなかった。また、虐待体験のある児童の中の問題行動有無による規範意識の各指標でも有意な差がみられなかった。児童の個人特性及び行動特性と規範意識の関連については虐待体験の有無による比較や虐待体験のある児童の問題行動の有無による比較で有意な差がみられなかった。

考察 虐待体験の有無によって子どもの道徳性の発達や規範意識に差がみられなかったことが明らかとなった。そのため、虐待体験のある児童は道徳性の発達が遅れておらず、規範意識も高いことが考えられた。つまり、子どもは虐待環境という日々不安定な生活や養育者からの不適切な関わりを受けて育てられたとしても道徳性は発達し、規範意識を身に付けることができると示唆された。

キーワード：児童虐待・問題行動・道徳性の発達・規範意識・児童養護施設

犯罪被害者支援における援助者の共感疲労・共感満足とメンタルヘルスの関連性

— 質問紙調査を通して —

森 田 ひろみ

1980年にPTSDの概念がDSM-Ⅲに採用されて以降、トラウマ体験者を援助する者もその二次的な影響を受けることが明らかになってきた。

Figley (1995) は、その著書の中で「There is a cost of caring. — ケアには代償がある — 」と述べ、援助者が受ける負の影響を共感疲労 (compassion fatigue) と提唱し「援助者がトラウマ体験者に共感的に関わり続けることによって身体的・情緒的に疲弊した状態」と定義した。

その一方、Stamm (2002) は、つらい体験をしながらも援助者が援助し続けるのはケアには代償だけでなく「ケアの報酬」もあるためとし、共感満足 (compassion satisfaction) の概念を提唱した。

本研究では、その活動形態を踏まえた共感疲労・共感満足の実態を明らかにすること、援助者の共感疲労・共感満足に何が影響しているのかを明らかにすること、共感疲労・共感満足と援助者のストレス反応との関連性を明らかにすること、を目的とし、認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク加盟組織で活動する援助者を対象に郵送による質問紙調査を行った。

その結果、援助者279名(回収率58.13%、有効回答率85.66%)からの協力が得られ、その8割近くが女性で、年代的には50代が最も多く、60代以降が援助者全体の過半数を占めていた。

また、援助者の共感満足の「潜在性が高い・非常に高い」は全体の1割にも満たさず、共感疲労の程度は「危険性あり」以上が全体の3割と、犯罪被害者支援の活動を行う援助者の共感満足は全体的に低く、共感疲労は同じ犯罪被害者支援の援助者を対象にした先行研究よりも高いという結果であった。

次に、共感満足・共感疲労に影響を与える要因について検討したところ、共感満足を高める要因は、援助者の年齢、性別(女性より男性)、援助者にトラウマ体験が無いこと、現場においてリーダー的な立場であること、周囲からのサポート体制があることが示唆された。逆に共感満足を低める要因として、経験が浅くボランティア活動に関する考えが明確でないこと、自身の活動に対して自省の気持ちが強いこと、が示唆された。そして、共感疲労を高める要因は、月当たりの活動時間数の多さ、援助者にトラウマ体験があること、現場においてリーダー的な立場であること、罪種、が示唆された。逆に共感疲労を低める要因として、周囲からのサポート体制があること、が示唆された。また、援助者の共感疲労が、援助者家族のイライラといった三次的ストレスを高める傾向があることも示唆された。

さらに、共感満足と共感疲労、それぞれの平均値を基準に高群・低群の4群に分け、日本版精神健康調査票GHQ28の得点で多重比較(Tukey法)を行った。その結果、「共感満足が高い場合は共感疲労が低くなることで精神的健康度が安定する」、「共感満足が低い場合は共感疲労が低くなることで精神的健康度が安定する」、「共感満足が高く共感疲労が低い場合は、共感満足が低く共感疲労が高い場合より精神的健康度が安定している」ことが、それぞれ5%水準で有意差が認められた。

キーワード：犯罪被害者支援・共感疲労・共感満足・援助者・Figley

予期的後悔や衝動性が損失回避傾向に及ぼす影響

— 意思決定場面におけるサンクコスト効果の観点から —

舟 山 希

本研究はサンクコスト効果 (sunk-cost effect) と呼ばれる認知バイアスに着目し、個人特性との関連を検討することを目的としたものである。サンクコスト効果とは、すでに投資されて回収不可能な過去の投資が、将来の意思決定に影響を与え、非合理的な選択をする傾向を強めることである。しかし、サンクコスト効果については、個人特性との関連や、どのような場面で強く機能するかは未だ明らかにされていないことが多い。特に、日本でのサンクコスト効果に関する研究は非常に少ないものとなっている。

本研究には、大きく3つの目的がある。第1に、意思決定場面において、日本の大学生にもサンクコスト効果が見られるのか検証した。第2に、意思決定に働く要因として予期的後悔や衝動性を取り上げ、これらがサンクコスト効果とどのように影響し合っているのかを明らかにすることを目的とした。予期的後悔が高いほどサンクコスト効果の働きが弱まり、衝動性が高いほどサンクコスト効果が強く働くのではないだろうかという仮説を立て、質問紙による調査を行った。第3に、意思決定シナリオに含まれる金額の差に着目し、合理的判断をしていた人が、どの程度サンクコストが含まれると非合理的な判断に切り替わるのかを検討することを目的とした。

これらを検討するために、本研究では、場面想定法による質問紙調査をおこなった。第1研究によって、日本の大学生においてもサンクコスト効果が見られるという仮説は支持された。また、第2研究の結果から、合理的判断をする傾向にある人の方が、非合理的な判断をする傾向にある人に比べて、衝動性が高いということが明らかにされた。これにより、非合理的な判断をする傾向にある人の方が、衝動性が高いという仮説は棄却された。また、サンクコストを含んだ意思決定場面において、非合理的判断をする傾向にある人は将来を予測したり、自分の判断に対して思慮不足と感じたりする傾向が高いことが示された。第3研究からは、金額が小さいほど、合理的判断から非合理的判断へ選択肢が切り替わる傾向が高まるという結果が得られた。このことから、過去に支払った費用が小さいほど、一度選んだ選択肢に固執せず、選択肢を切り替えやすいということが示唆された。

これまでの研究では、サンクコスト効果と個人特性の関連については検討なされてこなかった。そのため、サンクコストが含まれる意思決定場面において、予期的後悔や衝動性といった個人特性に着目し、サンクコスト効果に影響を与える要因についての示唆を得た点において、本研究は意義があると考えられる。

キーワード：意思決定・サンクコスト効果 (sunk-cost effect)・予期的後悔・衝動性

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程修了者修士論文要旨

[修了者]

春semester

氏名	修士論文題目	研究指導教員
大関 克弥	被虐待児童の意見表明権の確立について — 家事事件手続における手続代理人制度の活性化を通して —	富田 信穂
杉岡 正也	交通犯罪遺族への警察の対応の在り方に関する一考察	諸澤 英道
菅原 史子	ドメスティック・バイオレンスの被害者支援状況に関する一考察 — 日本、台湾、韓国を比較して —	藤本 哲也

秋semester

氏名	修士論文題目	研究指導教員
秋山 千明	ストーカー被害とその対策 — 大学生のアンケート調査からの一考察 —	藤本 哲也
稲垣 友徳	職場におけるハラスメント問題に関する一考察 職場のハラスメント防止基本法の制定に向けて	千手 正治

被虐待児童の意見表明権の確立について

— 家事事件手続における手続代理人制度の活性化を通して —

大 関 克 弥

要 旨

子どもの処遇を決定する家事審判手続のあらゆる場面において（例えば、親権喪失、親権者や監護権の決定、普通養子縁組に関連する審判等である。）、子どもに対し意見を表明する権利を保障することは、極めて重要である。なぜなら、子どもの意見を理解し、子どもの意見を踏まえた上で処遇を決定することにより、子どもの意見表明権を保障し、最善の利益を実現することになるからである。また子どもの意見表明権は我が国が批准している子どもの権利条約(12条)においても批准国が順守すべき事項として規定されているものである。

このように、家事審判手続において子どもの処遇を決定するにあたり、子どもの意見表明権は極めて重要であるが、子どもの意見表明権を担保する機能として、従前では、家庭裁判所において、家庭裁判所調査官の調査があった。しかし家庭裁判所調査官による調査では、子どもに対し不安感や不信感を抱かせてしまい、結果的に子どもの意見を拾い上げることができない場合が多く、実質的に子どもの意見表明権が十分に保障されていたとは言い難いという問題があった。

そこで、家事手続の場面で子どもの意見表明権をより実質化し、子どもの権利条約に定める子どもの意見表明権よりを実現させるために、従前の家事審判法を全面的に改正し、新たに家事事件手続法が制定されることになった。家事事件手続法では、子どもが実質的には当事者である事件について、弁護士が手続代理人となり、子どもができる全ての手続行為を行えることとなった。これによって、実質的に子どもの意見表明権を家事審判手続において保障されることとなったのである。

しかし弁護士は、これまで成人を主として手続行為を行なっていることから、子どもの手続代理人になるにあたり、子どもの意見を的確に聴取して審判に反映させたり、子どもに影響を及ぼす審判の状況や今後の見通しを的確に説明する知識や技能を持ち合わせていないと考えられる。

このような問題に対して、本論文では児童虐待にあった子どもの意見表明権を審判にどのように反映させるべきかを検討することを、弁護士が手続代理人として活躍するために子どもに対しどのように接触方法をすべきかを目的としている。さらに今後、子どもの意見表明権を子どもの処遇を決定する審判においてどのように拡充すべきなのかを検討することや、児童相談所や児童福祉施設等における子どもの意見表明権をどのように保障し、拡充させるべきなのかも併せて検討するものである。

キーワード：児童虐待・家事事件手続法・意見表明権・子どもの権利条約

交通犯罪遺族への警察の対応の在り方に関する一考察

杉 岡 正 也

論文要旨

本研究の目的は、犯罪被害者等、とりわけ交通犯罪遺族への警察の対応向上方策を明らかにすることである。交通犯罪遺族への警察による対応や支援の実態のみならず、「被害直後の警察による対応」「警察による情報提供」「警察の対応全体」についての評価とその要因、そして真に期待することを明らかにするために、インタビューガイドに基づいた半構造化面接調査を実施した。調査協力者は、配偶者又は子供を交通犯罪によって失った9名の交通犯罪遺族である。事件の発生は、情報提供制度の見直しが行われた1998年10月1日以降に限定した。

調査対象者の警察への評価は総じて否定的で、「被害直後の警察による対応」の評価が否定的な要因と考えられる回答としては、「被害に遭ったとき、すぐ支援を受けられるようにしてもらいたい」「直後、病院に行ったときに、一人ぼっちだったので、傍にいてほしかった」等があった。「警察による情報提供」の評価が否定的な要因と考えられる回答としては、「『捜査に支障』ということと『捜査上の秘密』と言われました」「被害者の手引きは渡されただけで、中身について説明も何もなかった」等があった。「警察の対応全体」の評価が否定的な要因としては、「捜査への不満や疑い」「不十分な初期支援」「警察官からの二次被害」等が考えられる。

さらに、データを精査し、KJ法を援用した分析を実施した。逐語記録から779個の【ラベル】を抽出した。抽出した【ラベル】は54個の《下位カテゴリー》を、《下位カテゴリー》は12個の〈中位カテゴリー〉を、〈中位カテゴリー〉の一部は3個の〔上位カテゴリー〕をグループ構成していた。中位カテゴリーは、〈不信感〉〈警戒心〉〈情報提供の実態〉〈捜査〉〈望ましい警察官像〉〈適切な対応〉〈心情〉〈信頼感〉〈適切な情報提供〉〈適正捜査〉〈警察官の態度〉〈交通死傷ゼロ〉となった。〈望ましい警察官像〉〈適切な対応〉〈適切な情報提供〉〈適正捜査〉〈交通死傷ゼロ〉の各中位カテゴリーを構成するラベルは、上位カテゴリー〔警察への期待〕を構成しており、以下の構図が見出された。

交通犯罪遺族の元々の警察への肯定的なイメージは、警察官の酷い態度によって消失し、情報提供の実態に「被害者は蚊帳の外」という現実を知り、捜査の実態や納得できない捜査結果に失望していた。情報提供の実態と警察官の酷い態度は不満・怒りに、遺族が不十分と感じる捜査は疑念に、不満・怒りと疑念は、警察に対する不信感につながっていた。反面、ひき逃げ犯人の行方を追い詰める「力強い警察」の姿を見聞きしたり、「温もりある警察」の対応を受けたり、「頼りになる警察」を体感する等、警察への「信頼感」につながる経験をした調査協力者もいた。「捜査の徹底による事件の真相究明」の要望は強く、民間調査会社を依頼する調査協力者もいた。

交通犯罪遺族は、「適切な対応」「適切な情報提供」「適正捜査」「交通死傷ゼロへの取り組み」「事件の真相解明と充実した被害者支援実現のための『高い意識』と『深い知識』のある『人間味溢れる警察官』」を期待していることが明らかになった。

キーワード：犯罪被害者支援・交通犯罪遺族・警察の対応の在り方・警察への期待・KJ法

ドメスティック・バイオレンスの被害者支援状況に関する一考察

— 日本、台湾、韓国を比較して —

菅原史子

論文要旨

2001年に「配偶者暴力防止法」が制定されてから10年余りが経過し、三度の改正を経て、被害者保護や支援の制度はより拡充が図られた。しかし警察庁のデータによると、2003年以降、DVの認知件数は増え続け、2012年には43,950件に達している。加害者はパートナーを支配するために、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力等を意図的に行っている。しかしDVは閉ざされたドアの向こうで起こるため、私たちが公の場でDV行為を目撃することはほとんどない。そのため多くのDV事件が潜在化・長期化しており、被害者が心身に受けるダメージは計り知れないほど大きい。

本論文の目的は、台湾や韓国のDV防止法や支援の状況を日本と比較した上で、現在の日本の法制度や被害者支援施策が抱える課題を提示し、これからのDV被害者支援施策を考察・提言することである。この三カ国を比較したのは、性別による固定的な役割分担意識が強いという共通の文化的土壌を持つこと、法制度の類似性が見られること、そして、三カ国のDV防止法がほぼ同時期に制定されていることに着目したためである。

DVの法制度や支援状況の調査にあたり、日本と台湾については文献調査及び現地調査を実施し、韓国については文献調査を行った。現地調査を行う前提として、DVの定義、被害者に与える深刻な状況、DV理論、及び東アジアに特徴的な家父長制度等について文献調査を行い、重点的に調査すべき事項の検討を行った。

台湾では、政府機関である内政部の家庭暴力及び性侵害防治委員会、及び民間団体である（財）勵馨社会福利事業基金会を訪問した。日本では、先駆的な取組を行っている久留米市協働推進部、岡山市男女共同参画相談支援センター、佐賀県DV総合対策センター、ウイメンズセンター大阪を訪問した。現地調査においては、DV被害者の支援状況や様々な取組を聴く中で、日本における今後の課題が浮かび上がってきた。台湾では、官民の連携体制やDV防止教育に対する熱意と創意工夫が強く印象に残り、日本でも同様の取組ができないか等を考えることができた。韓国に関しては、文献を精査して支援状況等が把握できた。特にOne-Stop型の支援に積極的に取り組んでいる姿勢には学ぶべき点が多いと感じられた。

DVの被害者支援を行うにあたって目指すべきところは、被害者が社会的リソースを活用して心身の傷を回復し、最終的には、被害以前と同レベルの社会生活を送れるようにすることである。そして被害者に対して途切れない支援を提供するためには、支援者、福祉サービスの提供者、その他関係機関の専門家が、互いに連携をとりながらそれぞれの役割を果たす必要がある。

以上の観点から、最後に、日本におけるこれからの被害者支援施策について、いくつかの提言を述べた。「配偶者暴力防止法」の改正についての提言、保護命令の改善、24時間ホットラインの開設、ワンストップサービス化の促進、外国人被害者への支援、及びDV防止教育の促進等である。とりわけ、小さい頃からの、暴力防止教育がDV根絶のために必要不可欠であると、筆者は結論づけている。

キーワード：ドメスティック・バイオレンス、家父長制、保護命令、ワンストップサービス、暴力防止教育

ストーカー被害とその対策

— 大学生のアンケート調査からの一考察 —

秋 山 千 明

要 旨

2011年12月の長崎ストーカー事件や2012年11月6日の逗子ストーカー事件をはじめとして、最近において、改めてストーカー被害が深刻な社会問題となっており、マスメディアによって盛んに報じられている。

ストーカー被害がわが国で問題となり、ストーカー規制法が制定されるきっかけとなった事件は「桶川ストーカー事件」であった。このストーカー被害者が現役の女子大生であったことから、改めて、警察庁のデータを調べてみたところ、わが国のストーカー事件の被害者で最も多い年代が、20歳代の女性であることが明らかとなった。先行研究においても、ストーカーの被害は20歳代が多いことが指摘されている。

そこで、このストーカー被害の多い年齢層に着目し、大学生によるアンケート調査を実施し、そのストーカー被害の実態を把握し、ストーカーに対する大学生のイメージと、もしストーカー被害を経験したら、どこへ（誰に）相談するかという仮定法による質問により、その調査結果から、いかなる施策がストーカー被害に対して必要であるかについて考察したいと考えた。調査方法は、東京都にある6つの大学の18歳から23歳の男女大学生に対するアンケートによる調査である。質問票への回答は無記名回答で実施した。有効回答は457人（男性283人、女性174人）であった。調査期間は2013年5月7日から2013年6月29日に実施した。

この調査では、ストーカー被害経験に関して、恋愛感情については触れずに、ストーカー行為をストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触するか抵触しないかを問わず、メールやSNSなどによる嫌がらせの行為等を含めた行為を受けたことがあるかどうかを尋ねるにとどめている。本調査はストーカー規制法の改正前に実施しており、メールによる嫌がらせなども規制の対象に入れるべきだと考え、改正の提言になればと思い、メールによる嫌がらせも質問項目に含めたからである。

また、ストーカーの類型と、ストーカー規制法の問題点についても調べた。現在、ストーカー規制法の施行から約13年が経過し、2013年6月26日には、漸く、拒む相手に電子メールを繰り返し送信することを禁じる改正ストーカー規制法が、衆院本会議で可決、成立したが、被害者対策の一新も求められている中、本研究の結果として、ストーカー被害の防止策や適切な支援策を構築する上での基礎資料となるのではないかとと思われる。

キーワード：ストーカー、ストーカー規制法、ストーカー被害、被害者の匿名化、
コンビニエント・サンプリング

職場におけるハラスメント問題に関する一考察 職場のハラスメント防止基本法の制定に向けて

稲垣友徳

論文要旨

本稿は、我が国の職場におけるハラスメント問題に関して記述するものであり、とりわけ、職場におけるハラスメントの定義の確立、ならびに職場におけるハラスメント被害者の保護及び支援に着目し、被害者の権利を含む、職場におけるハラスメント被害防止に関する法制度の確立に向けた提言を試みるものである。

我が国の職場におけるハラスメント問題は、現在は社会問題の一つとして理解されているものであり、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントとして論じられ、関係当事者全てにおいて不利益が生じるとの認識がなされている。その一方、ハラスメントに関連する現行法をはじめ、対ハラスメント施策、とりわけ、職場におけるハラスメント被害者の権利やハラスメント被害者の保護及び支援については不十分であると考えられる。

本稿では、職場におけるハラスメントの問題として、①「職場におけるハラスメント」の定義の不明確性、ならびに②職場におけるハラスメント当事者の処遇の二点を提起し、論じている。

①について、本稿では、我が国においては、職場におけるハラスメントについて規定された法令は限定的であり、セクシュアルハラスメントについて規定された現行の男女雇用機会均等法及びこれに基づく厚生労働省指針、労働契約法における使用者側の安全配慮義務の規定等が存在するにすぎないことを問題視する。すなわち、職場におけるハラスメントの定義（行為類型の明記等を含む）について、包括的に規定された法令は存在しない。このため、ハラスメントと思われる事案が発生した場合、当該行為がハラスメントに該当するか否かについて判断できない場合も考えられ、それぞれが不利益を被っていると指摘する。

②について、本稿では、ハラスメント被害者が関係当事者の中でもとりわけ、弱い立場にあるとの認識の基に、ハラスメント被害者の置かれている状況等について言及している。その上で、ハラスメント被害者が対抗できる法的手段としては、労働法の適用等、民事による対応が中心であり、それらは、ハラスメント被害に遭遇してからの対抗手段であるという、いわば事後的なものが中心であり、ハラスメント被害者の被害が深刻化した後の対応であると指摘する。

これらの問題への対策として、本稿では、ハラスメントの事前予防として、「法」による対策が重要であると指摘し、「職場のハラスメント防止基本法」の制定に向けた前段階としての「権利宣言」について提言を試みる。権利宣言に含まれる権利は、被害者に対して保障されるべき権利であり、被害の予防を基礎とし、安全安心の確保及び被害回避に寄与するものと考えている。具体的には「ハラスメント被害を受けない権利」、「被害から回復する権利」、「適切な保護及び支援を受ける権利」、「報復措置（再被害）を受けない権利」、「ハラスメントの差止め請求権」、「履行請求権」、「就労拒否権」である。

本稿では、定義のみではなく、先の職場におけるハラスメント被害者の権利を含むような、職場におけるハラスメント被害者の視点に立った法制度の必要性を訴えるものである。

キーワード：職場、ハラスメント、立法政策、権力（パワー）濫用、被害者の権利

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程修了者修士論文要旨

[修了者]

春セメスター

※該当者なし

秋セメスター

氏名	修士論文題目	研究指導教員
高倉 大輔	国指定史跡弘道館の保存・修復・復元に関する基礎研究 — オーセンティシティの概念を用いた文化遺産の評価の実際 —	水嶋 英治
山崎 淳	烏山和紙再生におけるマーケティング活動の基礎的研究 — 関係性マーケティングの観点から —	水嶋 英治
王 莉	A Study on Strategic Positioning of Museums in Serving Social Development in the Information Age	水嶋 英治

国指定史跡弘道館の保存・修復・復元に関する基礎研究

— オーセンティシティの概念を用いた文化遺産の評価の実際 —

高 倉 大 輔

本研究は、文化遺産のマネジメントにおける概念整理のための一手段として、「保存・修復・復元」の観点から文化遺産情報の評価・活用を有効に進める手段について考察しようとするものである。特に、文化遺産にかかわる法律と法的拘束力を有しない国際憲章から「保存・修復・復元」の概念を抽出し、その上で、国指定史跡弘道館を舞台に文化遺産の復旧過程の事例を論じる。日本の文化遺産の特徴として、歴史的建造物の分野では、大体において木造を占めていることが挙げられる。そのため、風雨の及ぼす劣化や腐食によって、定期的な修復を施さなければならない。ここで問題となるのは、創建当時の材料や技術等の限らない普遍性を理想に掲げる「オーセンティシティ（真正性）」との均衡である。歴史的建造物を修復する場合の日本の基準及び国際的な規範並びに復旧過程の事例から、文化遺産の抱える課題を検討する。

第1章では、序論として、本研究の背景、先行研究、本研究の意義・目的、研究方法、論文構成を記した。100年以上の歴史がある日本の文化遺産の保存・修復・復元において、その概念の変遷や近年の動向と本研究の位置付けをまとめた。

第2章では、日本の「文化財保護法」と国際記念物遺跡会議（International Council on Monuments and Site、略称ICOMOS、イコモス）設立の契機となった「記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章（ヴェニス憲章、1964）」を中心に、オーセンティシティの概念について再考した。文化圏の異なる日本と西洋では、木造建築と石造建築とで建築様式も共有しておらず、したがってオーセンティシティの構成要素も相容れない。紆余曲折を辿り、文化の多様性を認めた「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント（1994）」では、文化遺産の価値は、文化遺産自体から得られる情報源に依存することが示された。

第3章では、事例研究として、2011年の東日本大震災で甚大な被害を受けた弘道館（国指定特別史跡・重要文化財）の復旧過程の現状について述べた。2012年12月から2014年3月にかけて実施された災害復旧工事の期間中、弘道館の（1）屋根、（2）天井、（3）柱、（4）壁、（5）床、（6）基礎、（7）その他の箇所において、どのような現状変更が及ぼされたのかを明らかにするため、定点での記録写真撮影と弘道館職員や工事関係者への聞き取り調査を行った。そして、奈良ドキュメントでのオーセンティシティの概念（形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他内的外的要因）を用いて評価した。結果を見ると、形態と意匠、伝統と技術、精神と感性においては概ね維持していると認められたが、材料と材質、用途と機能、立地と環境においては肯定的な評価を得られないことが分かった。

第4章では、本論の結論を述べた。日本の木造建築物に求められるのは、「創建当時の姿」を残すこと、すなわち「構造的完結性」を保つことであり、その代償として材料の更新が余儀なくされている。一方で、破損や腐敗で取り替えた当初材を廃棄せず適切な場所に保存すること、復旧工事に関する全ての情報を記録作成しておくことは、木造建築物のオーセンティシティを支える重要な部分であると結論付けた。

キーワード：文化遺産、保存、修復、復元、オーセンティシティ（真正性）

烏山和紙再生におけるマーケティング活動の基礎的研究

— 関係性マーケティングの観点から —

山 崎 淳

論文要旨

21世紀初頭から、全国各地で地域資源が見直され、様々な取り組みが展開されているが、単に地域名をつけただけの商品開発や有名人を起用したイベントなど、実体のないマネジメントが行われている。これを問題とし、マーケティングの理論を用いた、伝統産業の取り組みの研究を通し、歴史の持つ価値と文化の持つ価値を両立させた新しい理論の構築の可能性を感じ、本研究に取り掛かることとなった。

本論文は、高度経済成長期には紙漉きが約850軒ありながらも、1964年、福田製紙所1軒のみを残すまでに衰退してしまった栃木県那須烏山市に伝わる烏山和紙を、たったひとりで再生させた、福田弘平(1937-2013)の活動を関係性マーケティングの観点から研究・分析を行ったものである。

しかし、福田の取り組みは、彼の時代を読み取る力や人的ネットワークによって試行錯誤を繰り返したものであり、暗黙知である。また、福田自身による活動の記録や、彼の活動を分析し、応用させようとする文献は存在していない。ここに着目し、彼の取り組みを顕在化させ、理論化することによって応用が可能になり、社会的貢献が果たせると考えた。元来、工房にのみいたはずの職人が直接顧客と繋がり、新たな事業を展開し、ファンを増やしていった福田の手法は、企業と消費者が双方向のコミュニケーションを継続し、そのプロセスの中で信頼関係を構築し、長期的な相互扶助の関係の中で利益を生み出そうとする関係性マーケティングの理論に沿っていたのではないかと仮説を立てた。顕在化のプロセスにおいては、福田本人への聞き取り調査、福田製紙所に残るデータの収集、福田が関わった施設への現地調査を実施した上で、サービスマーケティングの理論に加え、関係性マーケティングの理論を用いて福田のマネジメントを研究した。

福田は、父親が大切にしていた東京の卸問屋との取引から決別し、自分の漉いた紙を自ら売るために、和紙の展示施設「烏山和紙会館」を開業した。これにより来館者と職人が直接コミュニケーションを交わすことが可能となった。この中で、消費者の声を聞き取った福田は、和紙および糊の研究を行い、消費者目線に立った商品開発を行った。

次に福田は卒業証書プロジェクトに取り掛かった。これは卒業証書を手漉き和紙で作成するもので、2013年現在、栃木県内のすべての公立高校で採用されている。さらに色のついた和紙を折り曲げて作品を作る押絵教室を開設し、自らが家元となり学びを通してリピート誘導を成功させた。和紙の持つ文化価値を利用し、伝統産業のブランド化を果たし、文化財として認知させることで、和紙の技術と文化を保存・継承を達成した。これらの手法は、伝統を啓蒙し、保存・展示する手法とは異なり、伝統産業を人々の生活に根付かせることで、手漉き和紙の持つ価値を共有しながら、継承を成功させている。

収集・保存・展示・研究・教育活動を柱に展開するミュージアムのマネジメントは、今後、企業と顧客が自他一体となり、双方向コミュニケーションによる相互扶助、長期継続的な関係の中で、価値共創・共有を目指す手法によって、ミュージアムと来館者による新しい価値を創っていけるだろう。

キーワード：烏山和紙 関係性マーケティング 文化価値

ミュージアム・マネジメントにおけるブランド化 文化と経済の両立

A Study on Strategic Positioning of Museums in Serving Social Development in the Information Age

王 莉

As of 2010, China surpassed Japan as the world's second-largest economy by her three decades opening policy. At the same time, the number of museums in China increased from 300 in 1978 to 3,000 in 2010. While as in Japan, the number of museums was increased from 145 in 1945 to 5,000 in 2003. Comparative study on museums' public service roles at different stages of economic development in Japan and China may reveal new perspectives on the impact of culture development by regional economic growth. Both Japan and China are facing challenges of future museum operation and development. Although the relationship between culture and economic development could be extremely complex, theory and practice has been proved that innovation is the driver for our economic development today, which will be impacted by culture development. Over last two decades, all of the development and innovation in the Cyber space are transforming the way how we live, work and think. Impact by social media to museum professionals and museum 2.0 was reviewed. Future trend analysis on museum operation in the information age was reviewed to further understand the social mission of museums in the 21st century.

In summary, the main effort of this study has been trying to explore how museums could better serve our community. We are living and working in a great era, the information age. Like any social organizations, strategic positioning is critically important step for museums to have robust and sustainable future. Museums are not in the vacuum of society. Museums could become endangers species without creating social values. The author used China and Japan case study to explore in which way museums were following the social and economic development by applying Rostow 5 Stage Economic Development Model as reference. Best practice of strategic management of museum in the U.S. was reviewed by applying Porter 5 Forces Model for Competitiveness to understand where and how to better serve our community. There are tremendous limitations to this study. To name a few of them, lack of existing data, literature, historic study, changing environment, changing society, global study across language, culture, social and political systems are main obstacles. Academically, interdisciplinary perspectives of sociology, economics, strategic management, information communication technology added multiple complexities to this study. The ultimate mission of museums is to build conscience driven culture by regional heritage. It is the new global trend to view museums as the knowledge source of civilization with focal points of conscience, wisdom and art.

KEY WORDS : Museum Social Mission, Historic Sociological Study, Strategic Management of Museum, Information Age and the Social Media, and Core Value of Museums

常磐大学大学院学術論究発行規程

制 定 1992年6月24日 研究科委員会

全面改正 2013年6月7日 教学会議

(目 的)

- 第 1 条 常磐大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術研究の推進および成果の公表と相互交換をすることを目的として、「常磐大学大学院学術論究」（以下「学術論究」という。）を発行する。

(編集委員会)

- 第 2 条 学術論究の編集業務を行う機関として、教学会議のもとに常磐大学大学院学術論究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。
- ② 編集委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
1. 各研究科委員会からの代表1名
 2. その他委員長が指名した者1名
- ③ 委員長は、委員の互選とする。
- ④ 委員の任期は、4月1日から2年とし、再任を妨げない。
- ⑤ 編集委員会は、編集業務に協力を得るために、各研究科の大学院生1名を編集補助者として委嘱することができる。

(任 務)

- 第 3 条 編集委員会は、原則として毎年度1回学術論究を発行する。

(投稿資格)

- 第 4 条 学術論究への投稿資格者は、次のとおりとする。
1. 大学院に設置する科目の授業担当者
 2. 大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
 3. 大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
 4. 大学院修士課程に在籍する学生および研究生
 5. 大学院修士課程を修了した者
 6. 編集委員会が特に認めた者

(論稿の種類)

- 第 5 条 学術論究に掲載する論稿は、次のとおりとする。
1. 原著論文 原著論文とは、独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、人文社会科学・自然科学の進歩や発展に寄与するものをいう。
 2. 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
 3. 研究レビュー 研究レビューとは、当該研究に関する先行研究を網羅的にまとめ、研究の動向を論じたものをいう。

4. 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書および論文の紹介をいう。
 5. 学界展望 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
 6. その他 その他とは、その他の論稿であって編集委員会が特に認めたものをいう。
- ② 前項のものは、未発表のものを原則とする。

(編 集)

- 第 6 条 編集委員会は、前条第 1 項に規定する論稿について、募集し、編集する。
- ② 投稿に関しては、別に定める。

(審 査)

- 第 7 条 編集委員会は、第 5 条第 1 項に規定する論稿について、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、掲載の適否を判断する。
- ② 編集委員会は、投稿者に対して、必要に応じて加筆、訂正、削除または掲載見送り等を要求することができる。

(著作権および出版権等利用の許諾)

- 第 8 条 学術論究に掲載されたすべての論稿の著作物は、著作権者に帰属する。
- ② 著作権者は、大学院に対し、当該論稿に関する出版権の利用につき、許諾するものとする。
- ③ 著作権者は、大学院に対し、電子化した当該論稿の常磐大学のホームページへの公開について許諾するものとする。

(保管・管理)

- 第 9 条 学術論究の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、情報メディアセンターが行う。

(事 務)

- 第 10 条 学術論究の発行事務は、学事センター研究教育支援係が行う。

附 則

1. この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。
2. この規程は、2006年 4 月 1 日に遡及して施行する。
3. この規程は、2013年 6 月 7 日に全面改正を行い、2013年 4 月 1 日に遡及して施行する。

常磐大学大学院學術論究
學術雜誌執筆要綱
(2014年度版)

I. 『常磐大学大学院学術論究』への投稿に関する諸注意

『常磐大学大学院学術論究（以下、学術論究）』とは常磐大学大学院の趣旨ならびに特色を考慮した学術専門雑誌です。本大学院学術論究発行規程第5条第1項が定める学術論文などを掲載します。

投稿論文等は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は除く）されていないもの、あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限り、新規見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。

なお、掲載されたすべての論文の著作権は著者に帰属しますが、出版権は常磐大学大学院（以下、本学）に帰属します。また、掲載された論文は電子化し、本学ホームページで公開します。

投稿について

投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否を編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者にお知らせします。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、投稿論文数が2編以下の場合は、休刊にすることがあります。

1. 原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（CD-RまたはUSBメモリとし、原則としてMSWordで入力したもの）を学事センター研究教育支援係に指定された日時までに提出してください。

教員以外の投稿者（大学院生）は、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文をつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者をお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則として認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

送付先：〒310-8585 水戸市見和1-430-1

常磐大学大学院学術論究編集委員会 宛て

（事務局：学事センター研究教育支援係）

2. 有資格者について

『学術論究』に投稿することのできる有資格者は、次のとおりです。

〔参考〕大学院学術論究発行規程（第4条）

- ① 本大学院に設置する科目の授業担当者
- ② 本大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
- ③ 本大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
- ④ 本大学院修士課程に在籍する学生および研究生
- ⑤ 本大学院修士課程を修了した者

⑥ 編集委員会が特に認めた者

注：筆頭執筆者が上記に該当すれば、その投稿は認められるものとします。ただし、筆頭執筆者が上記に該当しない場合、第2著者以降に上記該当者が含まれていても、その投稿は原則として認められません。

3. 募集論文の種類

①原著論文②研究ノート③研究レビュー④書評⑤学界展望⑥その他、編集委員会が特に認めたもの
原著論文と研究ノートはいずれも学術論文に含みます。いずれも独創的な研究で、科学上意義ある結論または事実を含むものです。

- ① 原著論文とは、著者による独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、科学技術の進歩や発展に寄与するものです。その成果と内容、ならびに論文形式等が当編集委員（査読者も含む）によって原著論文に値すると認められた論文ということが出来ます。
- ② 研究ノートとは、これまでの研究の概要を暫定的に報告した論文であり、新しい発見や着想を早く公表することを目的としたものをいいます。研究テーマにかかわる先行研究を詳細に概観する必要はありません。また図や表も最小限にとどめ、確定した事実だけを記し、後に改変の必要が起こるような内容を含めないことが望まれます。
- ③ 研究レビューとは、当該研究テーマに関する先行研究をまとめたものをいいます。先行研究を網羅的にまとめ、当該研究の研究動向を論じたものなどが対象となります。
- ④ 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介をいいます。
- ⑤ 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的外観をいいます。
- ⑥ その他とは、①～⑤以外の論稿であって編集委員会が投稿を認めたものをいいます。

以上の観点から、投稿者の希望と異なる論文種になる場合があります。ご了承ください。

※ 原則としてすべての論文に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し掲載の採否を決定することとします。

Ⅲ. 論文等原稿作成上の注意

頁構成	1 枚目（表紙）……表題、著者名他
	2 枚目……………要旨（Abstract）、キーワード（Key words）
	3 枚目……………本文

《1 枚目（表紙）》

下の1～3については、本文が邦文の場合は邦文・英文を併記し、本文が英文の場合は、英文のみを記載する。

1. 表題

「……の研究」というような大ざっぱな表記を避け、論文の内容、新知見を表記した簡潔で明瞭な

ものとする。また、長い場合は略題（ランニングタイトル）をつける。2編以上の原稿を同時に提出する場合は、それぞれ別の表題をつける。

2. 著者名（フリガナ）
3. 所属、領域、研究指導教員名
4. 図表の数
5. 抜刷希望部数（贈呈分50部を含む）
6. 連絡先住所・電話番号（FAX番号；e-メールアドレス）
7. 編集・印刷上の注意事項の指示（朱書）

《2枚目》

1. 論文の要旨（Abstract）

和文（600字～800字程度）および英文（150語～200語程度）で併記すること。読者が一読して論文の内容が明確に理解できるものとする。

2. キーワード（Key words）

日本語および英語で5個以内。やむを得ず邦語のキーワードを含む場合には、ローマ字表記の邦語のキーワードを併記すること。

《3枚目～本文》

1. スタイル、枚数

A4判用紙に横書き。図表と写真は一点につき一枚に換算し、所定の枚数に含める。
また行番号を付してください。

[本文が和文の場合]

文章は現代かなづかいとする。

ワープロ使用

40字×30行設定で、①原著論文は16～20枚、②研究ノートは8～10枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ8枚まで、とする。

なお変換できない文字や記号は、手書きで明瞭に書き入れる。

手書き

400字詰原稿用紙を使い、①原著論文は50～60枚、②研究ノートは25～30枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ25枚まで、とする。

[本文が英文の場合]

フォント11の活字を使用したワープロによる印字のみとし、30行設定で入力する。①原著論文は20～25枚、②研究ノートは10～20枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ10枚まで、とし、原語綴りは行端末で切れないようにする。

可能なかぎりネイティブの専門家の校閲を受けること。

2. 構成

論文の構成は次のように編成する。ただし、それらは必ずしも見出しの表記法を規定するものではない。〔注1、注2〕なお、中見出しは、適宜考慮して適切に表現する。

はじめに：序言または緒言に相当するもの。研究の位置づけおよび目的を明示する。

研究の方法

結果

考察

結論

謝辞…出来るだけ簡単に、研究費の出所等も記載する。

引用文献…〔注3〕

図表・写真のタイトル（説明文を含む）…〔注4〕

〔注1〕 総説、講座、または専門分野の学会などの慣行に従うことが望ましい場合には、上記の構成の限りではなく、適宜考慮して記述する。ただし、学生が投稿する場合は、その標準的な構成を示したサンプルを一部提出することが望まれる。

〔注2〕 自己の知見と他人のものとの比較で、異論を論じるだけの場合は、出来るだけ「結果および考察」に相当する一章にまとめる。ただし、その場合は、研究ノートに分類されることもある。

〔注3〕（引用文献について）

1. 本文中に引用する際の表記法

文献に記述された内容を本文中に引用する場合には、基本的にはそのまま書き写さずに自分の言葉に置き換えて記述すること。

○1名の研究者による文献の場合

Skinner (1967) は、……と述べている。

井上 (1993) の研究では、……が明らかにされた。

……と報告されている (Sidman, 1990)。

……が指摘されている (山本, 1997)。

○2名の研究者による共同研究の場合

Horne and Lowe (1996) によれば、……

……が報告されている (Sekuler& Blake, 1985)。

……と報告されている (谷島・新井, 1996)。

○3名以上の場合

・本文中に初めて出すときには、全ての研究者の名前を記述する。

柏木・東・武藤 (1995) は、……と述べている。

Matthews, Shimoff, and Catania (1987) は、……を調べた。

……が報告されている (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)。

・2回目以降は、以下のように省略して記述する。

柏木他 (1995) は、……と述べている。

柏木ら (1995) は、……と述べている。

Matthews et al. (1987) は、……ことを指摘している。

……が指摘されている (Matthews et al., 1987)。

名前は基本的に姓のみを表記する。ただし、同姓の人物が引用されていて紛らわしい場合には、日本語名であればフルネームを書き、欧文名であればファーストネームのイニシャルを添えて書くこと。

※原文の直接的引用

どうしても文献の内容を原文のまま引用したい場合には、次のようにすること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。高橋（2001）は、この問題に関して次のように述べている。

（1行空ける）

ヒトの場合、言語行動が・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（高橋、2001、p.102）。

（1行空ける）

以上のように高橋は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2. 引用文献のリストの書式

本文中に引用した文献は、全て最後の引用文献のリストに記載すること。リストは、アルファベット順に並べ替えること。同じ著者の場合は、発表年代順に並べる。

○初版の場合.

松沢哲郎（2000）. チンパンジーの心 岩波現代文庫

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York; NY: Knopf.

○改訂版の場合.

芝 祐順（1979）. 因子分析法 第2版 東京大学出版会

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ Prentice-Hall.

○編集された書籍の場合.

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

海保博之・原田悦子（編）（1993）. プロトコル分析入門 新曜社

○編集された書籍の場合.

Chase, P. N., & Danforth, J. S. (1991). The role of rules in concept learning. In L.

Parrott & P.N.Chase (Eds.), *Dialogues on verbal behavior*. Reno, NV : Context Press. pp.226-235.

佐藤方哉（1983）. 言語行動 佐藤方哉（編）現代基礎心理学6 学習Ⅱ 東京大学出版会
183-214.

○雑誌の場合. (DOI番号がある場合は記載すること)

木本克己・島宗 理・実森正子（1989）. ルール獲得過程とスケジュール感受－教示と形成による
差の検討－ 心理学研究, 60, 290-296.

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding:

Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 36, 207-220. doi: 10.1901/jeab. 1981. 36-207

○Webサイトの場合.

長瀬産業株式会社ヘルスケア事業部 (2001). <OLの化粧に関する意識調査>結果報告 (2001.12.13.) <<http://www.nagase.co.jp/whatsnew/20011213.pdf>> (2002年1月10日)

文献の標記の仕方については、「日本心理学会執筆・投稿の手引き (2005年改訂版)」を参照すること (日本心理学会ホームページ <http://www.psych.or.jp/tebiki.doc>)。

他に下記の書籍が参考になる。

APA (アメリカ心理学会) 著 江藤裕之・前田樹海・田中建彦 (訳) (2011). APA論文作成マニュアル 第2版 医学書院
原著

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition.* Washington, DC: American Psychological Association.

[注4] (図表・写真について)

1. そのまま印刷できる鮮明なものを用いる。光沢のある白い印画紙の上に焼き付けたものかそれに準じたものとし、手書きは不可とする。また、大きさは横幅7~14 cmのものを用意する。文字の大きさについては、原寸大として使う場合は、最低1.5 mmの高さが必要である。
2. 原図の裏には著者名・図表番号・天地の指示を鉛筆書きし、A4判の台紙に貼付する。特に、大きさや配置に希望のある場合は明記する。
3. 図表は、和文では「第1図」または「図1」、「第2表」または「表2」のように、英文では「Fig.1」、「Table 1」のように表わし、本文中と統一する。また、タイトルおよび説明文 (注記を含む) は写真判には含めず、別紙に表記したものを添付する。
4. 本文中で、図表挿入部位の表示は、本文の右欄外に朱書きで指示する。

IV. 編集作業について

編集作業は以下の予定で行います。

1. 投稿募集案内の配布と投稿希望書の配布 6月下旬
2. 投稿希望申請のための書類提出締め切り 7月中旬
3. 投稿規程、投稿のために必要な手続き書類の送付 7月下旬
4. 原稿提出締め切り 10月上旬
5. 査読者の決定と査読依頼書の送付 10月上旬
6. 査読締め切り 11月上旬
7. 再提出の締め切り 12月上旬
8. 再査読依頼 12月上旬
9. 再査読締め切り 1月上旬
10. 最終提出締め切り 1月下旬

11. 原稿印刷 2月上旬
12. 初校の送付 2月中旬
13. 初校校正の締め切り 2月中旬
14. 校正最終締め切り 2月下旬
15. 原稿印刷 2月下旬
16. 学術雑誌の配布と別刷り送付 3月下旬

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School
Guidelines

(2014 edition)

I . Information for authors regarding contributions to the Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School

The Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School is an academic periodical that considers themes related to the Tokiwa University Graduate School. Selected academic papers and other appropriate material are published according to the Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1.

Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams.

The copyrights of submitted manuscripts will belong to the author(s), but the publishing rights will belong to Tokiwa University Graduate School. All published manuscripts will be converted to electronic form as well as be published on the homepage of Tokiwa University.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Call for papers will be announced via the bulletin board in the 4 th floor graduate student room of Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted for publication. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1 . Manuscript Submission

Authors must submit two copies including one digital copy and one original manuscript. Digital copies can be submitted on CD-R or by USB flash drive, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Academic Affairs Office, or mailed to the address below by the appointed date and time.

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable advisor.

It is the author’s responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread.

Authors will be given two days to have the proofreading done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

(Send to)

Tokiwa University Scientific Journal Committee,
Tokiwa University Academic Affairs Office
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

2. Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Scientific Journal of Tokiwa Graduate School Regulations No. 4).

1. Course instructors for the Tokiwa University Graduate School.
2. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's doctoral program.
3. Anyone who has completed Tokiwa University's doctoral program.
4. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's master's program.
5. Anyone who has completed Tokiwa University's master's program.
6. Those specially recognized by the Editorial Board.

Note: In the case that a manuscript is submitted under multiple authorships, it will still be accepted if secondary authors do not meet the above requirements as long as the first author does. However, if the first author of a submission does not meet the requirements stated above, his or her submission will not be accepted, regardless of whether or not secondary authors do in fact meet the requirements.

3. Categories for paper application acceptance

1. Original article
2. Research notes
3. Research review
4. Book review
5. Insights on an academic society,
6. Others

Both original articles and research notes are categorized as academic papers.

- ① The merit of submitted original articles (including its contents, results, layout, etc.) will be determined by the editor assigned to evaluate the manuscript.
- ② Research notes serve as a temporary report and outline of research completed to a certain point but still pending final results. When composing the research notes, it is not necessary to make a detailed outline of the previous research that matches the research theme. They should include just factual information, minimizing the usage of tables and figures. Furthermore, research notes should not include any information that may be subject to change as the research continues.
- ③ A research review is a collection of prior research concerning a particular research theme. The purpose of the Research Review is to give a comprehensive review of previously published research and argue or discuss a particular view of the work.

- ④ A book review is an introduction to a recently published book or scholarly article.
- ⑤ Writings on insights on academic society are comprehensive commentaries on research trends in the academia surrounding a particular field.
- ⑥ “Others” includes any manuscript contribution other than those mentioned that is accepted by the Editorial Board.

Based on the above descriptions, contributors should be aware that the category under which a given manuscript is submitted is subject to approval and possible change.

* As a general rule, the above applies to all submitted manuscripts. Judgment about the status and acceptance, rejection, or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board.

II. Important points to remember when preparing a manuscript for submission

Page Composition	1st page (front cover)Title, Author’s name, etc.
	2nd page.....Abstract, keywords
	3rd page.....Body

Front Cover (and binding)

1. Title

Try to avoid overly-broad titles such as “Research on [X] topic.” Titles should be brief but clear in their description of the contents of the manuscript. Use a running title if the original title is very long. If you plan to submit two or more separate manuscript copies at one time, make sure that they have different titles.

2. Author’s Name

3. Position, field of work/study, name of Research Mentor

4. Number of figures and tables in text

5. Anticipated number of reprints (up to 50 reprints will be provided for distribution at no extra fee)

6. Contact address, telephone number (FAX number and e-mail address)

7. Important notes regarding editing/printing (please write using red ink)

Page 2

1. Abstract

The abstract should be between 600 and 800 Japanese characters and 150 and 200 English words written side-by-side, and should be written in a way that readers can gain a clear understanding of the contents of the paper by reading it.

2. Keywords

Up to five keywords in Japanese and English should be included after the abstract. All keywords

in Japanese should have their Romanization declared and written beside it.

Page 3 – Text body

1. Style, number of pages

Use standard A4 sized paper. Separate figures and tables should be included in such a way that they can be easily included alongside the text in the manuscript.

Use a word processing program such as Microsoft Word to type and print the paper (font size 11, 30 lines per page). ①Original articles should consist of 20-25 pages, ② research notes should consist of 10-20 pages, and other submissions (③research reviews, ④book reviews, ⑤insights on academic society, and ⑥other submissions) should consist of no more than 10 pages. Please justify text in a manner that does not force word-splitting at the end of lines. Manuscripts should be proofread by a native speaker of English before being handed in.

2. Organization

Manuscripts should be organized in accordance with the guidelines written below. However, there is possibility for slight deviations from layout described (see notes 1 and 2).

Introduction: Clearly indicate the purpose and the of the research in the preface or its equivalent

Research Method

Results

Discussion

Conclusions

Acknowledgements: list research contribution sources, etc.

References (See Note 3)

Appendices (including explanatory notes - see Note 4)

(Note 1) **Slight deviations from the organization prescribed above will be considered based on their suitability and the reasons for the differences. However, a sample of the standardized guidelines used should be provided when a manuscript is submitted using a different organizational standard than the one described.**

(Note 2) In the case that there is a difference in opinion between the contributor and any other involved party regarding any of the contents of the manuscript, the disputed issue should be outlined in a separate chapter titled “Results and Considerations.” If this is the case, the manuscript will be classified as “Research Notes.”

(Note 3) References

1. In-text citations (in margins)

For in-text citations of literature, text can be transcribed directly from the source.

Citations for a single author

i.e. “According to Skinner (1967)…”

“…are reported (Sidman, 1990).”

Citations for two authors

- i.e. "According to Horne and Lowe (1996)..."
- "...are reported (Sekuler & Blake, 1995)."

Citations for three or more authors

When the citation appears for the first time in the text, list all of the authors' names.

- i.e. "According to Matthews, Shimoff, and Catania (1987)..."
- "...are reported (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)."

For every subsequent appearance of the citation, you should abbreviate it according as is done in the following example.

- i.e. "According to Matthews et al. (1987)..."
- "...are reported (Matthews et al., 1987)."

Only the authors' surname must be used when citing names. In the event that two authors share the same surname, please also include the first initial of the author following the surname.

* Direct citation of text

When you wish to directly cite a source, use the following as a guideline.

"...Takahashi (2001) addressed the problem with the following."

(1 line space)

"In the case of

 (Takahashi, 2001, p.102)"

(1 line space)

"So, as can be gathered from Takahashi's statement above,..."

2. Format for cited reference list

All references that are cited in the text need to be listed. This list should be displayed in alphabetical order by the name of the leading author. If two books share the same author name, list in order of publication date.

First editions

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York; NY: Knopf.

Revised editions

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.

Edited texts

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

Journals. (Include the DOI number if available.)

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding: Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **36**, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981.36-207

Web addresses

Landsberger, J. (n.d.). Citing Websites. In *Study Guides and Strategies*. Retrieved May 13, 2005, from <http://www.studygs.net/citation.htm>.

References should be cited according to academically accepted guidelines, such as those released by the American Psychological Association.

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

(Note 4) Tables and Figures

1. Only clear images should be used. Figures and tables should be printed onto white, glossy paper, and should not contain anything hand-written. The width of all images should be 7-14 cm.
2. The author's name, figure number, and any layout instructions should be written in pencil on the back of a figure, and then pasted on a separate piece of paper. If the author has any specific instructions regarding the size or positioning of a figure, he or she should indicate so on the page the figure is pasted to.
3. All tables or figures should be labeled as "Table 1" or "Fig. 1." Any titles, explanations, or annotations to charts or figures should be written on the intended text page where the figure will be placed rather than on the accompanying the image page.
4. Any explanatory text accompanying figures should be written in red ink in the margin right of the figure will be placed on the manuscript page.

III. Editing Schedule

The following outlines the planned schedule for editing work:

1. Distribution of contribution application information and application forms (Late June)
2. Deadline for contribution applications (Mid-July)
3. Distribution of documents and forms required for contributing (Late July)
4. Manuscript submission deadline (Early October)
5. Official request will be sent to selected reader manuscripts reviewers (Early October)
6. Reading deadline (Early November)
7. Resubmission deadline (Early December)
8. Second review of manuscript (Early December)
9. Second review deadline (Early January)
10. Final submission deadline (Late January)
11. Manuscript printing (Early February)
12. Sending of first proofs (Mid-February)
13. Deadline for first proofs (Mid-February)
14. Final proofreading deadline (Late February)
15. Final manuscript printing (Late February)
16. Distribution of final printed journals (Late March)

「常磐大学大学院学術論究（創刊号）」における訂正

本誌創刊号（2014年3月）において誤りがありましたので、以下のとおり訂正させていただきます。

小幡知史・森山哲美（2014）. リサージェンス指標の検討を含めたハトにおける強化履歴ならびに他行動の出現傾向とリサージェンスの関係, 51-66

1. 英語の表題が記載されていませんでした。英語での表題名は以下のとおりです。

「History of Reinforcement, Response Relations, and Response Index for Resurgence: The Experimental Analysis of Resurgence for Pigeons」

2. 引用文献の記載が誤っておりました。正しくは以下のとおりです。

誤)

Lattal, K. A., & Pipkin, C. P. (2010). Resurgence of previously reinforced responding: Research and application, *The Behavior Analyst Today*, 10, 254-266.

↓

正)

Lattal, K. A., & St. Peter Pipkin. (2009). Resurgence of previously reinforced responding: Research and application, *The Behavior Analyst Today*, 10, 254-265.

以上

編集委員

森山 哲美（委員長） 安田 尚道

渡邊 孝憲 西澤 弘行

藤本 哲也 G. F. Kirchoff

松村 直道

常磐大学大学院学術論究 第2号

2015年3月31日 発行

非売品

常磐大学大学院人間科学研究科 被害者学研究科 コミュニティ振興学研究科
編集兼発行人 常磐大学大学院学術論究編集委員会委員長 森山 哲美
〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1 電話 029-232-2511(代)

常磐総合印刷株式会社

印刷・製本 〒310-0036 水戸市新荘3-3-36

電話 029-225-8889(代)

目次

□ 最終講義

- ・規範的な教育研究について ……………渡 邊 光 雄 1

□ 研究ノート

- ・私の間人科学
—なぜ、ヒトの脳皮質だけが発達したのか？— ……………秦 順 — 9

□ 原著論文

- ・クライアントは「自己概念」をどの程度、どのように語るのか
—「自己経験」の陳述との違い及び関係に注目しながら—
……………渡 邊 孝 憲 19
- ・韓国における性犯罪被害防止対策の現況 ……………吳 香 淑 31
- ・職場におけるハラスメント防止基本法の制定に向けた一考察
……………稲 垣 友 徳 43
- ・就労施設における職員と行動研究者の協議がダウン症の施設利用者に対する
職員の関わり行動にもたらす効果
……………下 山 田 理 絵, 水 口 進, 森 山 哲 美 57
- ・解答困難な計算課題に対する大学生の行動に関わる言語刺激が後の解答容易な
計算課題に対する行動に及ぼす影響 ……………中 村 達 大, 森 山 哲 美 71

□ 付 録

- ・常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録 ……………付— 1
- ・常磐大学大学院被害者学研究科博士課程（後期）学事記録 ……………付— 1
- ・常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 ……………付— 2
- ・常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 ……………付— 2
- ・常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 ……………付— 2
- ・常磐大学大学院人間科学研究科修士課程修了者修士論文要旨 ……………付— 3
- ・常磐大学大学院被害者学研究科修士課程修了者修士論文要旨 ……………付—11
- ・常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程修了者修士論文要旨 ……付—17
- ・常磐大学大学院学術論文発行規程 ……………付—21
- ・常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要綱 ……………付—23
- ・常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要綱（英文）……………付—31